

第三次国立市子ども総合計画 (素案)

平成27年12月

国立市子ども総合計画審議会



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の対象.....	5
5 計画の期間.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く国立市の状況	7
1 国立市の人口と世帯の状況.....	9
2 国立市の少子化の状況.....	11
3 子ども・若者の状況.....	14
4 アンケート調査等の概要.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の視点.....	28
3 計画の基本方針.....	29
4 施策の体系.....	30
5 計画の重点的取組み.....	31
6 計画の推進体制.....	32

第4章 子育て支援	33
基本方針1 子育て支援.....	35
施策目標1 ありのままの自分でいられる場所づくり.....	35
施策目標2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり.....	49
施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり.....	59
第5章 子育て支援	75
基本方針2 子育て支援.....	77
施策目標1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり.....	77
施策目標2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり.....	85
第6章 地域支援	91
基本方針3 地域支援.....	93
施策目標1 ところにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり.....	93
施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり.....	101

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備などを進めてきました。合わせて同年には、「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための総合的な施策の推進を図ってきました。

続いて、平成26年度を最終年度とする「次世代育成支援対策推進法」における行動計画終了後の対策を見据え、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

これにより、地方公共団体は乳幼児期を中心とする子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業の整備を含む「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

また、10年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、平成37年3月まで延長されています。さらに、少子化対策の効果が十分に認められない中で、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成27年3月には、「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されています。

通算すると国は20年以上に亘って、少子化対策・子育て支援対策の計画的実施に取り組んできておりますが、残念ながら目に見える形では好転していません。

今日、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増しています。子どもの貧困は悪化し続けており、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

児童虐待に関する相談対応件数も毎年増加しており、その背景には、子育ての孤立感・不安感・負担感の増大が認められます。さらに、不登校やいじめ、若者のひきこもりなども深刻化しており、子どもたちはストレスの多い環境の中で生きづらさを募らせていると考えられます。

こうした背景において、平成22年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、これを受け、同年7月、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。「子ども・若者ビジョン」においては、すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族を支援することとしています。

さらには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

国立市では、以上のような国の新しい施策を活用すると同時に、一人ひとりの子どもや若者、これから親になろうとする人や子育てをする保護者が、地域の温かい人間関係の中で多様な人々と出会い、自分らしく成長できるまちづくりを目指すことが必要であり、その手段として総合的な子ども計画の策定・実施に取り組んでまいります。



2 計画策定の趣旨

昨今の子どもと子育て家庭を取り巻く情勢を背景に、本市では平成 15 年に「国立市子ども総合計画」を策定し、平成 17 年には「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 22 年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定しました。さらに平成 23 年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定める「国立市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。これは、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画であり、「第二次国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）となるものです。

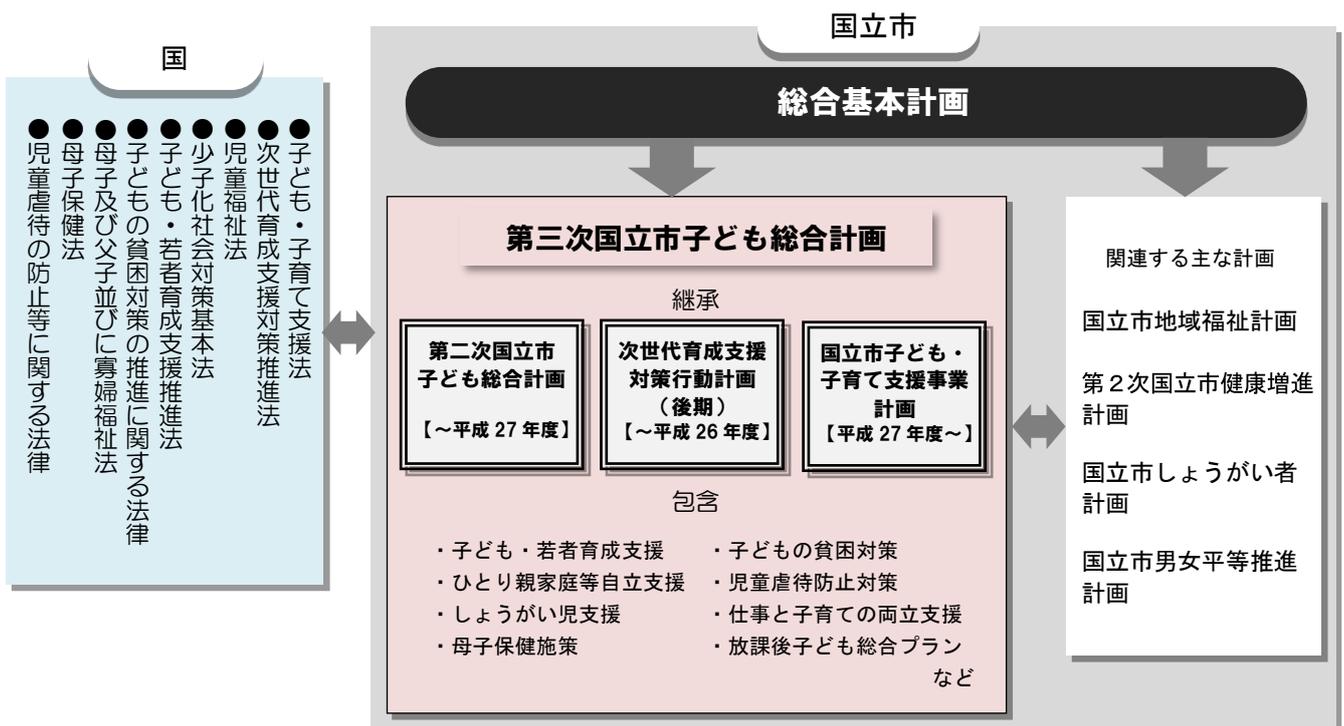
「第二次国立市子ども総合計画」は、平成 27 年度で計画の最終年度を迎えることから、本市においても地域をあげて、社会全体で子どもとその家庭を支援する総合的な計画として、「第三次国立市子ども総合計画」を策定するものです。



3 計画の位置づけ

本計画は、「第二次国立市子ども総合計画」及びその下位計画（アクションプラン）である「次世代育成支援対策行動計画（後期）」「国立市子ども・子育て支援事業計画」を継承する計画です。

また、「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「少子化社会対策基本法」の大綱、及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を勘案し、子ども・若者の育成支援、子どもの貧困対策、少子化対策、ひとり親家庭への支援策についても定めます。



4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等の様々な主体とします。

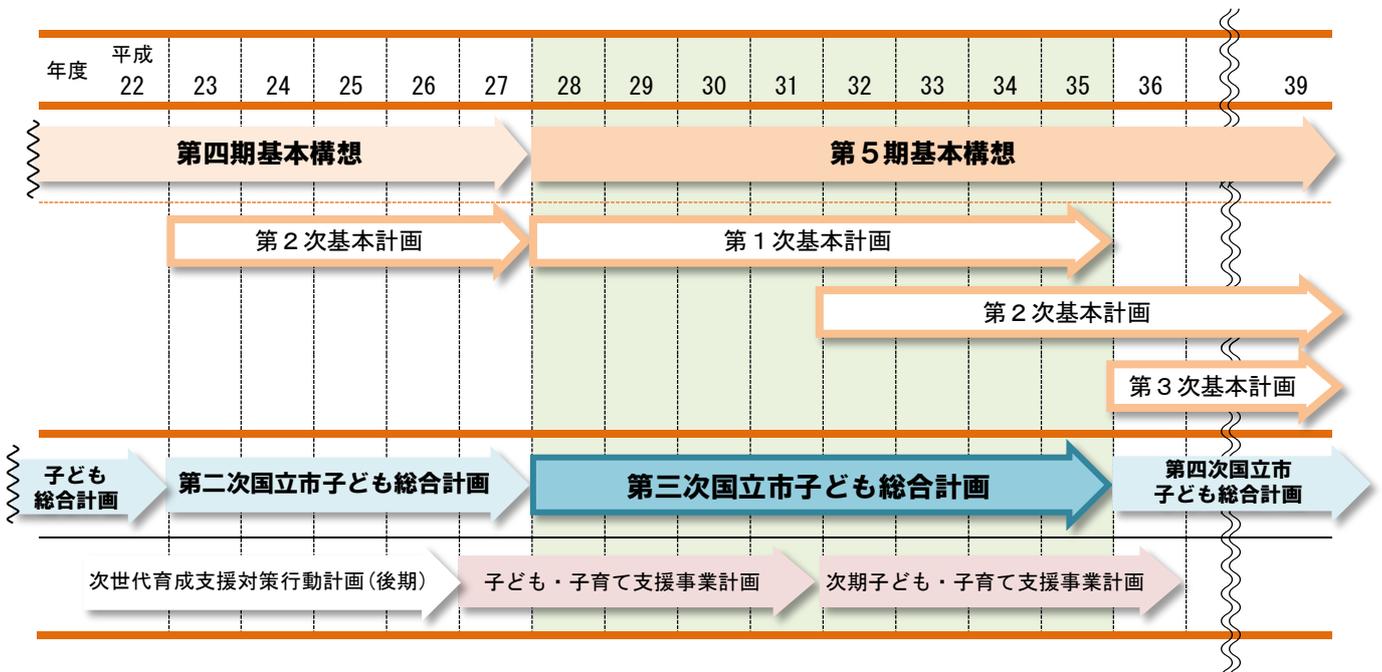
ただし、課題を抱える若者の自立支援については、おおむね 39 歳以下を対象とします。

5 計画の期間

本計画の上位計画である「国立市総合基本計画」は、「第5期基本構想」が平成 28 年度から平成 39 年度までの 12 年間で、「第1次基本計画」は平成 28 年度から平成 35 年度の 8 年間で、4 年ごとの見直しとしています。そのため、本計画の期間は上位計画との施策の連動性等を考慮し、平成 28 年度から平成 35 年度までの 8 年間とし、平成 31 年度に中間評価を行います。

ただし、「子ども・子育て支援事業計画」が「子ども・子育て支援法」により 5 年を一期と定められているため、上位計画である「子ども総合計画」と計画最終年ですれが生じますが、上位計画が 1 年間先行する形となるため、下位計画に施策等を反映させ、計画の整合性を図ります。

また、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化や市民の意向などを的確に読み取り、必要に応じて適宜見直しを図ります。



第2章

子ども・子育てを取り巻く

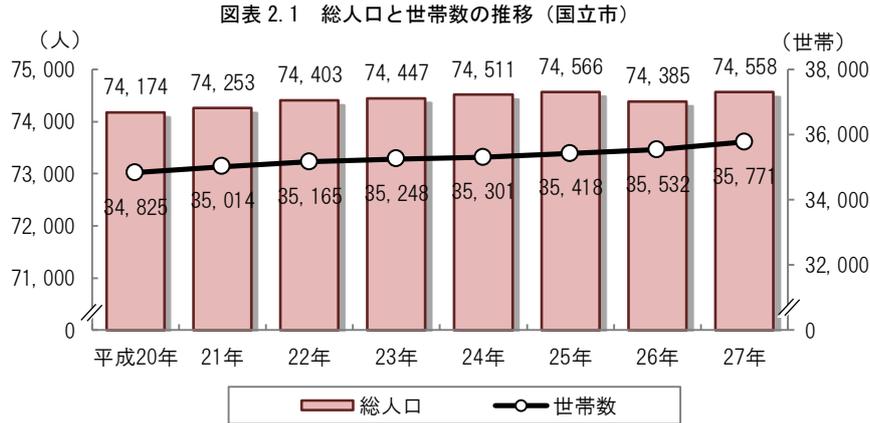
国立市の状況

1 国立市の人口と世帯の状況

(1) 総人口と世帯数の推移

総人口は平成25年まで緩やかな増加傾向でしたが、平成26年に減少に転じ、平成27年は再び増加しています。

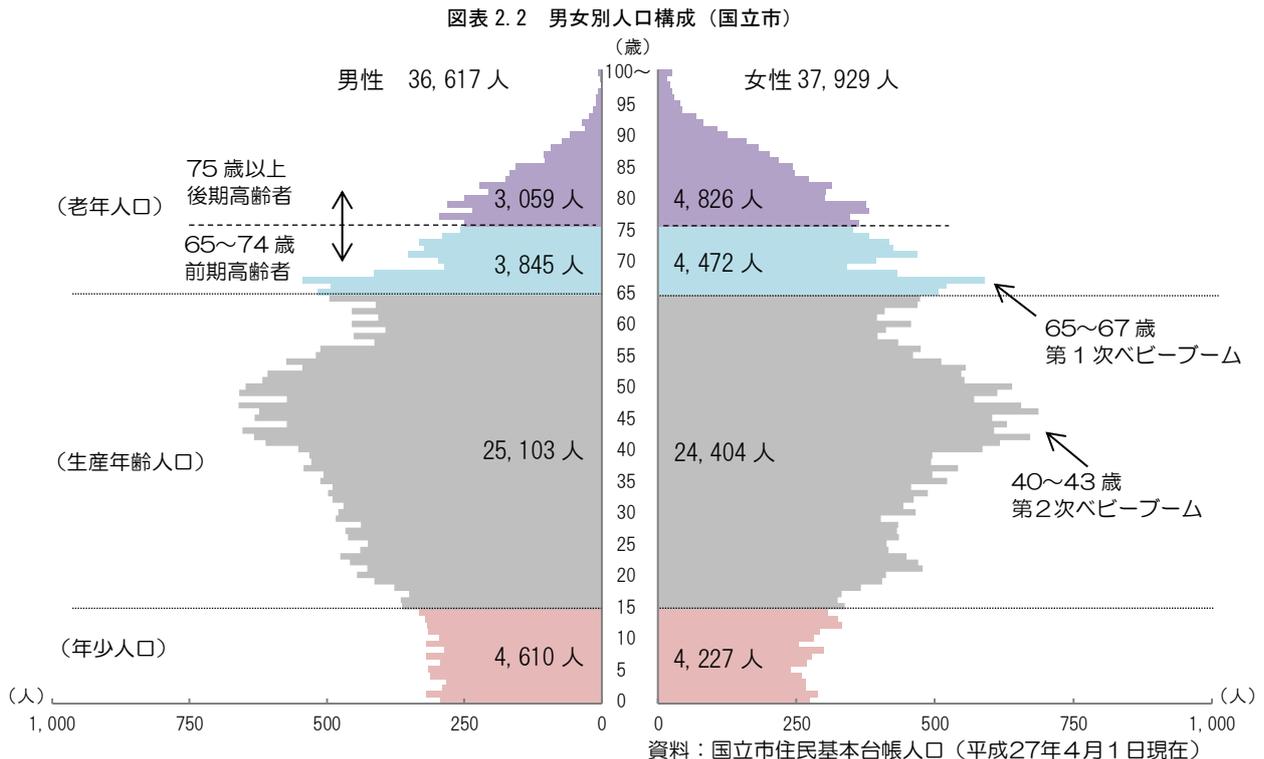
一方で世帯数は増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員が減少傾向にあることがわかります。



資料：東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(2) 男女別人口構成

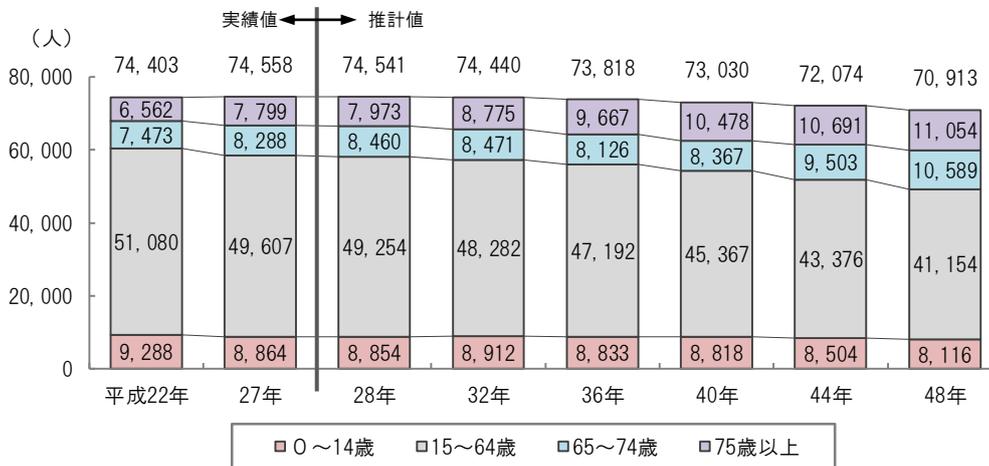
平成27年4月1日現在の男女別の人口構成は、年少人口(0~14歳)では男性が383人、生産年齢人口(15~64歳)では男性が699人、老年人口(65歳以上)では女性が2,394人それぞれ多くなっています。特に75歳以上の後期高齢者では女性が1,767人多くなっています。



(3) 将来人口の推計

将来人口の推計は、平成27年をピークに減少傾向に転じると予測されています。

図表 2.3 将来人口の推計（国立市）

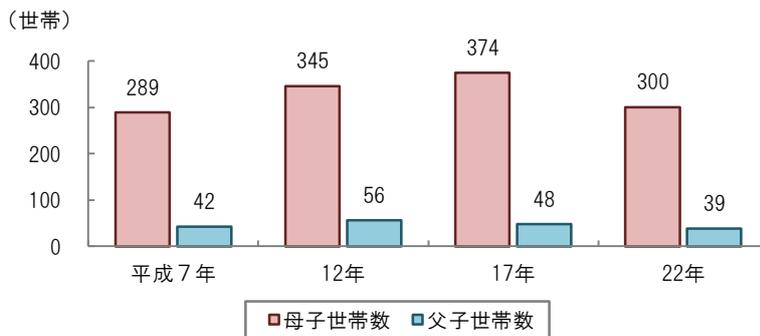


資料：国立市

(4) 母子世帯・父子世帯数の推移

国勢調査によると、平成22年の母子世帯数は300世帯、父子世帯数は39世帯となっています。

図表 2.4 母子世帯・父子世帯数の推移（国立市）



資料：総務省国勢調査

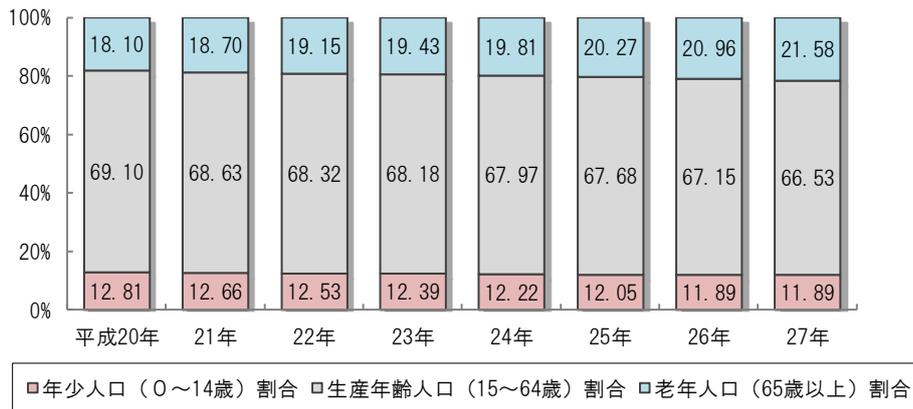
※母子（父子）世帯とは、未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

2 国立市の少子化の状況

(1) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合は12%程度で下降傾向にあり、生産年齢人口割合も下降傾向で推移し、平成27年1月1日現在、平成20年から2.57ポイント低下しています。その一方、老年人口割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、平成20年から3.48ポイント上昇しています。

図表 2.5 年齢3区分別人口割合の推移（国立市）



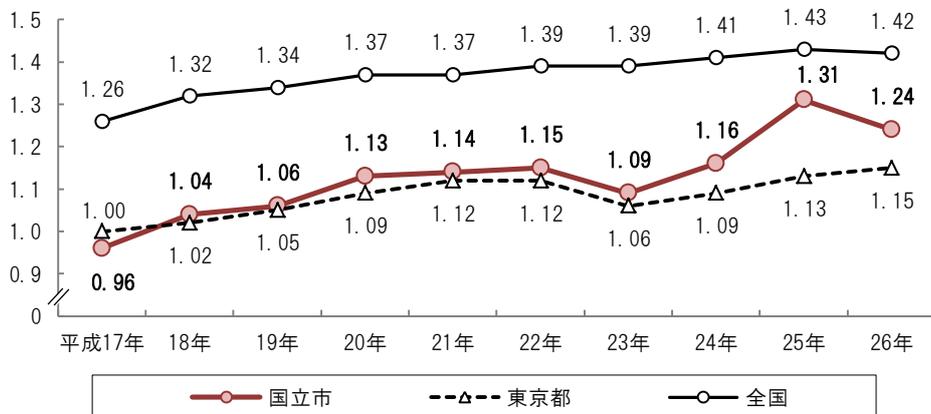
資料：東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は、平成17年には0.96まで低下しましたが、平成26年は1.24となっています。

平成18年から東京都を上回っていますが、全国と比べると低い値で推移しています。

図表 2.6 合計特出生率の推移（国立市）

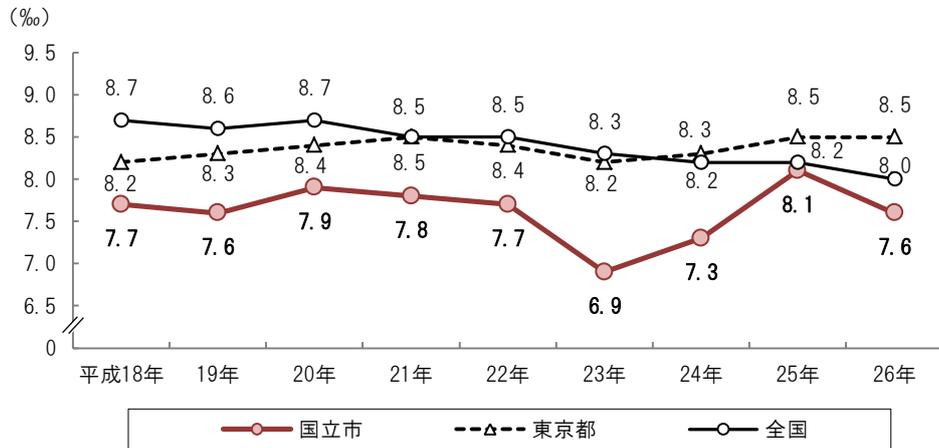


資料：東京都人口動態統計

(3) 出生率（人口千対）の推移の比較

出生率（人口千人あたり）は、平成18年以降、全国及び東京都を下回って推移しています。平成25年には8.1‰まで上昇しましたが、平成26年は7.6‰となっています。

図表 2.7 出生率（人口千対）の推移（国立市）



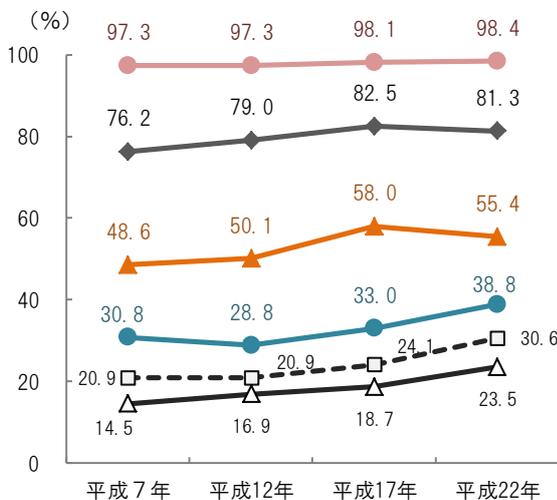
資料：東京都人口動態統計
※‰（パーミル）：千分率

(4) 未婚率の推移

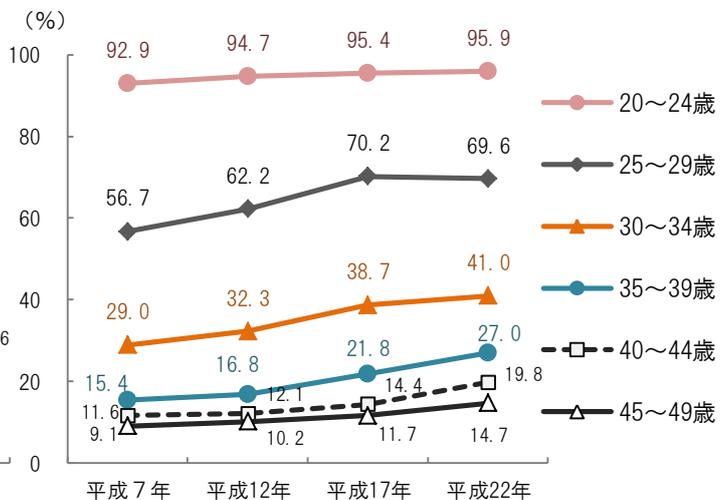
男性の未婚率は、25～34歳では平成17年まで上昇傾向にありましたが、平成22年に低下に転じています。35～49歳では上昇傾向が続いており、35～39歳は38.8%、40～44歳は30.6%となっています。

女性の未婚率は、25～29歳を除いて上昇傾向にあり、30～34歳は41.0%、35～39歳は27.0%となっています。

図表 2.8 未婚率（男性）の推移（国立市）



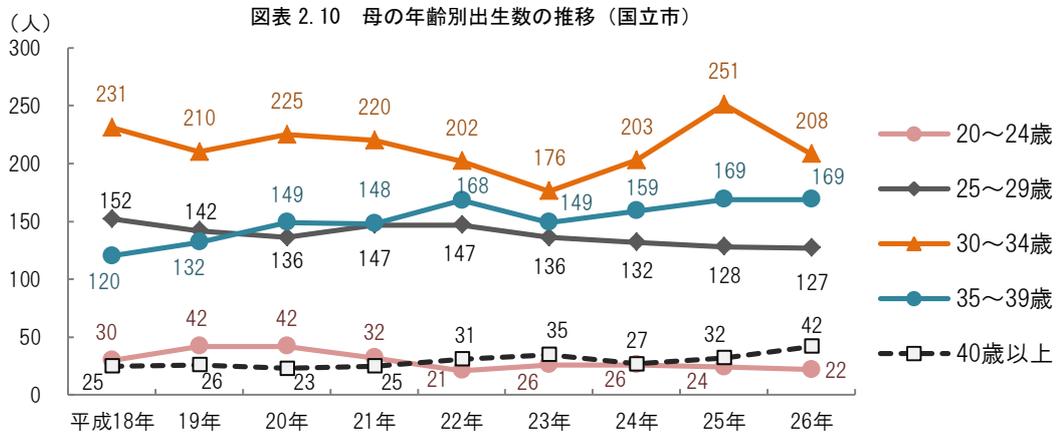
図表 2.9 未婚率（女性）の推移（国立市）



資料：総務省国勢調査

(5) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、25～29歳の出生数が減少傾向にあり、平成20年からは35～39歳の出生数が25～29歳を上回り、30～34歳に次いで出生数が多い年齢層となっています。



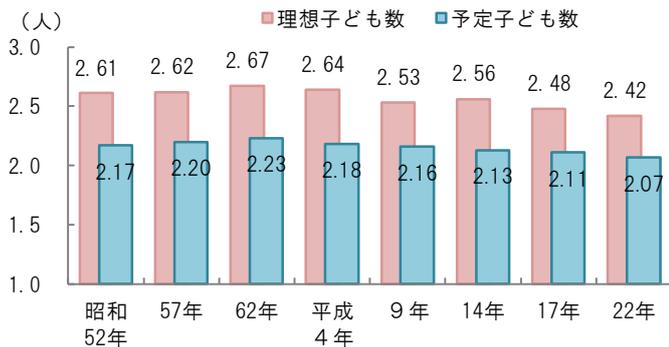
資料：東京都人口動態統計

(6) 理想の子どもの数と実際にもつつもりの子どもの数

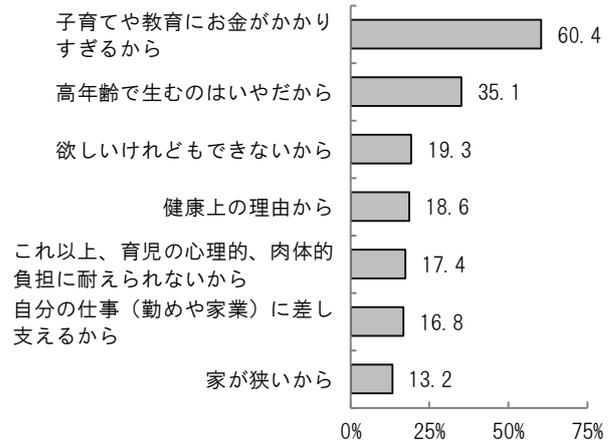
国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回の第13回調査に引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.42人となっています。また、夫婦が実際にもつつもりの子どもの数(平均予定子ども数)も、2.07人に低下しています。

また、理想の子ども数をもたない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が60.4%で最も多くなっています。

図表 2.11 理想子ども数と予定子ども数の推移 (全国)



図表 2.12 理想の子ども数をもたない理由(複数回答)(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2010年)

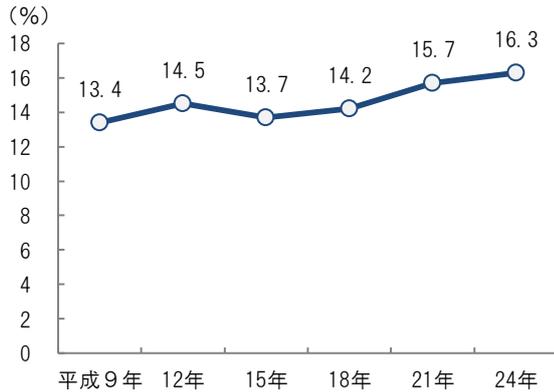
※対象は妻の年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。予定子ども数は、現存子ども数と追加予定子ども数の合計。

3 子ども・若者の状況

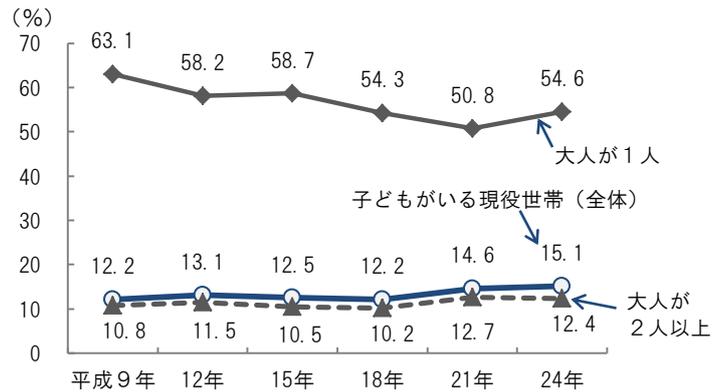
(1) 子どもの貧困率

平成25年国民生活基礎調査によると、全国の「子どもの貧困率」は上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。また、子どもがいる現役世帯の貧困率は15.1%であり、そのうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は54.6%で「大人が2人以上」の世帯の貧困率（12.4%）に比べて非常に高い水準となっています。

図表 2.13 子どもの貧困率（全国）



図表 2.14 子どもがいる現役世帯の貧困率（全国）



資料：厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査

※貧困率は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を用いて算出したもの。
 ※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 ※子どもの貧困率：平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいう。

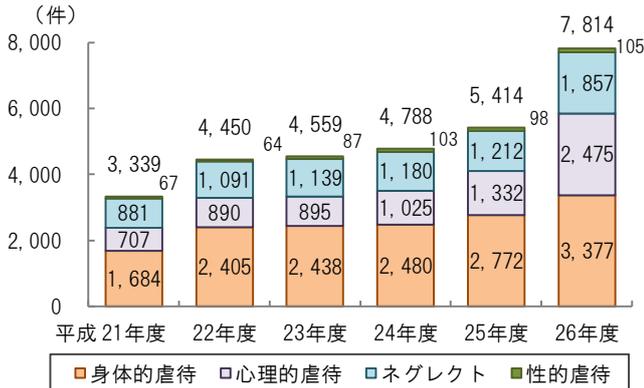
(2) 児童虐待相談件数

東京都の、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、平成26年度は7,814件で、平成25年度より2,400件増加しています。

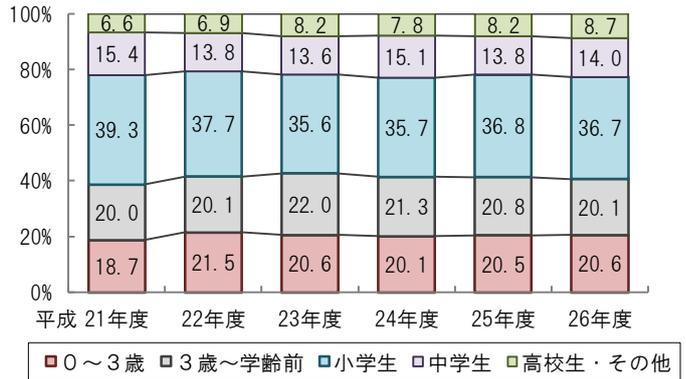
相談の種類別にみると、身体的虐待が最も多くなっていますが、平成25年度に比べて心理的虐待の割合が上昇し、全体の約3割を占めています。

虐待を受けている子どもの年齢は、学齢前の子どもが4割を超え、小学生が36.7%となっています。

図表 2.15 児童虐待の相談種別対応件数の推移（東京都）



図表 2.16 被虐待者の年齢別構成割合の推移（東京都）



資料：厚生労働省 福祉行政報告例

厚生労働省による児童虐待の定義

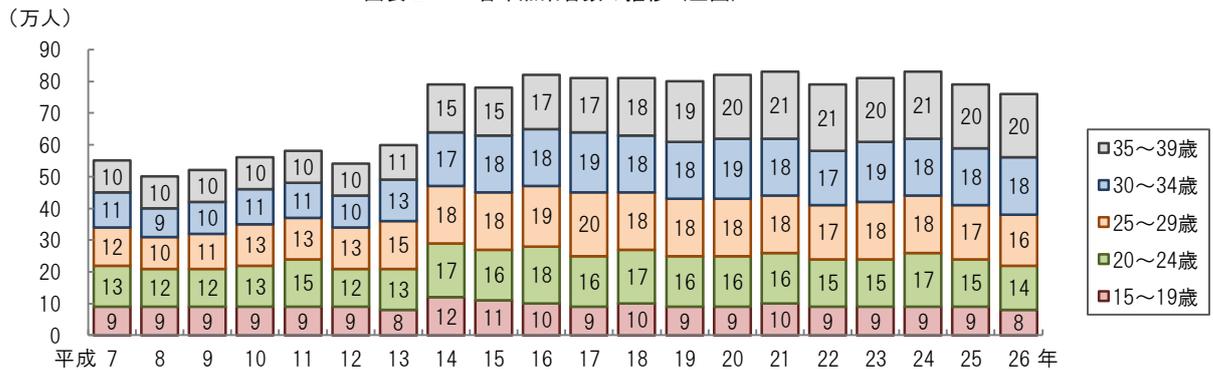
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
心理的虐待	言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

(3) 若年無業者の状況

労働力調査によると、全国の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しています。35～39歳も含めると、30歳代の無業者は38万人前後となっています。

15～34歳人口における割合は、平成14年以降は緩やかに上昇傾向にあります。平成26年は2年連続して低下して2.1%となっています。

図表 2.17 若年無業者数の推移（全国）



図表 2.18 15～34歳人口に占める若年無業者の割合（全国）



資料：平成27年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

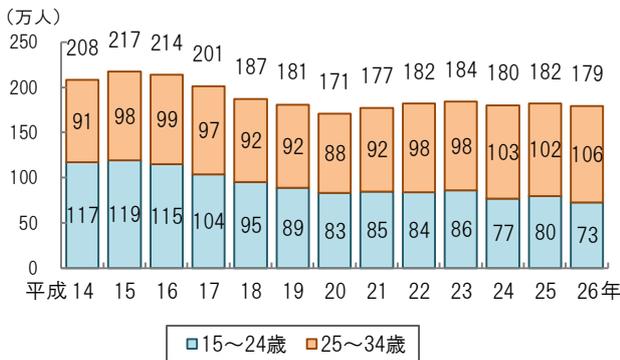
※若年無業者数には参考として35～39歳の数値も記載。

※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

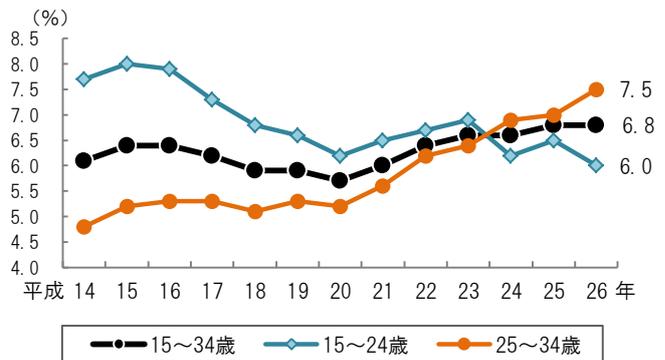
(4) フリーターの状況

労働力調査によると、全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成26年は179万人で、15～34歳人口に占める割合は6.8%となっています。年齢階級別にみると、25～34歳人口に占める割合が上昇傾向であり、平成26年には7.5%となっています。

図表 2.19 フリーター数の推移（全国）



図表 2.20 当該年齢階級人口に占めるフリーターの割合（全国）



資料：平成27年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

※ここでいう「フリーター」とは、15～34歳の男性または未婚の女性（学生を除く）で、

- ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

(5) ひきこもりの状況

内閣府が平成22年に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、全国で「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者（「狭義のひきこもり」）が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」（「準ひきこもり」）が46.0万人、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり（ひきこもり群）は69.6万人と推計されています。

また、ひきこもりになったきっかけは、病気のほか、仕事や就職に関するものが多く、「不登校」は11.9%となっています。

図表 2.21 「ひきこもり群」の定義と推計数（全国）

生活状況	有効回収数に占める割合	全国の推計数（万人）	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40%	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人*
自室からは出るが、家からは出ない	0.09%	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12%	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	1.19%	準ひきこもり 46.0万人	
計	1.79%	広義のひきこもり 69.6万人	

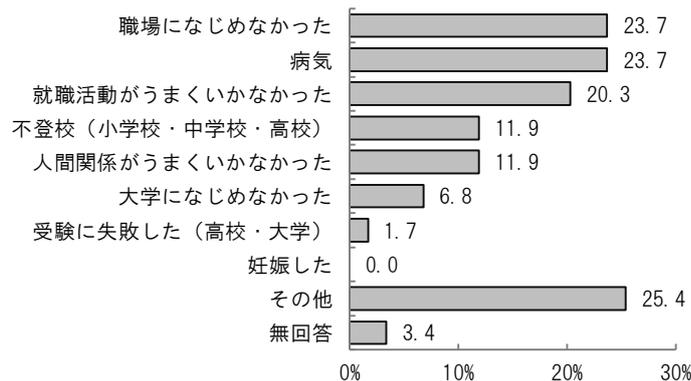
※15～39歳の5,000人を対象として3,287人（65.7%）から回答を得た。

※上記ひきこもり群に該当する状態となって6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

※全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」（2009年）における15～39歳人口3,880万人を乗じたもの。

※狭義のひきこもり23.6万人は、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における推計値25.5万世帯とほぼ一致する。

図表 2.22 ひきこもりになったきっかけ・複数回答（全国）



資料：平成27年版子供・若者白書（内閣府 平成21年度若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査））

4 アンケート調査等の概要

計画の策定にあたり、子ども・若者の現状や、結婚・出産・子育てに係る現状や市民の希望を把握するためにアンケート調査等を実施しました。

※第4章以降では「国立市アンケート」と表記しています。

(1) 平成27年度アンケート調査

①18歳以上50歳未満の市民

調査対象	平成27年6月1日現在住民基本台帳における18歳以上50歳未満の男女から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成27年6月23日～7月6日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	2,100	452	21.5%

※図表では「18～49歳市民」と表記しています。

②小学校1・2・3年生の保護者

調査対象	市内在住の小学校1年生から3年生までの保護者から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成27年6月23日～7月6日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	900	448	49.8%

※図表では「低学年保護者」と表記しています。

③ひとり親家庭の保護者

調査対象	ひとり親家庭の保護者		
調査方法	児童青少年課窓口において配付、直接回収及び郵送による回収		
実施期間	平成27年8月10日～8月27日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	524	116	22.1%

※図表では「ひとり親」と表記しています。

④就学前児童の保護者

調査対象	子ども家庭支援センター、子育てグループ、保育園、幼稚園に通う就学前児童の保護者		
調査方法	各施設において直接配付、回収箱による回収		
実施期間	平成27年7月3日～7月24日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	1,982	945	47.7%

※図表では「就学前保護者」と表記しています。

⑤小学校5年生

調査対象	市内在住の小学校5年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成27年6月23日～7月6日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	450	205	45.6%

※図表では「小5」と表記しています。

⑥ 中学校 2 年生

調査対象	市内在住の中学校2年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成27年6月23日～7月6日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	450	146	32.4%

※図表では「中2」と表記しています。

⑦ 高校 2 年生 該当年齢の方

調査対象	平成27年6月1日現在住民基本台帳における高校2年生該当年齢の男女から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成27年6月23日～7月6日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	685	162	23.6%

※図表では「高2」と表記しています。

⑧ 小学校 4・5・6 年生（放課後の居場所についての調査）

調査対象	市内小学校4・5・6年生		
調査方法	各学校において調査		
実施期間	平成27年7月1日～7月17日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	1,511	1,384	91.6%

※図表では「小学校高学年」と表記しています。

⑨ 若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査

調査対象	ア 平成27年9月1日現在住民基本台帳における15歳以上65歳未満の男女から無作為抽出 イ 民生委員・児童委員、主任児童委員		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成27年10月2日～10月20日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	ア 1,000 イ 51	ア 359 イ 45	ア 35.9% イ 88.2%

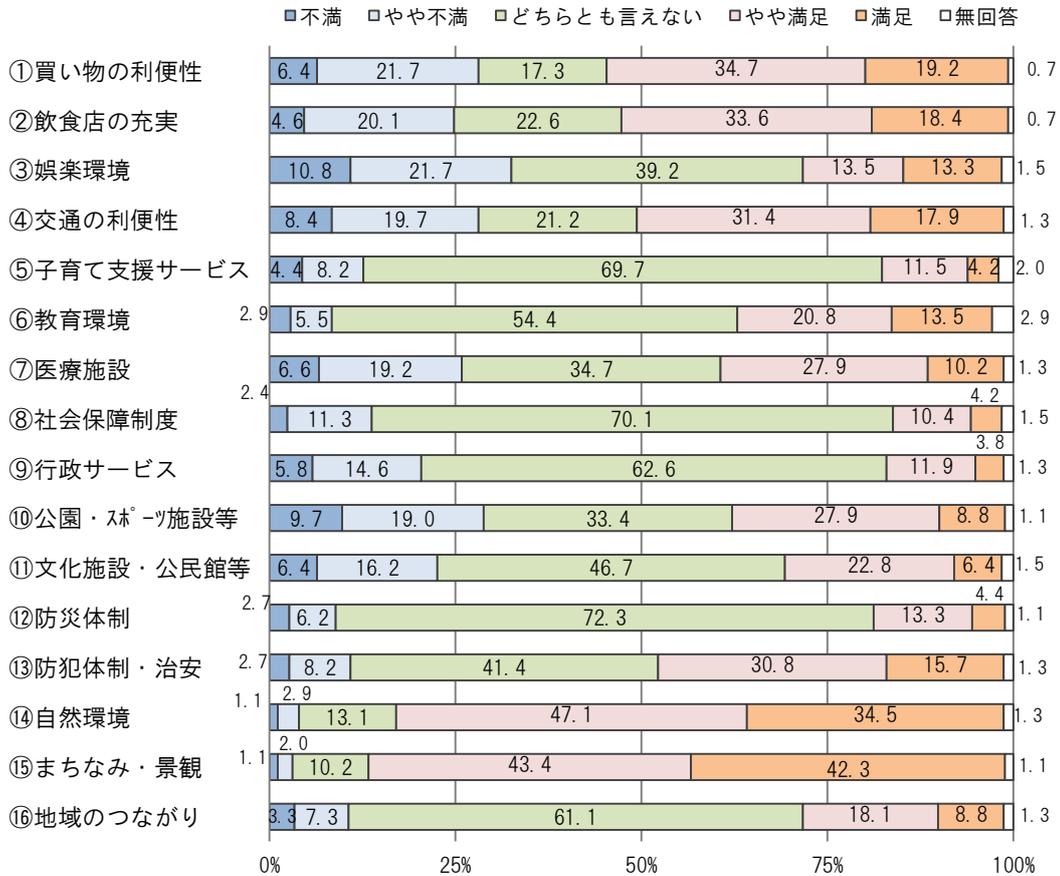
※図表ではアを「15～64歳市民」、イを「民生委員・児童委員」と表記しています。

(2) ヒアリング調査

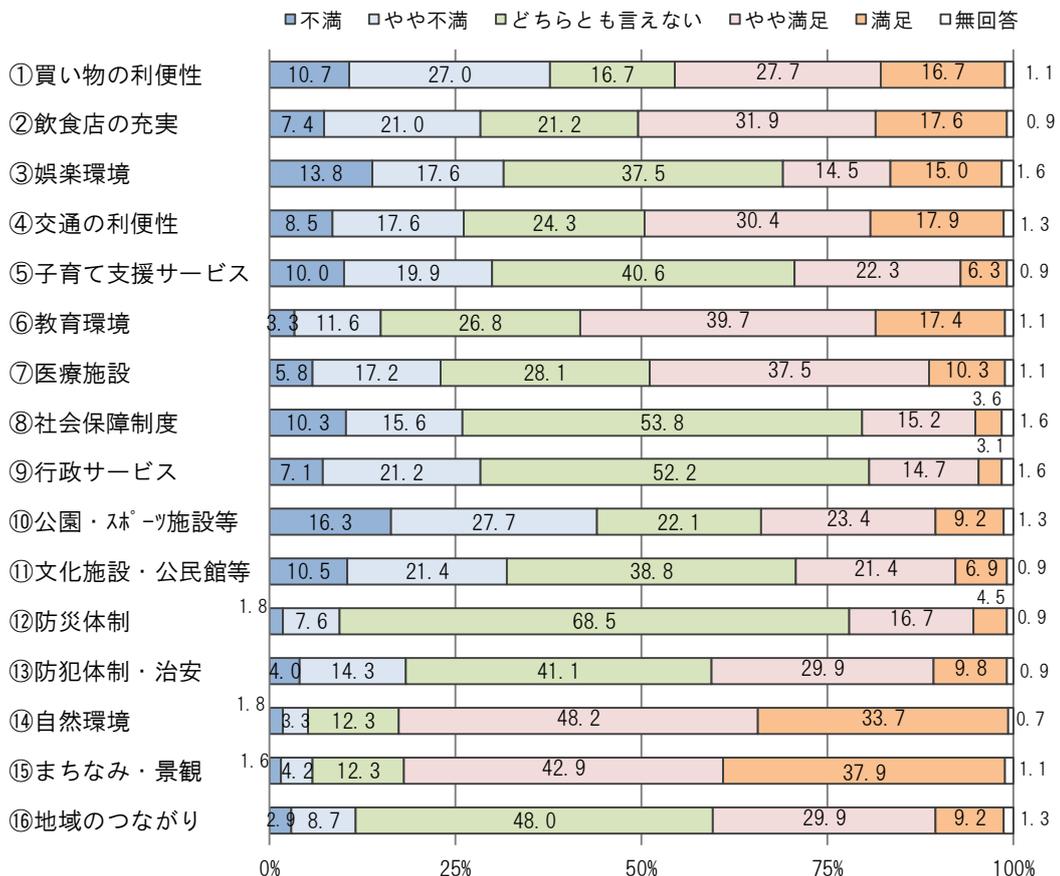
調査対象	子ども家庭支援センターの子育てひろばや子育てグループに来た保護者及び子育て支援センターの子育て講座参加者
調査方法	④就学前児童の保護者用調査票を用いて聞き取り
実施期間	平成27年7月3日～7月24日

(3) 主なアンケート調査結果

①18歳以上50歳未満の市民 図表 2.23 国立市における満足度（18～49歳市民 452人）

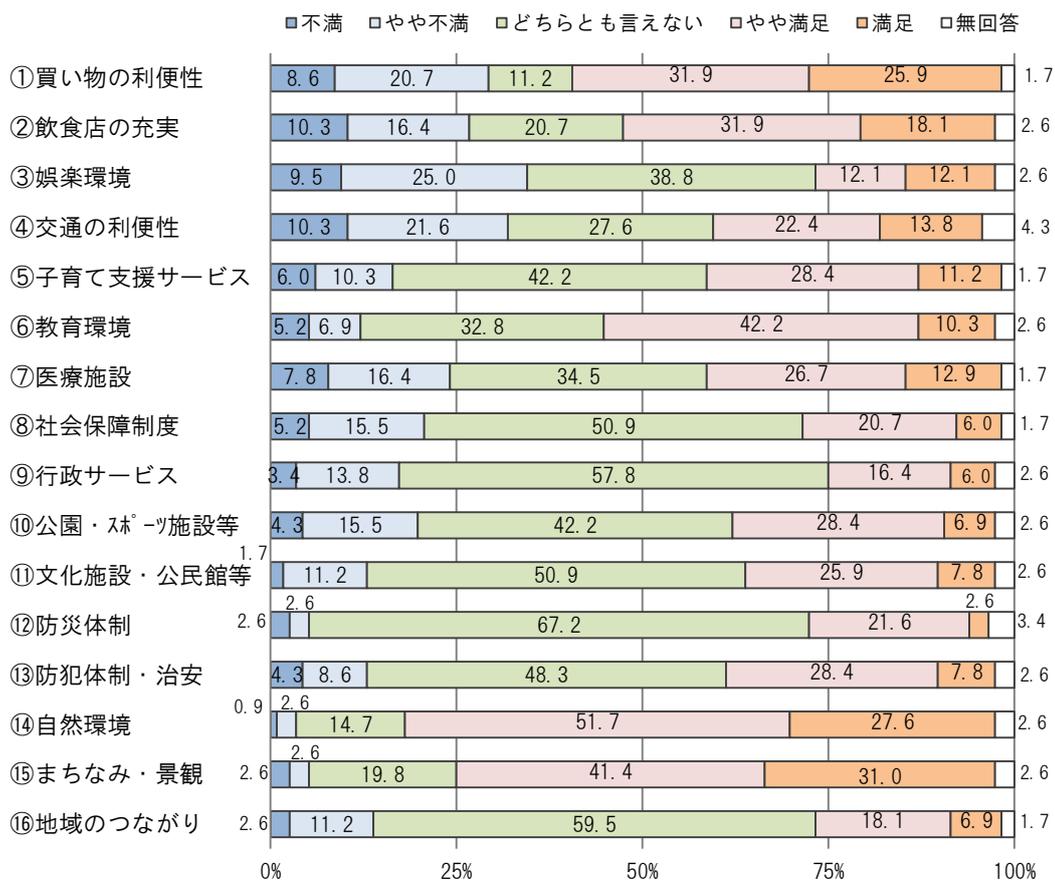


②小学校1・2・3年生の保護者 図表 2.24 国立市における満足度（低学年保護者 448人）



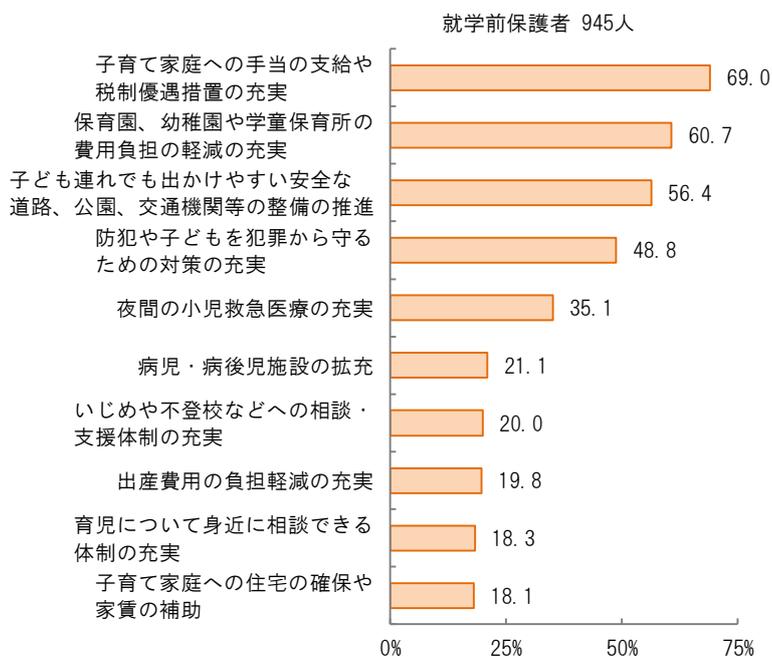
③ひとり親家庭の保護者

図表 2.26 国立市における満足度（ひとり親家庭 116人）



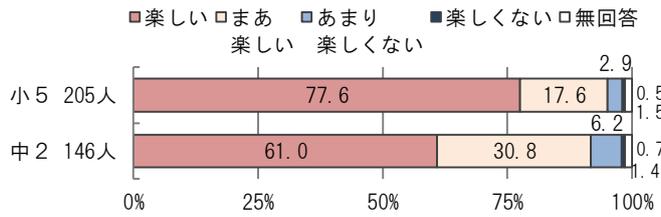
④就学前児童の保護者

図表 2.25 特に実施してほしい子育て支援策（5つまで複数回答・上位10項目）

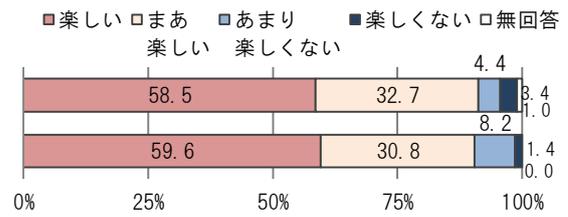


⑤小学校5年生、⑥中学校2年生

図表 2.27 家庭での生活が楽しいか

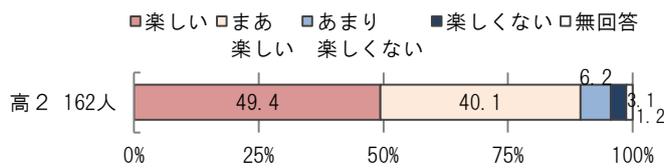


図表 2.28 学校での生活が楽しいか



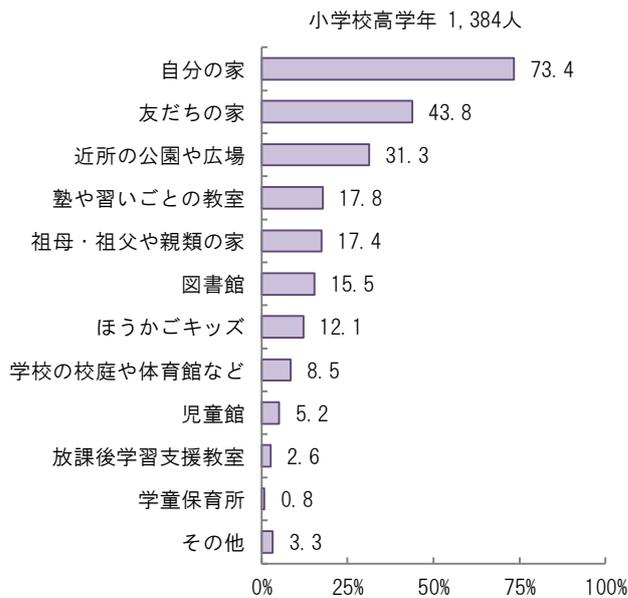
⑦高校2年生該当年齢の方

図表 2.29 今の生活が楽しいか



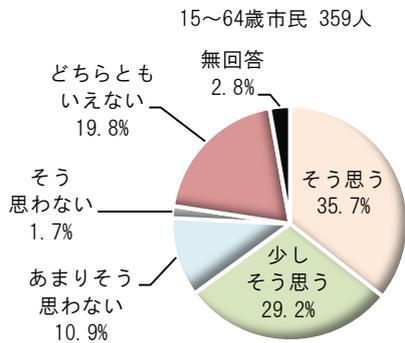
⑧小学校4・5・6年生

図表 2.30 放課後過ごしたい場所

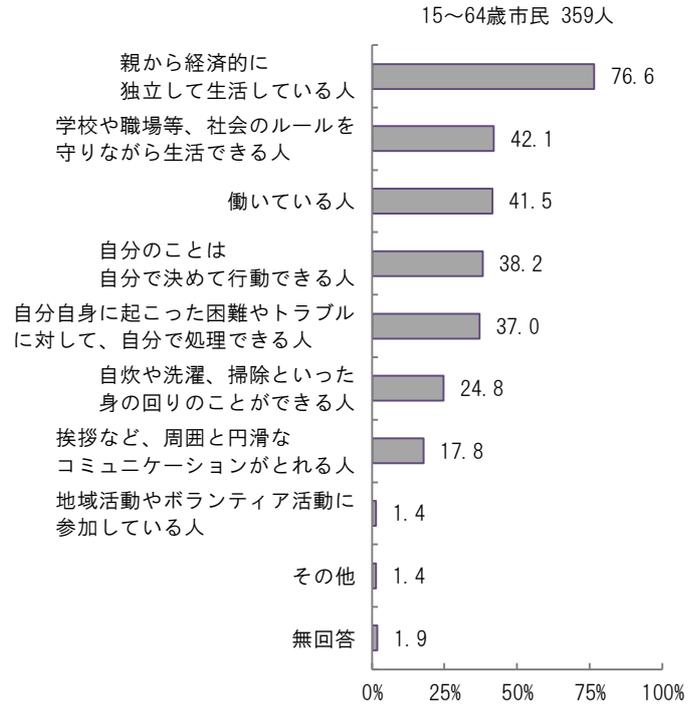


⑨若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査

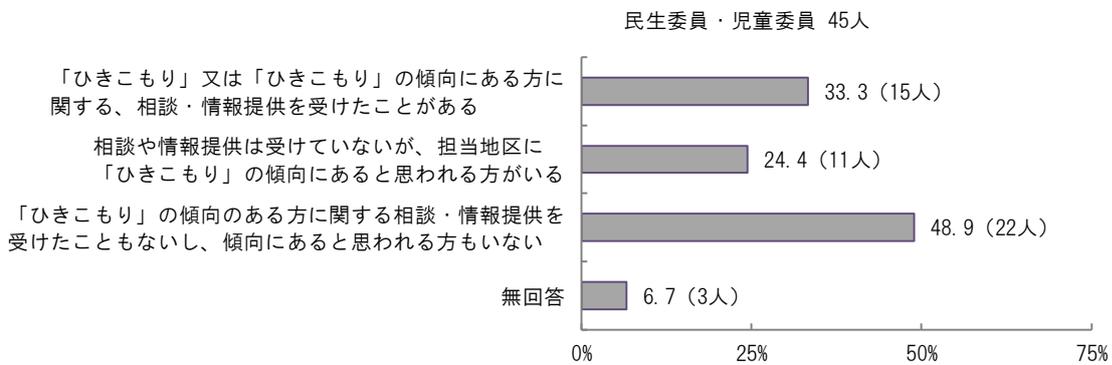
図表 2.31 自立していない若年者が増えていると思うか



図表 2.32 「自立した人」と思うのはどのような人か (3つまで複数回答)



図表 2.33 民生委員・児童委員の過去1年間の活動の中で当てはまること (複数回答)



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



国立市の未来をつくる子どもたちは、本市の「宝」であり、大人たちの「夢」であり、社会の「希望」です。

この、本市の「宝」である子どもたちの最善の利益の実現を最優先に考えたときに、まずは、子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在と認め、伝えること、支えることが大切です。自分が家庭や友人や地域、社会から必要とされ、愛され、大切にされていることを実感できて、誰にでも「自分らしく」輝ける場所があることで、自信を高め、他者を思いやるころを持ち、のびのびと育つこととなります。

そのためには、地域はもちろんのこと、子どもにとって最も身近な場所である家庭の役割が大切になってきますが、実際にはその家庭において、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増えています。その背景には、例えば、少子化・核家族化や地域のつながりの希薄化の進行、ひとり親家庭や貧困問題、さらに地域の子育て力や子育ての伝承機能の低下に伴う家庭の養育力の低下などを指摘できます。

「子ども・子育て支援法」では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提」としてはいますが、子どもを産み育てることへの不安感や負担感、また、相談相手がない日々の子育てや生活に追われる子育ての中で、こころにゆとりをもった子育ては困難を伴います。保護者が第一義的責任を果たせる支援と、地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりが重要です。

様々な条件の中で子育てを頑張っていることを認めること、共に支えることが親子間の愛着形成やよりよい関係づくりを後押しします。その結果、一人ひとりの子どもがのびのびと生きていくことや、保護者が安心して子どもと向き合うことができるようになり、地域社会に活力が生まれ、本市の輝く未来へとつながります。



2 計画の視点



視点1 子どもの最善の利益の実現

子どもたちの思いや願いを最優先に考え「はじめに子どもありき」による支援をします。



視点2 一人ひとりの子どもの権利の尊重

すべての子どもが等しく社会の一員として主体的に生きていけるように、一人ひとりの子どもの権利が尊重されるまちづくりを進めます。



視点3 子どもの生存と発達の権利の擁護

すべての子どもの生きる権利と成長し発達する権利が守られるよう、良質かつ適切な支援をします。



視点4 子どもが成長し、大人になる段階に応じた適切な支援

子どもが成長し、大人になる段階の特性を踏まえ、社会的自立に向けて健やかに育まれるよう、継続的に支援します。



視点5 自信と思いやりを育む「子育て・親育ち」支援

子どもが自己肯定感・自己効力感を育み、親が子育てを通じて自信を得ることで、親性を高めていけるよう支援します。



視点6 各家庭のニーズに応じた総合的な支援

結婚から妊娠、出産、子育ての総合的な対策の推進を図り、各家庭のニーズや状況の変化に合わせた「切れ目のない支援」をします。



視点7 少子化対策としての多様な子育て支援

すべての子どもと子育て家庭を対象とし、幼児期の教育・保育等の利用状況や利用希望の状況を踏まえ、地域の実情に応じた支援をします。



視点8 地域及び社会全体で支援

地域全体が、子どもや子育て家庭に寄り添い支えることで、親が子育てに喜びを感じ、地域全体で子どもの成長を見守ることができるよう支援します。

3 計画の基本方針



1 子育て支援

すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します

子どもが本来もっている権利を守り、「子どもの最善の利益」を実現するため、また、子どもが健やかな成長を遂げるためには、自分が大切な存在であると感じたり、自分の力を実感できることが必要です。それは、自分の生活の身近な人に認められたり、褒められたり、自分の力を試したり発揮することで高まると考えます。

「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めます。



2 子育て支援

子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します

少子化の進行や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立や負担感の増大を招いています。また、家庭や地域の養育力の低下が顕著になっています。そのため、安心して子どもを産み育てられるように子育て家庭への支援の充実が必要です。

「ここで子育てできてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めます。



3 地域支援

子育てと子育てを地域ぐるみで支援します

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちにするには、安心・安全な環境づくりが必要です。また、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守ることが大切です。

地域社会全体で「生まれてくれてありがとう」と言えるような「地域支援」を進めます。



4 施策の体系

基本理念

基本方針

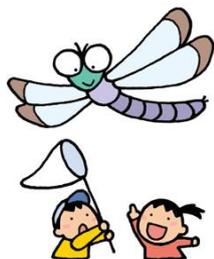
施策目標

施策

子どもと家族と地域が輝き 未来へつながるまち
くいきいき子育て・わくわく子育て

1 子育て支援

すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します



1. ありのままの自分でいられる場所づくり

- (1)子どもの権利の尊重
- (2)子どもへの虐待防止・対策の強化
- (3)子ども・若者の社会的自立への支援

2. すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

- (1)ひとり親家庭への支援の充実
- (2)成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実
- (3)外国籍の子どもと家庭への支援と多文化共生への理解

3. 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

- (1)子どもたちがのびのびと過ごせる居場所の拡充
- (2)子どもたちの学びや体験機会の充実
- (3)学校教育・社会教育などを通じた豊かなこころの形成

2 子育て支援

子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します

1. 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり

- (1)安心して産み育てることへの支援
- (2)子育て家庭の経済的な負担の軽減

2. 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり

- (1)子育て支援サービスの充実
- (2)親としての学び・成長への支援

3 地域支援

子育てと子育てを地域ぐるみで支援します

1. こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり

- (1)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2)多様な教育・保育の充実

2. 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

- (1)子どもと家庭の安心・安全の強化
- (2)外出が楽しくなる安心・安全なまちづくり
- (3)地域の力を活用した子育て・子育て支援



5 計画の重点的取組み



第三次国立市子ども総合計画では、次の取組みを重点的に推進していくこととします。

- 子どもの権利を守る体制づくりの推進 39 ページ参照
- 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進 40 ページ参照
- 子ども虐待対策の充実 43 ページ参照
- 課題を抱える子ども・若者支援の推進 48 ページ参照

- ひとり親家庭の自立支援の強化 51 ページ参照
- 子どもの発達総合支援事業の充実 53 ページ参照
- 外国籍の生徒への学習支援の充実 57 ページ参照

- 「主人公は子ども」と捉えた児童館事業の強化推進 62 ページ参照
- 「放課後子ども総合プラン」の推進 ★ 63 ページ参照
- 矢川公共用地(都有地)に子育て支援関連施設整備を検討する事業 65 ページ参照
- 様々な子どもの体験・交流事業の推進 68 ページ参照
- グローバル人材育成事業の推進 69 ページ参照
- 幼・保・小・中学校の交流と連携の推進 72 ページ参照

- 子ども・子育て総合相談窓口の創設 ★ 79 ページ参照
- 生活困窮世帯への学習支援事業の推進 83 ページ参照

- 子育てに関する情報提供事業の充実 86 ページ参照

- 「国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に即した事業の推進 95 ページ参照
- 保育サービスの整備・提供体制の充実 99 ページ参照

- あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進 103 ページ参照
- 国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業 106 ページ参照
- 地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進 109 ページ参照

★印のついた取組みは、「国立市子ども・子育て支援事業計画」において掲げている事業です。

6 計画の推進体制

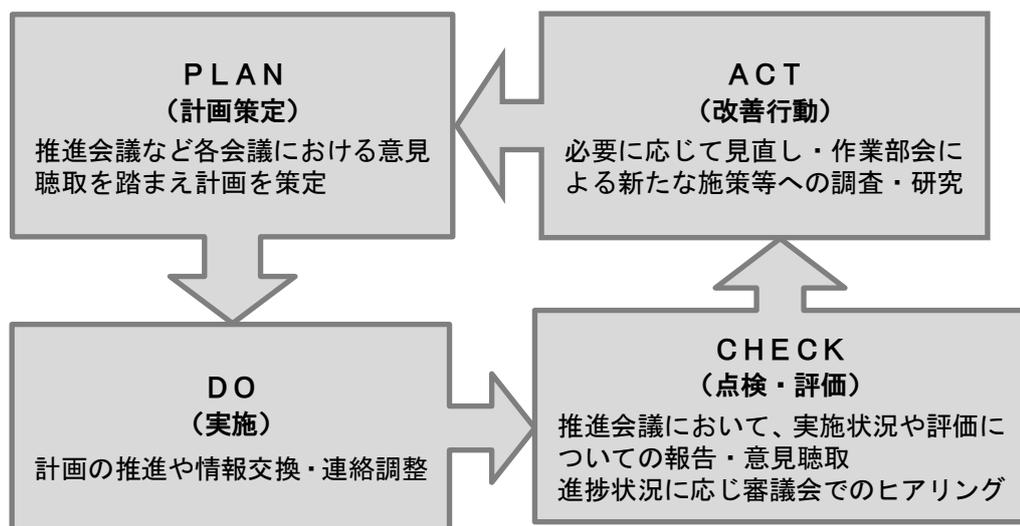
(1) 計画の推進及び進行管理

① 国立市子ども総合計画審議会

- ア) 国立市子ども総合計画審議会は、市民、学識経験者、関連機関等の委員により構成され、計画策定、推進及び評価に関して審議します。
- イ) 国立市子ども総合計画審議会は、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合は、審議会に特別委員を置いて審議します。
- ウ) 国立市子ども総合計画審議会は、専門的な事項を調査させるため必要がある場合は、審議会に専門委員を置いて調査します。
- エ) 計画の進行管理にあたっては、定期的に審議会を開催し、計画の実施状況をPDCAサイクルのプロセスに基づき評価・検証します。
- オ) 実施の進捗、庁内推進体制の整備、新規事業への取組みなど、状況に応じて事業担当部署に審議会への参加を促し、ヒアリング等を行います。

② 国立市子ども総合計画推進会議

- ア) 国立市子ども総合計画推進会議（以下 推進会議）は、子ども施策に取り組む部署をはじめ庁内の委員で構成され、計画推進のための評価に関する事項を検討し、推進に必要な調査・分析を行います。
- イ) 第三次計画においては、子どもに関する関係法令や子どもの権利に関わる諸施策など、重要事項に関する情報交換・連絡調整の機会を設けます。
- ウ) 推進会議において、必要に応じ若手職員を中心とした作業部会を設置し、アンケート調査等において把握した子ども自身の声を、施策等に反映させるための調査・研究等を行います。



(2) 計画の進行状況等の公表や意見交換の機会の提供

- ① 施策の取組み状況を、ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。
- ② 関係機関や子育てグループ等との意見交換の機会を設け、施策の取組み状況や、子どもと子育て家庭からの意見等を聞き、施策等に反映する取組みを行います。

第4章

子育て支援

すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを
表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します





1 子育て支援

すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します

- 1 ありのままの自分でいられる場所づくり
- 2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり
- 3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり



施策目標 1 ありのままの自分でいられる場所づくり



現状と課題

- 「今の自分が好きである」「自分がだれかの役に立っていると思う」といった自己肯定感・自己効力感につながる指標の割合は、中高生で大きく減少する傾向にあります。また、日本の子どもたちは諸外国の子どもたちと比べても、自己肯定感や向上心が低いことが指摘されています。
- 他者との関わりや経験の過程で自信と思いやりのところを育むとともに、自己肯定感を高める第一歩として、子ども自身の権利や他者の尊重を謳った「子どもの権利条約」の周知が必要です。
- 国立市アンケートでは、「自分の気持ちや考えをことばで表現できる」子どもの割合は、3割程度にとどまっています。子ども自身が「ありのままの自分」を素直に表現でき、かつ、子どもに関わる政策や事業には子どもの意見を反映させるという視点が大切です。
- 児童虐待によりつらい思い・苦しい生活を強いられている子どもが、自ら声をあげることは容易ではありません。児童虐待防止のための体制を構築し、早期発見のための啓発活動を進めていくことが重要です。
- 「不登校」や「ひきこもり」といった課題を抱える子どもや若者たちへの支援の必要性が叫ばれています。当事者とその家庭を支える相談体制の構築と、就労や社会参加のための組織的な仕組みづくりが求められています。



施策 1



(1) 子どもの権利の尊重

- 「子どもの権利条約」に基づき、庁内の子ども施策の見直しと、より実行力と効果のある展開を図り、子どもの権利擁護のための体制づくりを進めます。
- 「子どもの権利条約」の周知と理解のため、子どもたちや市民への啓発事業を行い、広く子どもの権利に関する意識の醸成に努めます。
- 不当ないじめ・虐待・差別などから子どもたちを守るため、子ども自身の声を聞き取る相談体制の見直しと強化を図ります。
- 「子どもの最善の利益」の見地に立ち、子ども自身の声を直接聞き、意見を尊重し、子どもの自主的な活動を支援するとともに、まちづくりなどへの参画の仕組みづくりを進めます。

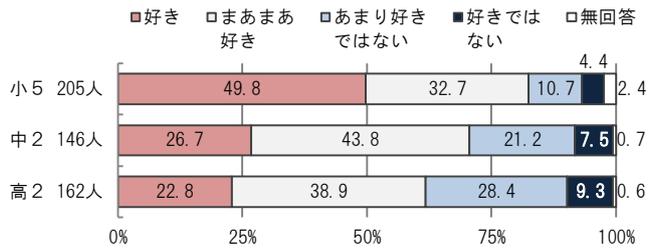
★ 国立市アンケートより

図表 4.1 子どもの権利について特に大切だと思うこと（5つまでの複数回答）

単位：%

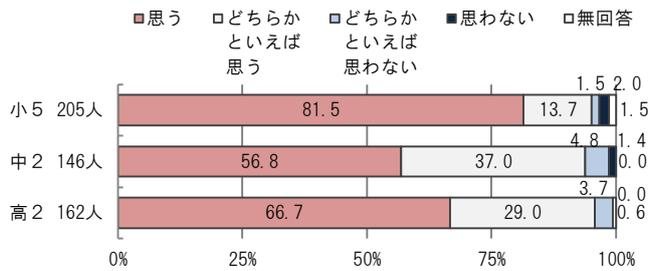
項目	回答者数(人)	自分自身を大切にすること	洋服、食べ物、住む場所の心配をしないで、安心して安全な生活をおくること	ひとりひとりの個性を認められ、人と違う自分らしさが守られること	すべての子どもが差別されないでくらすること	家族が仲良く、いっしょに過ごす時間をもつこと	いじめや虐待から守られ、困ったときには相談することができること	暴力や言葉で傷つけられないこと	自分の考えをいつでも自由に言えること	遊んだり、疲れたりしたときは休むなど自由になる時間をもつこと	自分の秘密が守られること	子どもが自分のことは自分で決められること	子どもが健やかに成長できるように、地域社会が一体となって取り組むこと	おとなが子どもの気持ちを察したり、自由な意見を引き出したりすること	親(保護者)の所得にかかわらず、学校以外の場所でも、学ぶ権利が守られること	あなたが知りたいと思うことが、かくされないこと	「子どもの権利条約」について知ること	子どもからの自由な呼びかけでグループをつくり集まれること
小5	205	70.7	48.8	34.6	44.4	44.4	45.4	42.4	32.7	33.7	11.2	10.7	13.7	10.2	9.8	4.4	5.4	3.9
中2	146	58.2	50.0	50.0	50.0	39.0	32.9	35.6	32.9	26.7	24.0	19.2	15.1	15.8	8.9	7.5	4.1	3.4
高2	162	87.4	50.0	54.3	32.1	26.5	27.2	25.9	34.6	29.0	18.5	14.2	12.3	11.1	14.2	8.6	5.6	3.7

図表 4.2 今の自分が好きである



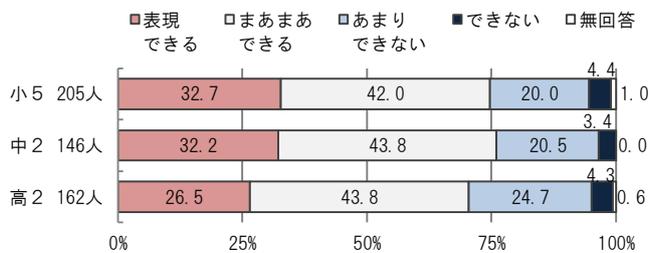
国立市アンケートでは、今の自分が好きである割合は学年が上がるにつれ減少しており、中2では3割弱、高2では4割弱が「あまり好きではない」「好きではない」と回答しています（図表 4.2）。

図表 4.3 まわりのおとなから大切にされている



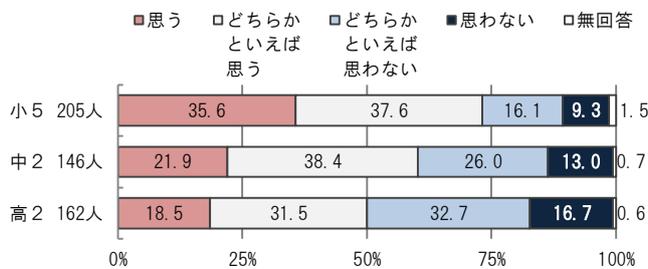
まわりの大人から大切にされていると思う割合は、小5では約8割ですが、中2、高2で大きく減少しています（図表 4.3）。

図表 4.4 自分の気持ちや考えをことばで表現できる



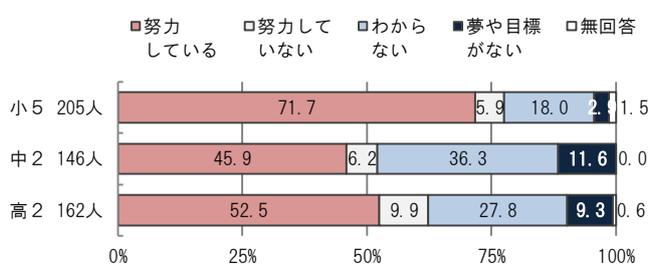
自分の気持ちや考えをことばで「表現できる」割合はいずれも3割程度にとどまっています（図表 4.4）。

図表 4.5 だれかの役に立っていると思う



だれかの役に立っていると思う割合も学年が上がるにつれ減少しており、中2では約4割、高2では約5割が「どちらかといえば思わない」「思わない」と回答しています（図表 4.5）。

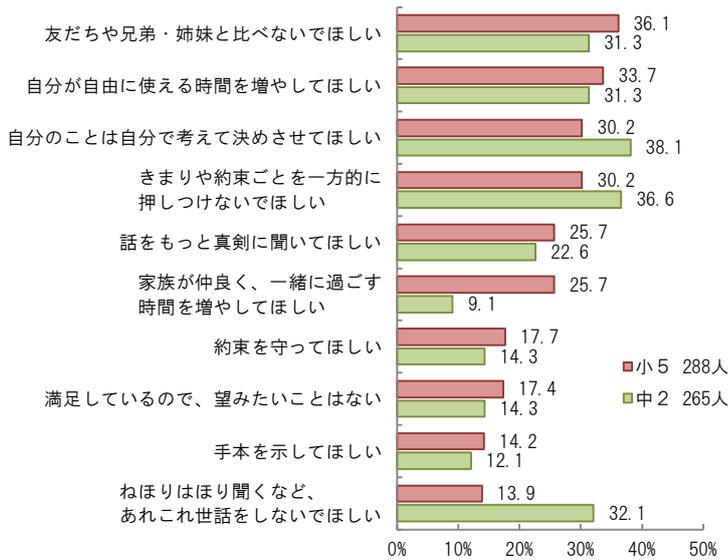
図表 4.6 夢や目標の実現に向けて努力している



また、中2、高2では約1割が「夢や目標がない」と回答しています（図表 4.6）。

施策目標 1 ありのままの自分でいられる場所づくり

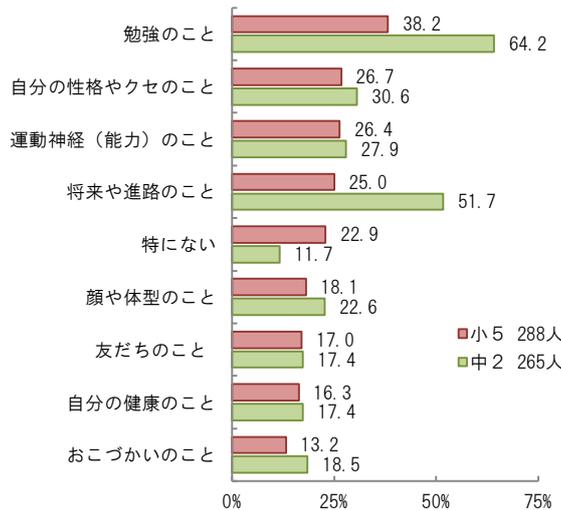
図表 4.7 子どもに対して大人にこころがけてほしいこと（5つまで複数回答・上位10項目）



平成 25 年度に実施した「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(以下、「平成 25 年度国立市アンケート」と表記)では、大人にこころがけてほしいこととして、小5では「友だちや兄弟・姉妹と比べないでほしい」が36.1%で最も多く、「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」「決まりや約束ごとを一時的に押しつけないでほしい」が約3割となっています。

中2では「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」が38.1%で最も多く、「決まりや約束ごとを一時的に押しつけないでほしい」「ねほりはほり聞くなど、あれこれ世話をしないでほしい」「友だちや兄弟・姉妹と比べないでほしい」「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」が3割を超えています(図表 4.7)。

図表 4.8 心配や悩みに思うこと（複数回答・上位9項目）



心配や悩みに思うことについて、小5では「勉強のこと」が38.2%で最も多く、「自分の性格やクセのこと」「運動神経(能力)のこと」が続いています。中2では、「勉強のこと」(64.2%)に次いで「将来や進路のこと」が51.7%と多くなっています(図表 4.7)。また、1割に満たないものの、「親のこと」が小5で7.3%、中2で9.1%、「いじめのこと」が小5で6.9%、中2で4.5%となっています(図表 4.8)。

困ったときに助けてくれる人は、小5・中2ともに「母親」「クラスの友だち」「同学年の友だち」が上位となっています(図表 4.9)。

図表 4.9 困ったときに助けてくれる人（複数回答・上位17項目）

単位：%

項目	回答者数(人)	母親	クラスの友だち	同学年の友だち	父親	学校の先生	おばあさん・おじいさん	兄弟・姉妹	塾や習いごとの先生	幼稚園・保育園のときの友だち	親類(おばさん・おじさん)の人	近所の人	クラブ活動の友だち	年上の友だち・先輩	保健室の先生	スポーツ少年団・スポーツクラブのコーチ	相談の先生	年下の友だち・後輩
小5	288	77.4	73.3	64.9	57.3	42.0	28.5	24.7	15.3	9.7	9.4	9.4	9.0	9.0	8.3	6.3	5.6	4.9
項目	回答者数(人)	クラスの友だち	母親	部活の友だち	同学年の友だち	父親	兄弟・姉妹	祖父母	小学校のときの友だち	学校の先生	年上の友だち・先輩	いこの教室の先生	塾や習いごと・おけ(おばさん・おじさん)の人	メル友	年下の友だち・後輩	保健室の先生	いない	相談員(カウンセラー)
中2	265	69.4	64.9	59.6	58.5	44.9	27.2	25.3	22.3	20.8	18.5	14.3	8.7	7.9	6.4	6.4	4.2	3.8

(H25年度国立市アンケート)

取組み

重点的
取組み

子どもの権利を守る体制づくりの推進

所管課

児童青少年課

1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充

国立市子ども総合計画を推進するため、国立市子ども総合計画推進会議を設置していますが、現状では所掌事務が計画の推進のための評価及び計画の推進に関する事項の調査・検討に限定されています。会議の機能を有効に活用するためにも、計画の推進に留まることなく、横断的に子どもの権利を調査・研究する機関として位置づけ、以下の内容に関わる新たな取組みを実施します。

- (1) 子どもに係る関係法令等に関する情報交換・連絡調整など
- (2) 子どもの権利に関わる諸施策の重要事項に関すること

2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進

子ども自身が子どもの権利条約等の認識を高め、理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、「自殺対策強化月間」「人権週間」「児童虐待防止推進月間」「障害者週間」などにおいて、子どもの権利に関連する事業の担当部署と連携し推進します。また、「わくわく塾くにたち」による、子どもの人権に関する講座メニューも検討します。

3. 子ども自身からの相談体制の充実

いじめ・虐待など一人では抱えきれない悩みをいつも抱えて、不安な日々を過ごしている子どもがいるかもしれません。勇気を出して踏み出した一歩を確実に救えるよう、各課の相談機関の連携の推進を図ります。

- (1) 庁内各課や他機関の子ども相談に関するホームページにおける情報提供の一元化や、相談したいと思えるレイアウトや内容への工夫、及び相談窓口・機関共通のパンフレット作成等を検討します。
- (2) 勇気を出して伝えた子どものかすかなSOSを逃さず、相談内容や部署が違っていたとしても、確実に担当につながる仕組みづくりを検討します。
- (3) 児童館、学童保育所は、子どもと直接接する場であることから、いじめや児童虐待についての子ども自身からの相談、未然防止、早期発見及び対応などを関係機関と密な連携を図りながら実施します。

4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進

様々な子どもの権利を具体化し推進するために、その仕組みを大人だけの考えで決めていくのではなく、子ども自身の声を聞き、子どもの目線に立ち、子どものところに配慮していきます。ガイドラインを作成し、子ども参画の仕組みづくりを検討します。

(重点的取組み：子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進)

5. 子どもの権利条例や子どもの相談・救済方法の継続的な研究

上記の各施策を講じるとともに、常に「子どもにやさしいまち」を目指すため、子ども権利条例等の制定や子どもの権利擁護・救済などの専門相談機関を設置している自治体への視察、専門の学識者を招いての研修会を実施するなど、持続性のある施策・事業を実施します。

内容

施策目標 1 ありのままの自分でいられる場所づくり

取組み	「(仮称) 国立市オンブズマン制度」の創設	所管課	市長室
内容	新規	「(仮称) 国立市オンブズマン制度」を創設し、市政に関する苦情等を受付け、必要に応じて調査、是正の勧告等を行います。また、子どもの人権侵害への救済、防止にも重点を置き、関係部署とも連携し、市民の人権が尊重できる制度の創設を目指します。	
取組み	多様な人々と共に暮らすための人権教育の推進	所管課	教育指導支援課
内容	拡充	学校教育の全体を通じて、人権等に関する基本的な知識を学ぶことにより、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめる態度等を育みます。総合的な学習の時間等に人と人との関わりを通じて実践力を高めます。	
取組み	性同一性しょうがいの児童・生徒への配慮と支援体制の強化	所管課	教育総務課 教育指導支援課
内容	新規	性同一性しょうがいや性的マイノリティに関わる悩みをもつ児童・生徒の就学時において、本人・保護者と相談の上、関係性を十分に築きながら、学校等の関係機関と密接に連絡を取り、情報共有をする中で、組織として対応します。また、教職員の理解を深めるための研修等を実施します。	
取組み	子どもたち自身が考え行動するいじめ予防等の推進	所管課	教育指導支援課
内容	新規	特別の教科道徳、いじめ防止プログラム、弁護士によるいじめ予防の系統的な研修等を通じて、いじめ等の人権侵害に対する子ども、保護者、地域の意識を醸成します。	

重点的
取組み

子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進

所管課

児童青少年課

内容

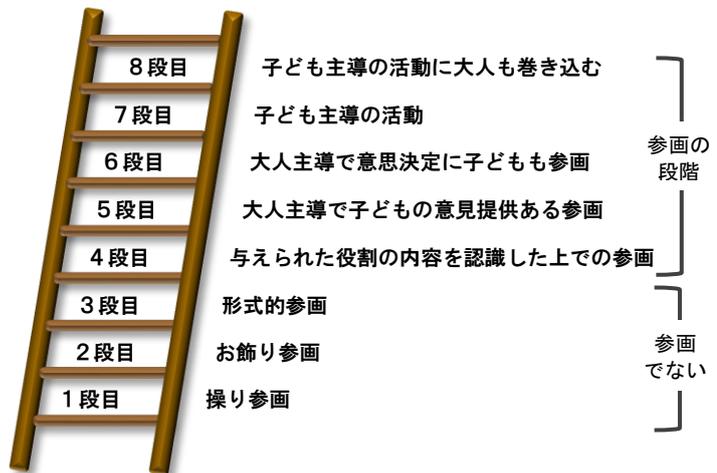
- 子ども参画の共通基盤とする「(仮称) 子どもの居場所などにおける子ども参画ガイドライン」を作成します。
- 【ガイドラインの内容】
- (1) 子ども自身の参加意欲の喚起、参加手法への仕組みづくり
- (2) 児童館を中心とした子ども施設での子どもの意見表明・参加促進の仕組みづくり
- (3) 市政、地域、まちづくりへの子どもの意見表明・参加促進の仕組みづくり
- (4) 子どもの自主的・自発的な活動を支援・推進する仕組みづくり
- (5) 外国籍やしょうがいなど声をあげにくい子どもの意見表明・参加促進の仕組みづくり
- (6) 市職員が子ども参画の理念や意義を正しく理解し、行政における子ども参画を円滑に進めるための研修や体制を整備する仕組みづくり
- (7) 市職員が直接子どもと触れ合い、対話することで相互理解や新たな発想・視点を持つための仕組みづくり
- (8) 子どもと市職員による意見表明・参加の仕組みづくりの成果や活動報告、及びテーマ別に意見交換する「(仮称) 子どもサミット」の開催の検討（毎年開催される「くにたちじどうかんまつり」の拡充）。

取組み	子ども参画による広報事業の推進	所管課	市長室 児童青少年課
内容	拡充	子どもの社会参加の観点から「誰にとってもわかりやすい広報」の推進を図ります。マスメディアに興味のある小中高生を対象に呼掛けを行い、大学の新聞部等の協力を得ながら、子ども目線で広報紙やHPの作成を行います。	
取組み	子ども自身が活用できる参画型情報発信の充実	所管課	児童青少年課
内容	拡充	子どもが自分に関わりのあることについて自由に意見を述べ、様々な活動に参加できるよう、情報発信の場を拡充します。また、子どもの権利を守るために必要な市の施策の中から、子どもに伝えたい情報・子どもに有効な情報について、子どもスタッフが意見交換しながら、効果的に発信する方法を検討し、情報を発信していきます。	
取組み	子どもの参画による児童館事業の推進	所管課	児童青少年課
内容	拡充	企画段階から子どもが参画する児童館事業の拡充を図るとともに、各館で実施している各種事業において、子ども同士、異世代間の関わりを生み出すことで、子どもの社会性を育む仕組みを作っていきます。	
取組み	中高生のYAすたっふによる読書活動の推進	所管課	くにたち中央図書館
内容	拡充	YA（ヤングアダルト）すたっふとして活動している中高生の目線で図書紹介やイベントを企画し、主体性を重視した読書活動を推進していくことで、青年期につながる豊かな読書経験を育みます。	

ロジャー・ハートの「参画のはしご」

ニューヨーク市立大学教授で『子どもの参画』の著者であるロジャー・ハート氏は、著書の中で「参画のはしご」として子ども参画のレベルを右記の8段階のはしごに例えて整理しています。

本来の子どもの参画とは、はしごの4段目から上を指し、持続可能な社会づくりには、はしご下段の「操り参画」「お飾り参画」のレベルではない積極的な子ども参加を進めるべきとしています。年齢が上がれば、多感な子どもたちは形だけの参加を感じ取り、また、期待を持たせただけの大人の都合を悟り、結果として大人を信頼せず背を向けることになりかねません。





施策 2



(2) 子どもへの虐待防止・対策の強化

- 早期発見と迅速な対応により子どもを虐待から守るため、保健、医療、福祉、学校等、保健所、警察などの関係機関が連携し、地域が一体となって子どもたちを守っていく、「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的な運営と体制の強化を図ります。
- 児童虐待の防止と、子どもと家庭への相談体制を強化するため、関係機関を含めた研修やスーパーバイズを導入し、職員のスキルの向上を図ります。

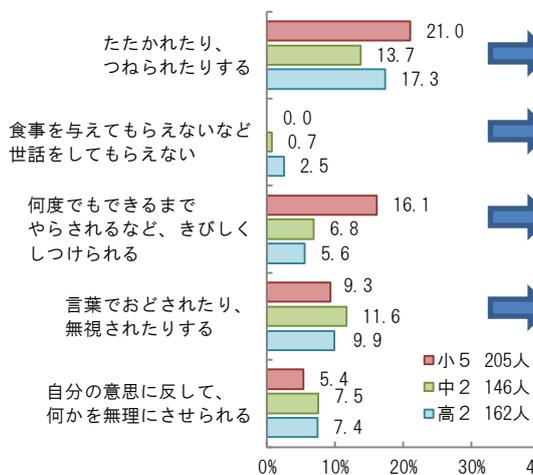
図表 4.10 国立市子ども家庭支援センター 児童虐待新規対応件数の年次推移

平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
13	26	36	32	49	68

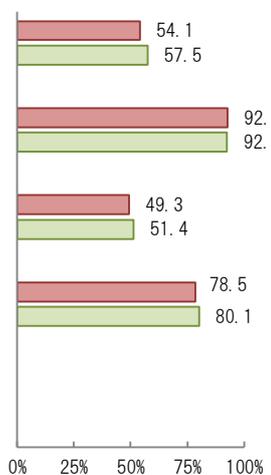
単位：件

★ 国立市アンケートより

図表 4.11 親（保護者）からされたことが「ある」「ときどきある」の合計



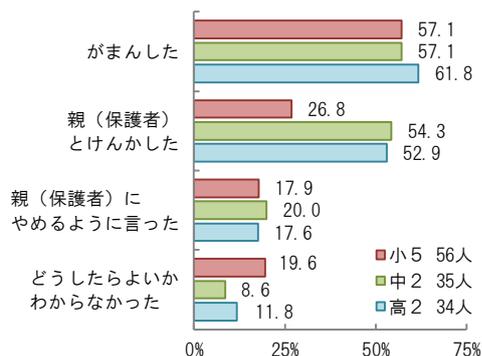
図表 4.12 それに対して、しつけとして「やってはいけない」と思う割合（小5・中2のみ）



国立市アンケートでは、親（保護者）から、「たたかれたり、つねられたりする」ことがある割合は2割程度、「言葉でおどされたり、無視されたりする」ことは約1割となっています（図表 4.11）。

また、子どもがいうことを聞かない場合でも、「たたかれたり、つねられたりする」行為をしつけとして「やってはいけない」と考える割合は、6割を下回っています（図表 4.12）。

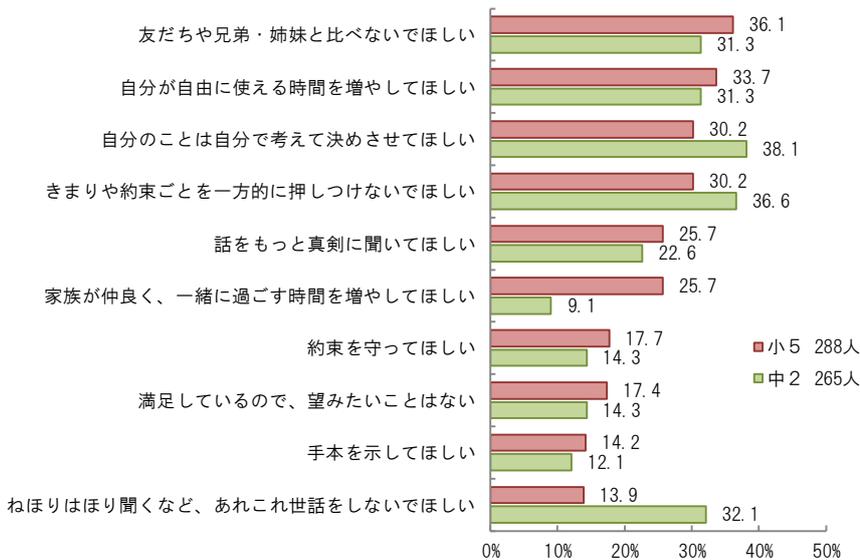
図表 4.13 そのときに、どうしたか（複数回答・上位4項目）



さらに、そのときにどう対処したかについては、「がまんした」が約6割となっており、中2、高2では「親（保護者）とけんかした」が5割以上ある一方で、小5では3割に満たず、「どうしたらよいかわからなかった」が約2割となっています。（図表 4.13）

友だちや家族に相談したのはわずかで、公的機関に相談した子どもはいません。

図表 4.14 子どもに対して大人にこそがけてほしいこと（5つまで複数回答・上位10項目）【再掲】



平成 25 年度国立市アンケートでは、大人にこそがけてほしいこととして、小5では「友だちや兄弟・姉妹と比べないでほしい」が36.1%で最も多くなっており、中2でも約3割となっています。また、中2では「きまりや約束ごとを一方向的に押しつけないでほしい」が36.6%、小5でも30.2%となっています（図表4.14）。



取組み

重点的
取組み

子ども虐待対策の充実

所管課

子育て支援課

内容

1. 子ども家庭支援センター相談体制の充実

児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できることが重要であり、早期対応も可能になることを、市民や関係機関に周知していきます。また継続的な研修やスーパーバイズを導入し、ケースカンファレンスの開催やスキルの向上を図ることを通じて、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図ります。また、平成 27 年度より専門相談員を配置しており、今後もケース対応後の継続的な相談・訪問を行うなど再発防止等にも力を入れていきます。

2. 「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営 ★

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、保育園、幼稚園、学校等が子どもの日常的な関わりにより、その心身の状況を適切に把握し、子ども家庭支援センターや保健センターと緊密な連携を図ります。また、子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）のより効果的な運営のため、同協議会の構成員からなる進行管理台帳点検作業会を実施し、全ケースの進行管理の評価や主担当機関の確認、支援方法の見直し等を行い、適切な対応と関係機関との情報共有と支援体制の強化を図ります。

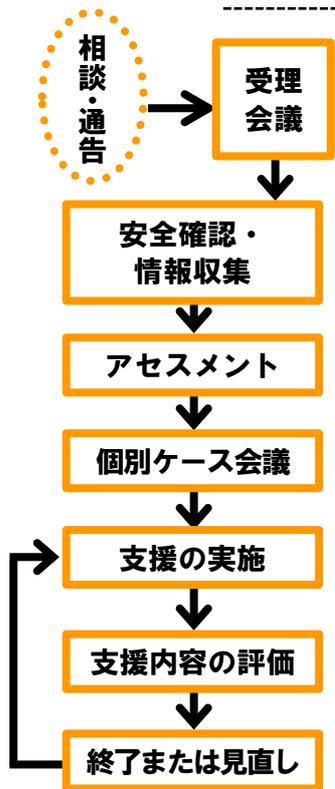
3. 小中学校及び保育園との連絡会の実施

日常的に児童との関わりをもち、子どもに安全な居場所や精神的な健康を保障するとともに、子どもの状態を日々把握しやすい小中学校及び保育園と子ども家庭支援センターとの連絡会を定期的、かつ個別に実施することにより、児童虐待の早期発見や防止に努めます。

施策目標 1 ありのままの自分でいられる場所づくり

取組み	育児支援サポーター派遣事業の実施	所管課	子育て支援課
内容	拡充	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	
取組み	虐待防止・対応マニュアルの活用による啓発活動の実施	所管課	子育て支援課
内容	拡充	関係機関向けに作成した「虐待防止・対応マニュアル」を配布・活用することにより、虐待の防止及び早期発見、啓発活動を積極的に行います。	
取組み	児童虐待防止に向けた市民意識向上のための啓発活動	所管課	子育て支援課
内容	拡充	児童虐待は、家庭が地域から孤立しているときによりリスクが高まります。地域で孤立している家庭を見つけたとき、あるいは虐待が疑われる家庭に気付いたときに、すぐに専門機関へつなげることが虐待の発生及び重症化を防ぐこととなります。より多くの市民に、児童虐待に対する正しい理解と支援への協力を得るために、市民向けの講演会や周知活動等を実施します。	
取組み	「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施と状況把握	所管課	子育て支援課
内容	継続	乳幼児健康診査未受診家庭及び就学時の健康診断未受診の家庭で、かつ合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭については、各担当部署と子ども家庭支援センターで、家庭訪問等を実施し、当該児童の目視等による安全確認を行います。	
取組み	児童相談所など専門性を有する関係機関への迅速な支援要請	所管課	子育て支援課
内容	継続	社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないよう、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	
取組み	要支援家庭を対象としたショートステイ事業の実施検討★	所管課	子育て支援課
内容	拡充	保護者の強い育児疲れや育児不安により、要支援家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童の生活の場を一時的に家庭から移すショートステイ事業の実施について検討します。	
取組み	要支援家庭や子どもへの配慮と理解を促す職員研修の充実	所管課	子育て支援課
内容	拡充	支援が必要な子どもや家族への理解を深めてもらうことで、より充実した相談・支援の連携体制を構築していくことを目的に実施してきた、庁内関係部署職員対象の研修を、市内の子どもに関わる関係機関にも対象を拡大し実施します。	
取組み	養育家庭制度の啓発と支援の促進	所管課	子育て支援課
内容	拡充	児童虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもを公的責任において養育する社会的養護のひとつで、東京都が実施している養育家庭制度（ほっとファミリー）の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭への支援について、立川児童相談所との連携のもと充実を図っていきます。	
取組み	虐待予防検討会の実施	所管課	健康増進課
内容	継続	虐待予防の取組みとして、3～4か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討会を実施し、支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。	

子ども家庭支援センターにおける対応のながれ



子ども家庭支援センターでは、通告や相談を受けると、会議を行い、センター内で当面の方針を決定します。これを「受理会議」といいます。相談・通告の内容に応じて、緊急に受理会議を開くこともあります。

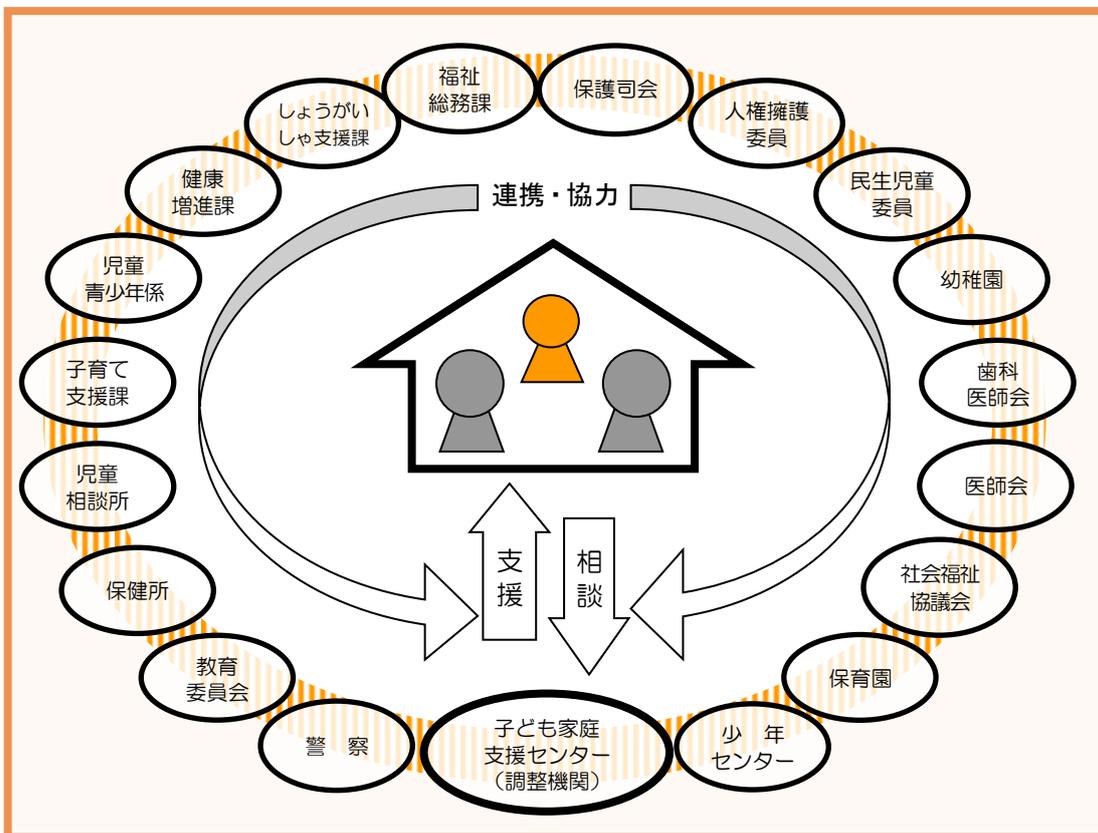
子どもと家族の置かれている環境や状況について情報を収集します。相談・通告の内容について問題を総合的に把握するため、関係機関等から情報を収集します。また、目視による子どもの現認や緊急対応について検討します。状況に応じて児童相談所に援助要請等を行い、児童相談所とともに家庭訪問等を行います。

調査した情報をもとに支援方針会議を開き、支援内容の検討・決定を行います。また、関係機関との連携や支援が必要な場合は、個別ケース会議を開き、情報の共有や役割分担などを行います。

支援方針に基づき、関係機関と連携して支援を行います。関係機関はそれぞれの役割分担に沿って支援します。また、家庭の状況に変化が生じていないか、子ども家庭支援センターが情報を集約します。

支援が適切に行われているか、評価・検討します。問題の改善が見られた場合は、ケースの終了を検討します。改善のない場合や新たな問題が生じた場合、再度情報収集し、状況の確認をします。必要に応じ、個別ケース会議を開き、支援方針の見直しをします。

国立市の子どもを守るためのネットワークのイメージ図



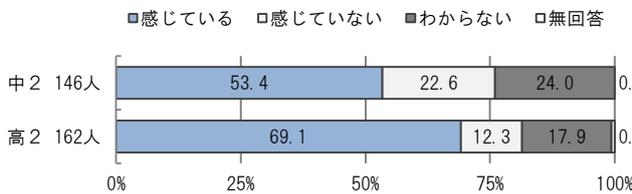


(3) 子ども・若者の社会的自立への支援

- 自立に課題を抱える子ども・若者が自らの「居場所」と社会的なつながりへの道筋が得られるよう、当事者や家族からの相談・支援体制の整備を進めます。
- 学童期から青年期、成人への移行過程において社会参加の糸口として、子ども・若者の自立性・主体性を育むための各種事業の見直しと展開を図ります。

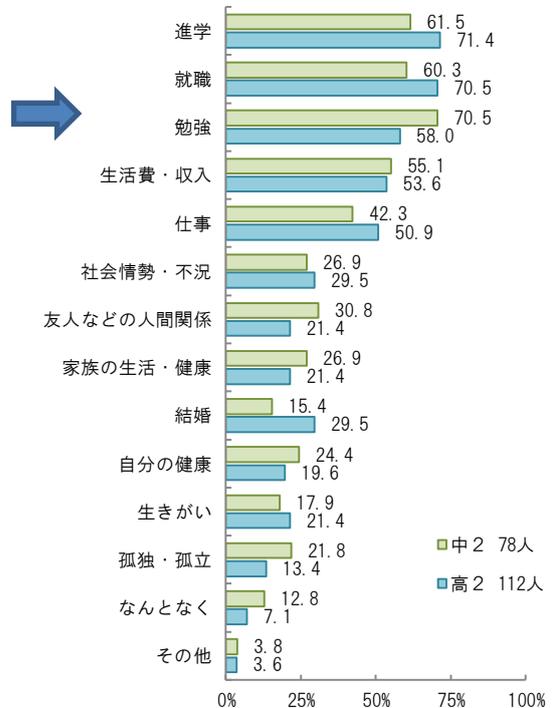
★ 国立市アンケートより

図表 4.15 将来に不安を感じているか

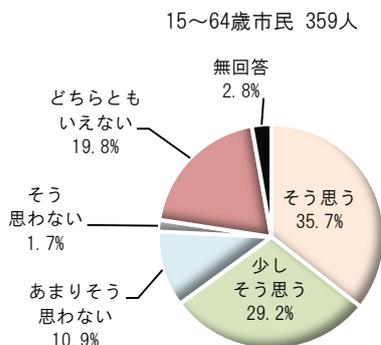


国立市アンケートでは、将来に不安を感じている割合は、中2が53.4%、高2が69.1%を占めています。その内容は、「進学」「就職」「勉強」などとなっています。また、「友人などの人間関係」も中2で約3割、高2で約2割となっているほか、中2では「孤独・孤立」が約2割となっています（図表 4.15、4.16）。

図表 4.16 どのようなことに不安を感じているか（複数回答）



図表 4.17 自立していない若年者が増えていると思うか【再掲】

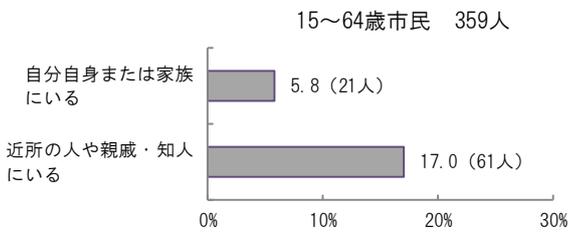


国立市アンケートでは、自立していない若年者が増えていると言われていていることについて、「そう思う」が35.7%、「少し思う」が29.2%で合わせると64.9%となっています（図表 4.17）。

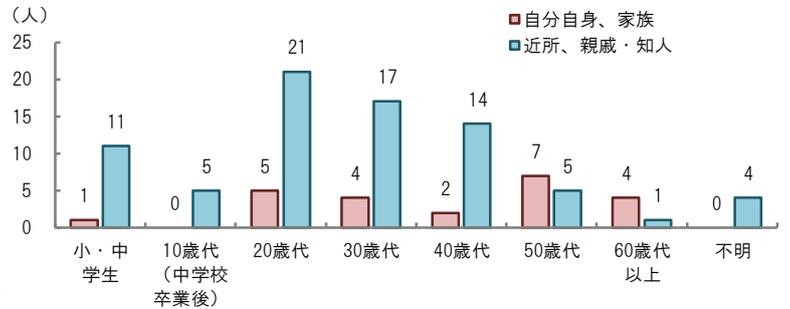
「ひきこもり」状態にあてはまる人がいるかについては、「自分自身または家族にいる」が5.8% (21人)、「近所の人や親戚・知人」に17.0% (61人) となっています (図表 4.18)。

その内訳は、「自分自身または家族」では50歳代が7人、20歳代が5人、30歳代と60歳代以上が4人となっています。「近所の人や親戚・知人」では20歳代が21人、30歳代が17人、40歳代が14人、小・中学生が11人となっています (図表 4.19)。

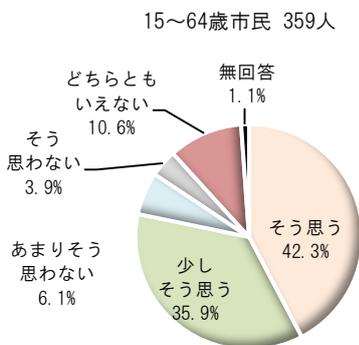
図表 4.18 自分自身または家族に「ひきこもり」状態にあてはまる人がいるか



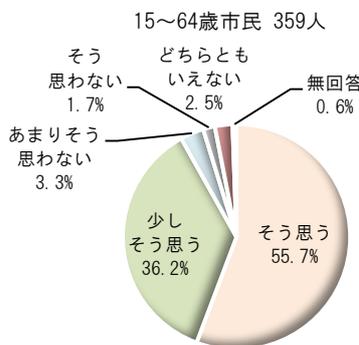
図表 4.19 「ひきこもり」状態にあてはまる人の年代別人数



図表 4.20 「ひきこもり」は早期に支援につなげることが必要



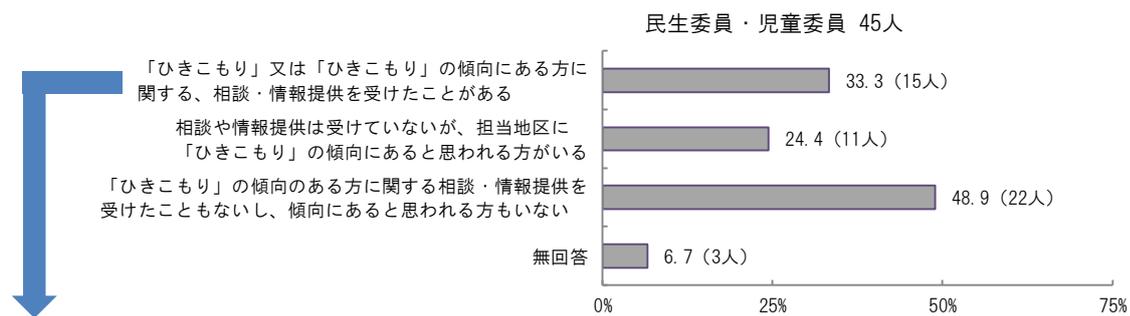
図表 4.21 「ひきこもり」について、身近な場で相談しやすい窓口が必要



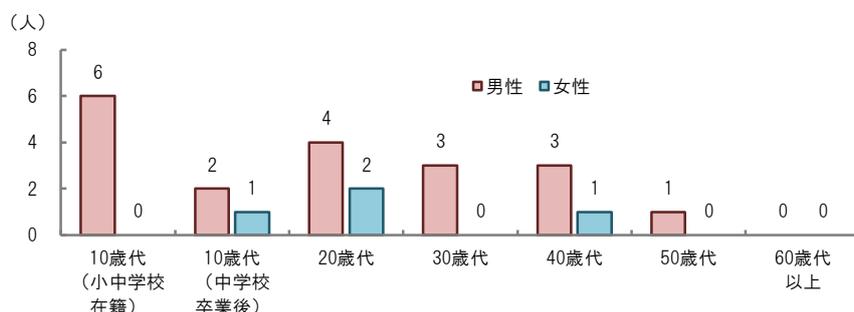
「ひきこもり」について、早期支援につなげることが必要だと思う人は42.3%、身近な場で相談しやすい窓口が必要だと思う人は55.7%となっています (図表 4.20、4.21)。

民生委員・児童委員がこの1年間で「ひきこもり」又は「ひきこもり」の傾向にある方に関する、相談・情報提供を受けたことがあるのは33.3% (15人) で、その内訳は、10歳代の男子小・中学生が6人、20歳代男女が6人となっています (図表 4.22、4.23)。

図表 4.22 民生委員・児童委員の過去1年間の活動の中で当てはまること (複数回答) 【再掲】



図表 4.23 相談・情報提供を受けた「ひきこもり」と思われる方の年代別人数





取組み

重点的
取組み

課題を抱える子ども・若者支援の推進

所管課 児童青少年課
福祉総務課
公民館

内容

1. 関係部署・機関の連携体制の構築

平成 27 年度に児童青少年課で実施した「若年者の就労や自立」に関する基礎調査の結果を踏まえ、ひきこもりにとどまらず、不登校といった関係要因や自立に向けた支援などを包括的に検討するため、庁内の関係部署や外部機関などによる連絡会を立ち上げ、当事者や保護者等への具体的な支援の方策を講じます。また、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの取組みとの連携を進めます。

2. ひきこもりに関する情報提供機会の充実

ひきこもりが当事者や保護者・家族だけで解決できる問題ではなく、周囲の理解や支援が必要であることの理解を促すための市民向け講演会や講座、当事者や家族向けの相談会等を実施します。

3. 若年者が集える「居場所」づくりの推進

ひきこもりやニート、不登校など、学校や家庭、地域の中に自分の「居場所」を見いだせない若年者たちが集える「居場所」づくりや、学習支援等の取組みを、関係機関と連携して充実を図っていきます。

取組み	雇用機会の提供の検討	所管課	産業振興課
内容	拡充 商工会や商店会等や、庁内の就労支援連絡会を活用して他部署と連携を図り、子育て家庭やひとり親、ひきこもりなどの課題にも対応できるよう、就労体験の場の確保に努めます。		
取組み	子どもたちの未来をつむぐ教育相談事業の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続 教育相談事業では、電話、来所等の相談を実施しています。これらの相談を糸口に、教育、発達、福祉等の連携の充実を図り、子どもにとっての最善の利益を考え、子育て、子育ての助言に努めます。		
取組み	青年のための生涯学習事業の拡充	所管課	公民館
内容	継続 幅広い青年層を対象にした多様な体験・交流の機会や、生活と労働等に関する学習機会を通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。		
取組み	主権者教育の推進	所管課	選挙管理委員会事務局
内容	新規 平成 28 年夏に執行される参議院議員通常選挙から選挙年齢が引き下げられ、18 歳の者も新たに選挙権を有することが法律の改正により決定したことに伴い、次世代の有権者となる中高生を対象に模擬投票、出前授業を行い自ら考え判断できる人間を育成します。		

施策目標2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

現状と課題

- 現在、日本の子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らしています。特に、ひとり親家庭の子どもにおいては、その半数以上が該当し、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、就労支援、生活費補助といった対策が急務です。
- 発達が気になる子どもとその保護者にとって、早期の気づきと適切な療育は重要な課題です。関係機関の連携を強化し、幼児期の段階から成長に応じた支援と保護者の不安を和らげる相談体制が必要です。
- 国立市では平成27年9月に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を制定し、「しょうがいのある人もない人も共に出会い、育み合える差別のないまちであり続ける」という姿勢を示しました。子どもをはじめしょうがい者がいる家族が、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、条例の啓発活動を実施していくことが重要です。
- 外国にルーツをもつ子どもとその家庭が抱える課題は、外国籍住民の増加と、国際化が進み、より顕在化しています。言語や生活様式・文化の違いから派生する問題のみならず、地域でのつながりがもてず、孤立する家庭の問題も深刻です。不当な社会的不利益を受けず、多様な文化的背景やアイデンティティを尊重されながら生活するために、多文化共生に向けた地域づくりが求められています。

施策4



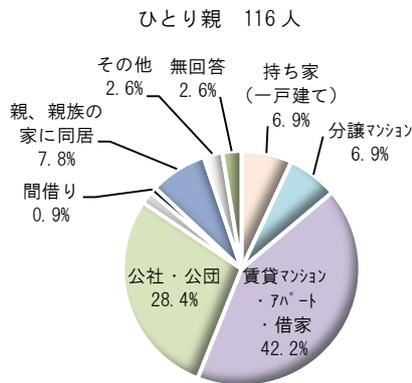
(1) ひとり親家庭への支援の充実

- ひとり親家庭の経済・社会的自立への支援を充実させ、生活の安定に向けた包括的な行政サービスを行うことで、子育て力の向上を支援します。
- ひとり親家庭が安心・安全な子育てができ、子どもが分け隔てなく健やかに成長できるよう、個々の課題に対応する相談体制の充実を図ります。

施策目標 2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

★ 国立市アンケートより

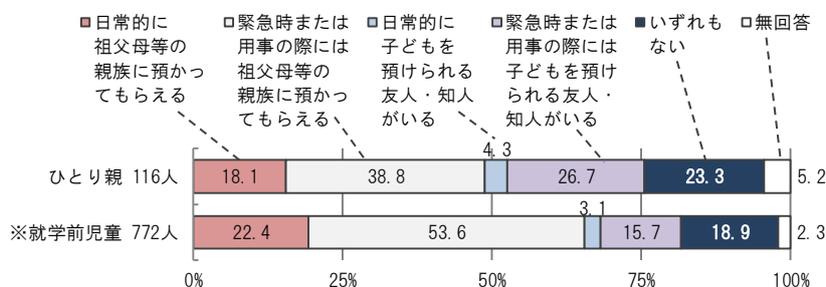
図表 4.24 住まいの形態



国立市アンケートでは、ひとり親家庭の住まいの形態は、「持ち家（一戸建て）」「分譲マンション」を合わせても13.8%となっています（図表 4.24）。

また、祖父母等の親族に子どもを預かってもらえる割合は、就学前児童保護者に比べて低く、友人・知人に頼っている状況がみられます（図表 4.25）。

図表 4.25 親族等の子育てに対する支えの状況

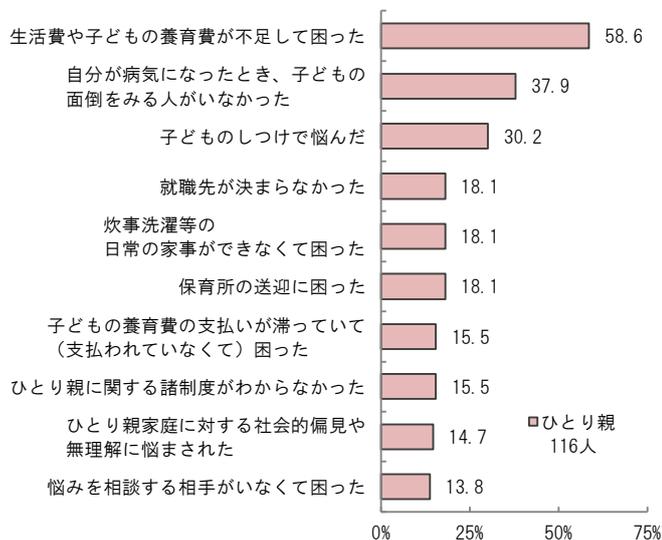


（※「就学前児童」は平成25年度国立市アンケート）

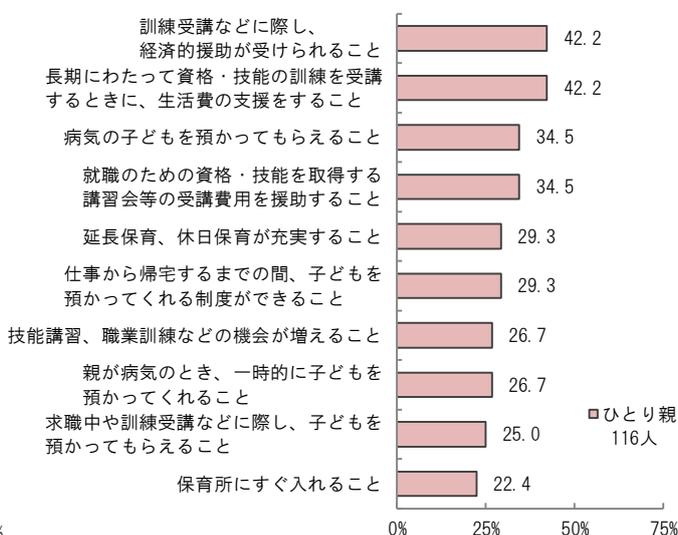
ひとり親家庭になったときに困ったことは、「生活費や子どもの養育費が不足して困った」が58.6%で最も多く、次いで「自分が病気になったとき、子どもの面倒をみる人がいなかった」が37.9%となっています（図表 4.26）。

また、就職や仕事のために行政に望む支援としては「訓練受講などに際し、経済的援助が受けられること」「長期にわたって訓練を受講するときに、生活費の支援をすること」がともに42.2%で最も多く、次いで「病気の子どもの預かってもらえること」「就職のための資格・技能を取得する講習会等の受講費用を援助すること」がともに34.5%となっています（図表 4.27）。

図表 4.26 ひとり親家庭になったときに困ったこと等（複数回答・上位10項目）



図表 4.27 就職や仕事のために行政に望む支援（複数回答・上位10項目）



図表 4.28 ひとり親家庭になってから取得した資格・技能（複数回答）（主なもの）

資格・技能	人数
ホームヘルパー	8
パソコン	6
保育士	6
医療事務	6
介護福祉士	4
簿記	2
看護師	2
外国語	2
大型・第二種自動車免許	2
教員	1

ひとり親家庭になってから取得した資格・技能は、「ホームヘルパー」「パソコン」「保育士」「医療事務」などとなっています（図表 4.28）。



取組み

重点的
取組み

ひとり親家庭の自立支援の強化

所管課

子育て支援課

内容

1. ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実

- (1) 母子及び父子福祉資金貸付等の活用による経済的な支援や養育費の確保に関わる支援、親子が安心して生活できるサービスの提供を行います。
- (2) ひとり親家庭の子どもに対して、生活習慣や学習習慣が身につく支援を行い、社会的に自立し生活していく力を養っていきます。
- (3) ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワークと連携し、自立した生活のための資格取得や安定した就労ができるような支援を行います。

2. ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

- (1) 安心して出産できる場所、安全な生活の場所の確保や、ひとり親家庭の抱える多種多様な問題に対する相談や支援を行います。
- (2) ひとり親家庭の女性などの自立支援に向けて、NPO等地域との連携を進めます。

取組み	母子及び父子福祉資金貸付事業の推進	所管課	子育て支援課
内容	継続 母子及び父子家庭の生活の安定と、その子どもの福祉の充実を進めるため、各種資金の貸付を継続します。		
取組み	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続 ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。		
取組み	児童扶養手当の支給	所管課	子育て支援課
内容	継続 父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。		

施策目標2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

取組み	児童育成手当支給事業の継続	所管課	子育て支援課
内容	継続 父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいをもつ児童の家庭等、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。		
取組み	ひとり親家庭の自立支援体制の強化	所管課	子育て支援課
内容	拡充 高等職業訓練促進費給付事業、自立支援教育訓練給付金事業の制度を利用し資格取得を行うことで、安定した生活を目指せるように支援を図ります。また、母子・父子自立支援員が就労プログラム策定を行い、ひとり親家庭の安定した就業につながるよう支援を図ります。		
取組み	ひとり親家庭の生活の安定の強化	所管課	子育て支援課
内容	継続 ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパー派遣や、両親の離婚などでこころが不安定になっている児童がいるひとり親家庭に児童訪問員を派遣する事業を推進します。		
取組み	ひとり親家庭の特性を踏まえた相談支援体制の強化	所管課	子育て支援課
内容	拡充 ひとり親家庭に共通した課題に加え、各家庭事情に応じた課題がある母子及び父子家庭に対し、ニーズに合ったひとり親相談・支援体制の強化を図ります。		
取組み	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	所管課	子育て支援課
内容	継続 保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、母親とともに児童の福祉の向上を図り、世帯が自立して社会生活ができるよう支援を図ります。		



(2) 成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実

- 発達が気になる子どもとその家庭に対し、支援プログラムの充実と相談体制の強化を図り、年齢や段階に応じた切れ目のない支援を充実させます。
- 特別な支援を要する子どもに対し、その子らしい成長・学び・社会的経験が得られるよう、個々に応じたインクルーシブ教育を推進します。
- しょうがいをもつ子どもとその親が安心して子育て・子育てができるよう、地域全体で支える仕組みづくりと、配慮と理解を促す啓発活動を進めます。

図表 4.29 発達支援室の主な相談内容（平成26年度）

単位：件

内容	年齢	0～2歳	3～6歳	7～12歳	合計
通所事業「び～す」希望		11	19	0	30
ことばの発達		5	5	0	10
人見知り・落ち着きなど		3	5	2	10
運動面（手先・歩行など）の発達		0	2	2	4

取組み

重点的
取組み

子どもの発達総合支援事業の充実

所管課

子育て支援課

内容

1. 切れ目のない支援の充実

幼児期から青年期（18歳）までのライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるとともに、18歳以上についてもしょうがいしゃ支援課と連携し途切れない支援を推進します。また、相談に対応する専門職相談員の配置を拡充します。

2. 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化

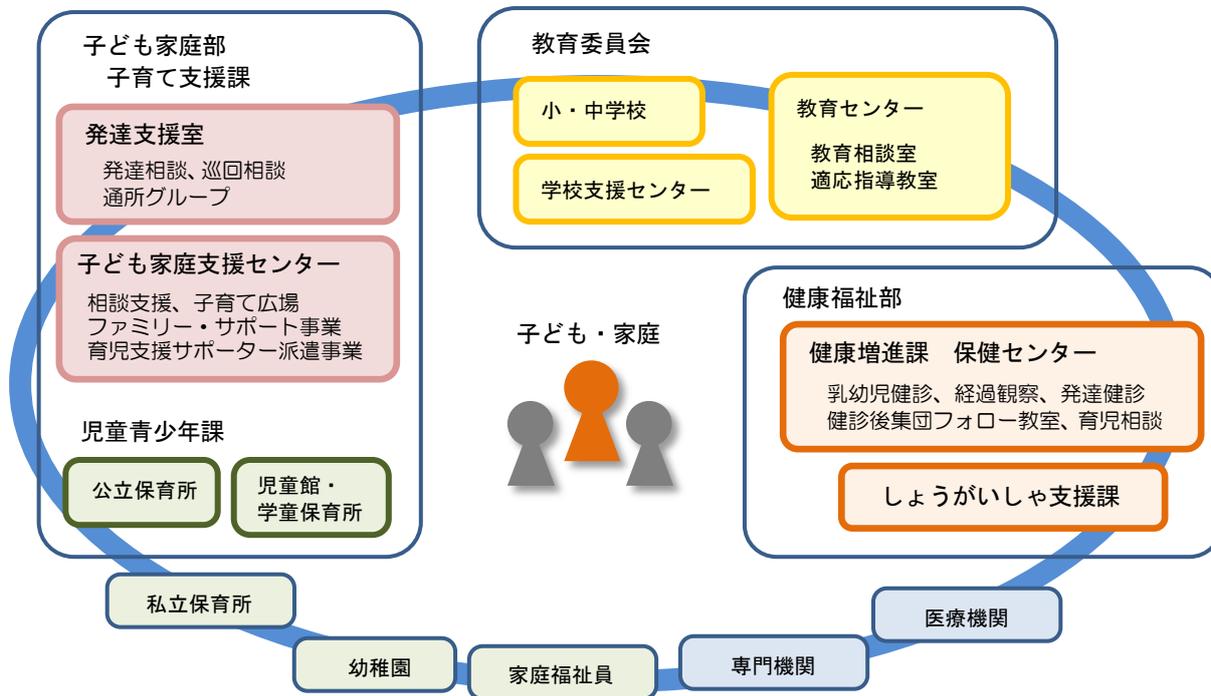
発達ที่気になる乳幼児の保護者の方の「早期の気づき」に向けた取組みや、育児不安に対応するため、保健センターが実施している健診事業やフォロー事業との連携を強化します。また、保護者支援のためのペアレントトレーニング事業の実施を検討します。

3. 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化

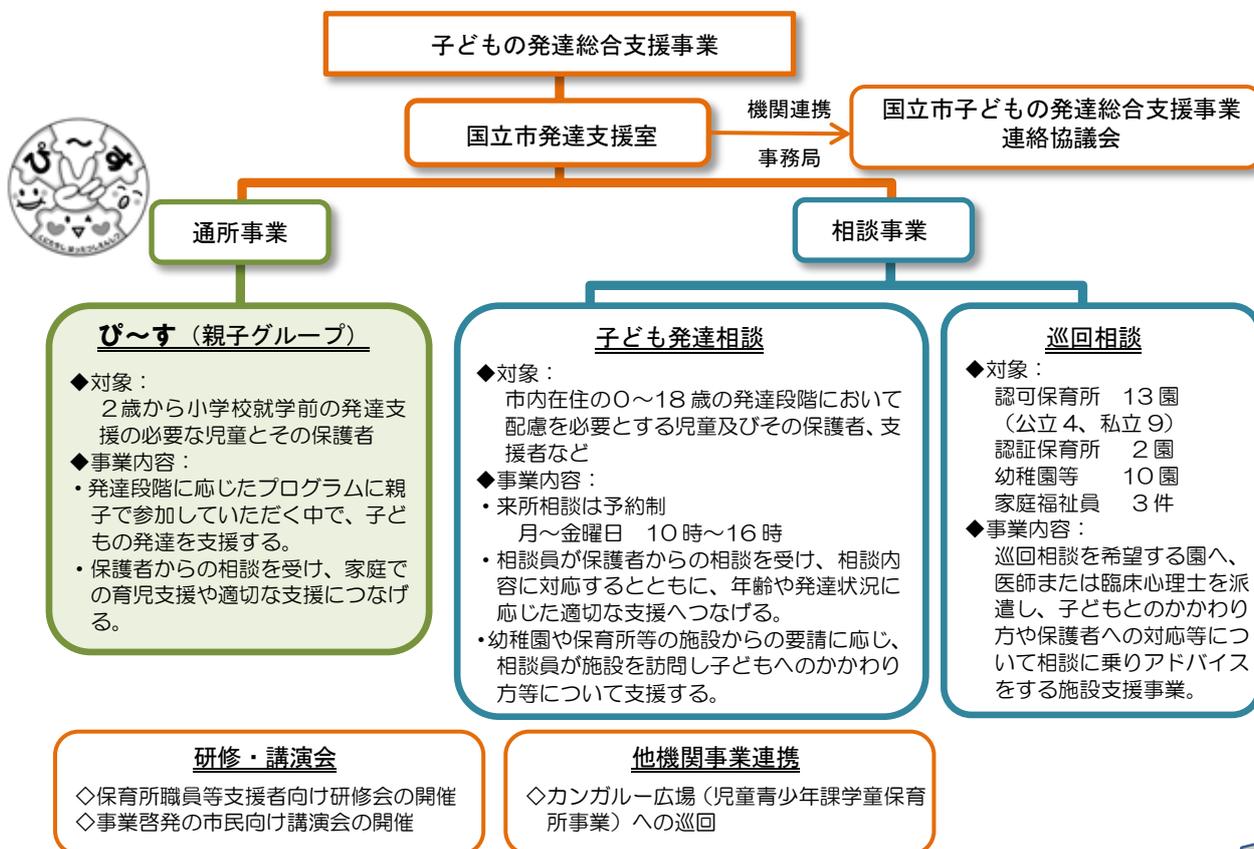
発達段階において配慮を必要とする子どもとその家族などに対する支援の充実を図るため、児童青少年課、しょうがいしゃ支援課、教育指導支援課、健康増進課などの関連部署との連携体制の強化を目的とした、「発達総合支援事業連絡協議会」を組織し、切れ目のない支援の充実を推進します。

国立市内における相談支援体制

子どもと家庭を支援する 切れ目のない連携の輪

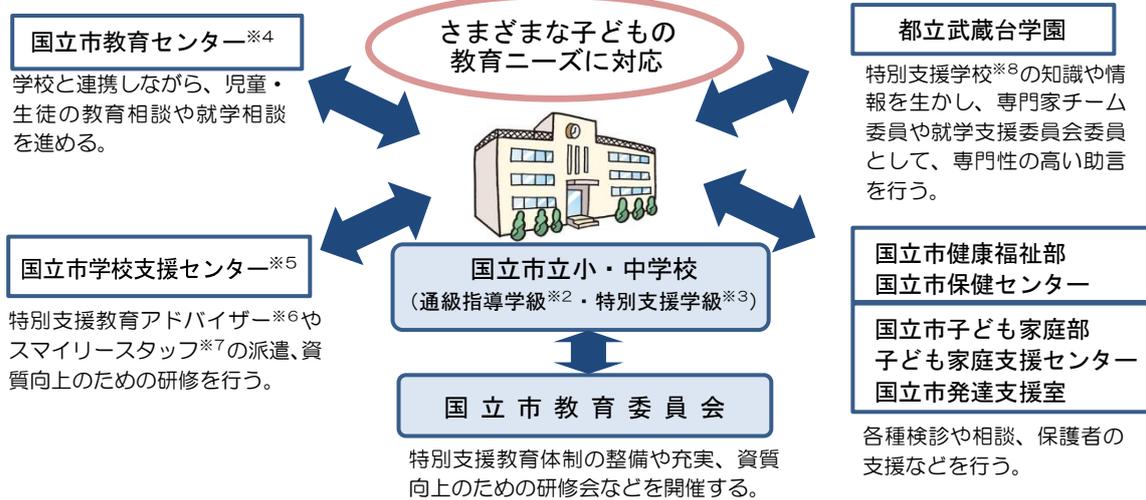


子どもの発達総合支援事業内容



取組み	ともに歩むインクルーシブ教育の推進	所管課	教育指導支援課
内容	拡充	特別支援教育の推進の核となる交流及び共同学習を推進します。また、インクルーシブ教育システムの検証を進め、就学相談事業と発達支援室との緊密な連携を図り、一体化に向けた準備を進めます。	

特別支援教育^{※1}にかかわる地域の各種機関とのつながり



- ※1 特別支援教育：しょうがいがある児童・生徒について、一人ひとりのしょうがいの種類や状況などに応じて、特別な配慮のもとに行われている教育。特別支援学級や、通級指導学級、または都立特別支援学校における専門的な支援や通常の学級での支援などを進めている。
- ※2 通級指導学級：通常の学級での学習と同時に、週に1回程度通級し、しょうがいの状況に応じた専門的な支援を行う教室。
- ※3 特別支援学級：少人数のきめ細やかな学習や通常学級との交流をとおして、しょうがいの状況に応じた指導を行う教室。
- ※4 国立市教育センター：児童・生徒の心身ともに健全な発達と教育の充実を図るため、心理専門スタッフによる相談や、不登校児童・生徒の学校復帰の支援を行う機関。
- ※5 国立市学校支援センター：多様化する教育課題への対応、若手教員研修の充実など教職員の資質向上を進め、国立市立学校の教育活動の充実を支援する機関。
- ※6 特別支援教育アドバイザー：特別支援教育にかかわる経験や高い専門性を有し、学校の教員に指導・助言をする人材。
- ※7 スマイリースタッフ：発達しょうがいや、その傾向にある児童・生徒の学習や生活上の困難さを支援するために、小・中学校に勤務する専門的なスタッフ。
- ※8 特別支援学校：東京都立の将来の自立と社会参加に向けて、少人数による専門的な指導を行う学校。

取組み	発達総合支援事業の活動拠点の拡充への取組み	所管課	子育て支援課
内容	拡充	子どもの発達総合支援事業の相談事業及び通所事業充実のために、必要な活動拠点の確保を検討します。	
取組み	幼児教育・保育の支援者向け研修の拡充	所管課	子育て支援課
内容	拡充	発達支援に関して、幼児教育施設・保育施設などを巡回し支援者支援を行うとともに、支援者向けの専門的な研修を拡充します。	
取組み	子どもの発達を理解する取組みの拡充	所管課	子育て支援課
内容	継続	子どもの発達総合支援事業の理解を広めるため、市民への普及啓発に取り組みます。	
取組み	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	所管課	子育て支援課
内容	継続	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、またはしょうがいのある児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	
取組み	しょうがい児・者との交流の推進	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	拡充	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（平成28年4月施行）の普及啓発を進めるなかで、交流を推進していきます。	

施策目標2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

取組み	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	新規	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児(中学生を対象とする予定)が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業(仮称「ぷれジョブ」)として、実施していきます。		
取組み	心身障害者(児)福祉手当等の継続		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	児童の福祉の増進に寄与することを目的として、20歳未満のしょうがい児の保護者に手当を支給します。		
取組み	重度手当支給の継続		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	重いしょうがい児が重複している65歳未満の方に支給される東京都の手当について、受給の案内や手続きを行います。		
取組み	特別障害者手当等給付の継続		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	精神または身体に重度のしょうがいを有する児童に支給される国の手当について、受給の案内、手続きを行います。		
取組み	児童育成手当支給事業の継続【再掲】		所管課	子育て支援課
内容	継続	国立市児童育成手当条例に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいを有する児童の家庭等、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。		
取組み	しょうがいのある子の親への支援		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	相談支援を行い、保護者の了解のもと子育て支援や母子保健、学校などの市の関連部署の他、障害児相談支援事業所・サービス提供事業所等との連携をとり、社会資源を活用できるよう配慮します。		
取組み	しょうがい児保育の充実		所管課	児童青少年課
内容	拡充	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体制を整備します。		
取組み	しょうがい児緊急入所事業の充実		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児を施設へ緊急入所させます。		
取組み	しょうがいをもつ子どもへの支援		所管課	しょうがいしゃ支援課
内容	継続	「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所及び「児童福祉法」に基づく障害児通所(児童発達支援・放課後等デイサービス)について、利用の案内や支給決定を行います。		
取組み	子どもの育ちを支えるグループ支援		所管課	健康増進課
内容	継続	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」(1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象)及び「ばすてる」(就園前の子どもと保護者対象)を実施し、遊びを通じた健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。		
取組み	しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施		所管課	公民館
内容	継続	「しょうがいしゃ青年教室」において、しょうがいのある若者とない若者が共に活動して、異年齢世代の若者が相互に学び合う事業の継続を図ります。		



施策6



視点1



視点2



視点3



視点5



視点8

(3) 外国籍の子どもと家庭への支援と多文化共生への理解

○外国にルーツをもつ子どもたちが、自らのアイデンティティに自信をもって成長できるよう、地域での理解と関係づくりを進めます。

○子どもたちが多様な文化や価値観に触れることを通して未来の共生社会を築けるよう、多文化理解へ向けた講座等の機会を充実させます。

図表 4.30 国公立学校における外国籍児童生徒数の推移

単位：人

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	28	29	30	32	34
中学校	11	14	13	16	11
合計	39	43	43	48	45

資料：学校基本調査5月1日時点における各学校の外国籍児童生徒数
(国公立学校以外に在籍しているものについては計上していない)

図表 4.31 国公立学校における日本語指導員派遣事業実績

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童・生徒数	8名	1名	10名	7名	10名
保護者数	0名	1名	2名	3名	2名
指導員数	9名	2名	16名	16名	12名
時間数	398時間	30時間	660時間	426時間	842時間



取組み

重点的
取組み

外国籍の生徒への学習支援の充実

所管課

公民館

内容

1. 外国籍の子どもへの学習支援

日本語指導を必要とする中高生に対し、日本語学習支援、教科学習支援を行います。

2. 学習支援を通じた「居場所」づくり

言語やコミュニケーション、アイデンティティの確立に課題を抱えがちな外国にルーツをもつ子どもたちが、支援者である大学生等との交流を通じて、自己肯定力を高め、学習支援の場がありのままで受け入れられる「居場所」として機能するよう努めます。

3. その他の各学習支援事業や関係部署との連携

平成28年度から実施予定である生活困窮世帯への学習支援事業や放課後学習支援教室など関係する各事業との連携を図っていくとともに、外国籍児童が抱えている様々な悩みや課題を把握した場合、健康福祉部や子ども家庭部、所属校など関係機関との間で必要な手段を講じられるよう情報共有を図ります。

施策目標 2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

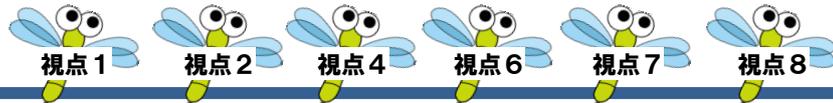
取組み	幼稚園、保育園、学童保育所への通訳派遣		所管課	児童青少年課
内容	継続	日本語の理解が不十分な保護者に対して、子育てや教育に関する様々な制度を的確に伝えるために、地域住民による海外交流サークル等の協力を得て、通訳を行います。		
取組み	グローバル人材育成事業の推進【再掲】		所管課	児童青少年課
内容	新規	市民からの寄付により、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的として設立された「国立市RHグローバル人材育成基金」を活用し、小学校高学年以上を対象に、国際的視野を広げることを目的とした「グローバルカフェ事業」や、中高生を対象に、グローバル人材の育成を目的とした「海外短期派遣事業」を進めていきます。また、世界に羽ばたく人材や、次世代のリーダーとなる人材育成のための基金活用についても検討します。		
取組み	地域で育む・深める国際理解の推進		所管課	生活コミュニティ課
内容	継続	国連大学・国連UNHCR協会訪問など地域国際交流団体の支援を受け、小学生から高校生の国際理解の一層の推進を図ります。		
取組み	外国籍市民にも住みよいまちづくりの推進		所管課	生活コミュニティ課
内容	新規	市内在住の外国籍市民と市による懇談会を実施し、外国籍市民のニーズを把握し、市政に反映させていきます。		
取組み	グローバル人材の育成を目指した日本語適応指導の開発		所管課	教育指導支援課
内容	拡充	外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒を対象に140時間を上限として日本語指導員を配置します。日本語への適応を第一に進めつつ、グローバル人材の育成を目的としたプログラムを関係部署等と開発します。		
取組み	地域の教育資源を活かした外国語教育の推進		所管課	教育指導支援課
内容	拡充	学習指導要領の改訂に伴い、平成30年度を目途に、小学校5・6年生で「教科型」、3・4年生に「活動型」として英語教育の系統的な指導を進めます。小・中学校に派遣している外国語指導助手（ALT）を核に、留学生、NPO等との連携による国際理解教育を進めます。		
取組み	外国籍の子どもと家庭への図書館サービスの推進と本を通じた支援		所管課	くにたち中央図書館
内容	拡充	外国籍市民のための利用案内の作成（英語・中国語・韓国語）、案内表示（英語）を設置し、洋書コーナーの充実を図るなど、利用しやすい環境づくりを推進します。また、外国語絵本の充実を図るために、公民館や生活コミュニティ課と連携して選書を行います。外国語絵本の読み聞かせ会や日本語版と英語版の同じ絵本の読みくらべ会など各国言語の絵本を通じた交流事業を行っていきます。		
取組み	多文化共生事業の推進		所管課	公民館
内容	拡充	国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支え合い、助け合う関係を築き、広く多文化共生社会につながる講座を実施していきます。また、地域のボランティアの協力を得て、子育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充実を図ります。		

施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

現状と課題

- 少子高齢化・核家族化、地域のつながりの希薄化等の要因で、子どもを取り巻く生活環境や地域社会は大きく変化しています。子どもたちが他人を思いやることや豊かな人間性を育みながら成長するには、異年齢の子どもたちや地域の大人と触れ合い、一緒に過ごす時間をもつことが大切です。そのために、自然、芸術、スポーツ、読書、国際交流、伝統文化といった多様な体験機会の充実が期待されています。
- 子どもたちにとって、学校教育活動終業後の放課後に子ども同士で思いきり遊んだり、日常生活において得難い体験をしたり、地域の人と交流する時間はとても貴重です。学童保育所や児童館、放課後子ども教室は、放課後を過ごす「居場所」として大きな役割を担っており、保護者のニーズに応え、子どもたちが安心して過ごすために、さらなる環境整備が求められています。

施策7



(1) 子どもたちがのびのびと過ごせる居場所の拡充

- 子どもが安心していられる場、素直に自分を出せる場、好奇心と創造力を刺激される場など、思い思いに過ごすことができる多様な「居場所」を作ります。
- 放課後の子どもたちが地域の人や異年齢の子どもとの交流の中で体験や学びの機会を得ることで、社会性や自主性を育むことができる「居場所」を作ります。
- あらゆる世代が集い、地域全体で子どもたちの成長を見守るような場を設けることで、地域に「活力」と「にぎわい」を創出します。

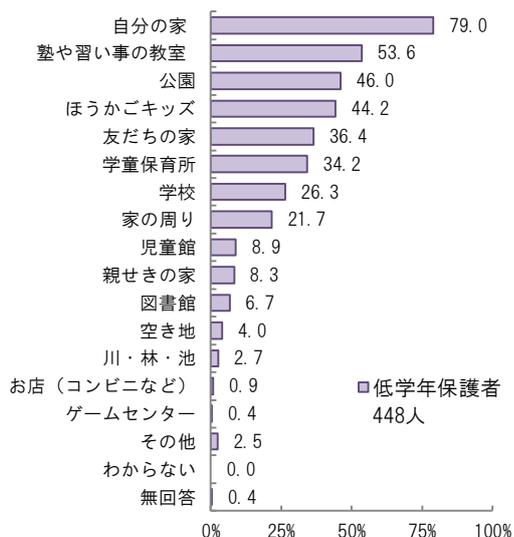
施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

★ 国立市アンケートより

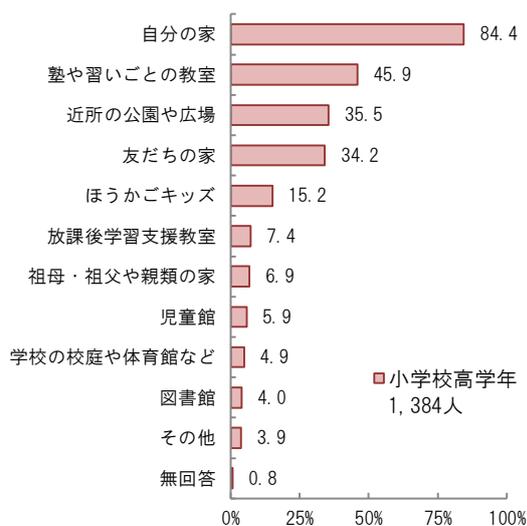
国立市アンケートでは、放課後を過ごす場所は、小学校低学年児童、高学年児童ともに「自分の家」が8割程度で最も多く、次いで「塾や習い事の教室」となっています（図表 4.32、4.33）。高学年児童で、学童保育所に通ったことがある割合は 41.8%、ほうかごキッズに参加したことがある割合は 90.3%となっています（図表 4.34、4.35）一方、高学年児童は放課後の過ごし方の希望として、「友だちと公園で遊ぶ」が約4割で最も多くなっています（図表 4.36）。

子育てグループのヒアリングでも、学童保育所の場所や、小学校4年生以降の放課後の居場所を心配する声があがっています（図表 4.37）。

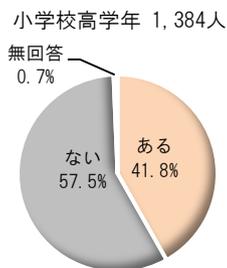
図表 4.32 放課後子どもが過ごす場所（複数回答）



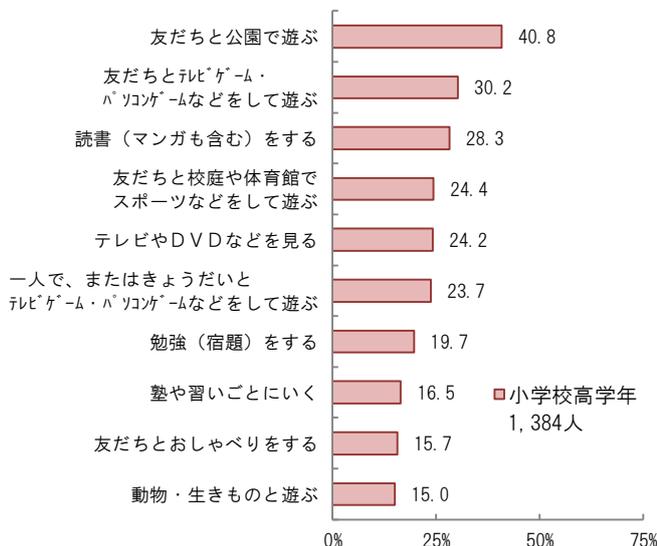
図表 4.33 放課後過ごす場所（3つまで複数回答）



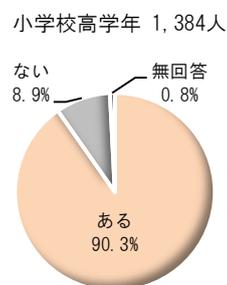
図表 4.34 学童保育所に通ったことがある



図表 4.36 放課後何をして過ごしたいか（3つまで複数回答・上位10項目）



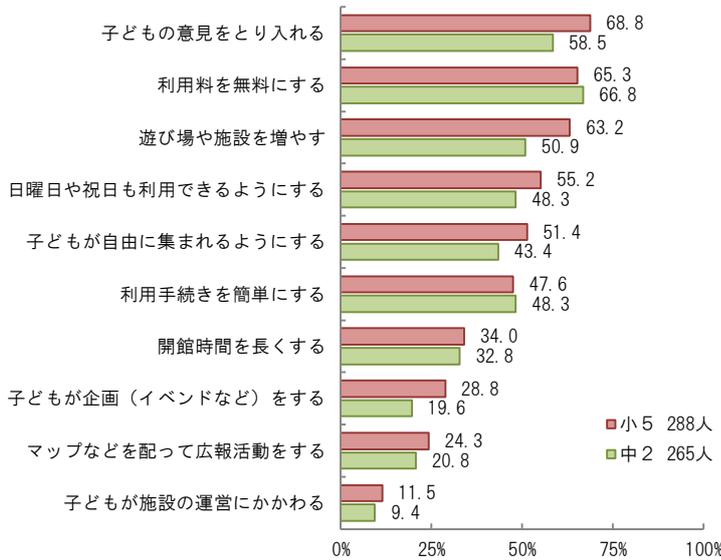
図表 4.35 ほうかごキッズに参加したことがある



図表 4.37 子育てグループヒアリング内容

<p>保育園や幼稚園、学童保育に関する要望・希望はありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4年生以上でも学童に行くことができる制度を望む。近くに祖父母がいないので子どもの放課後が不安だ。 ・住んでいるところが、二小・西学童のある学区だが、学校も学童も遠い。ガードレールも少ないので、整備を希望する。 ・子どもが学童に行っている学年時はいいが、4年生以降、子どもの放課後の居場所をどうしたらよいか、と思っている。地域の見守りの体制も含めて、他の家庭はどうしているのを知りたい。
-------------------------------------	---

図表 4.38 子どもが使いやすい遊び場や施設にするために必要なこと（複数回答・上位10項目）



平成25年度国立市アンケートでは、子どもが使いやすい遊び場や施設にするために必要なことは、「子どもの意見をとり入れる」が小5で7割近く、中2で6割近くに上っています（図表4.38）。

近くにあればいいと思う遊び場や施設は、小5では「雨の日でも遊べる施設」が最も多く、中2では「友だちとおしゃべりや飲食ができる施設」が最も多くなっています。「運動ができる大きな広場や公園」が小5・中2ともに2番目に多くなっています（図表4.39）。

図表 4.39 近くにあればいいと思う遊び場や施設（5つまで複数回答）





取組み

重点的
取組み

「主人公は子ども」と捉えた児童館事業の強化推進

所管課

児童青少年課

内容

これからの児童館は、これまで以上に、乳幼児から18歳までの子どもと子育て家庭に対し、それぞれの成長段階に適した支援を進める必要があります。その支援は、各年代ごとでありながら、途切れることのない支援でなくてはなりません。今後の国立市における児童館のあり方について、庁内の組織である「国立市子ども総合計画推進会議作業部会」を活用して検討を行い、各施策に反映していきます。検討が必要な内容は以下のような項目です。

1. 親子連れや子育てグループへの施設開放の推進（地域子育て支援拠点事業）

これまで市内7か所の学童保育所では、週1回、身近な「子育てひろば」として乳幼児とその保護者が遊ぶことができる「カンガルー広場」を展開してきました。今後、児童館も同様に「子育てひろば」や子育てグループ等への施設開放や回数等の検討を行います。

2. 児童館等における育児相談などの推進

子どもの育児相談などをより身近な施設で気軽にできるよう、児童館と学童保育所を有効活用した相談体制を検討します。

3. 児童館における子どもからの相談体制の整備と、地域で孤立する子どもへの学習支援等の実施

児童館は、子どもが自分の意思により来館し、中高生や大人と触れ合うことができる貴重な施設です。電話相談ではなく、職員と子どもが直接向き合えるという最大の利点を活かし、学童保育所とともに「気軽に相談できる」施設として、児童虐待・いじめなど様々な課題を抱える子どもへの相談体制を整備します。また、経済的な理由や家庭の事情など様々な理由により、地域で孤立する子どもへの学習支援等を通じた「こころの居場所」づくりを検討します。子ども思いやSOSをいち早くキャッチできるよう、児童館職員のスキル向上のための研修等も検討します。

4. 子どもの意見表明・参加の仕組みづくりの推進

子どもの社会性や自主性を育むため、児童館の事業や企画に参加することをきっかけに、市政・地域・まちづくりなど様々な場面で参加・参画の機会を創出します。また、その機会を拡充することで、子どもたちが多くの体験等を積み重ねて次世代の担い手となるような仕組みづくりを検討します。

5. 体験活動などによるボランティアリーダーの育成

児童館は、各事業や遊びにより異年齢との交流活動ができる施設です。また、中高生や児童館利用経験者である青年層との交流も可能です。これらの青年層や地域関係者が「青少年キャンプ」や「プレーパーク」など、児童館の体験事業にボランティアリーダーとして参加することにより、子どもたちが社会性や自主性を身に付けられるよう支援します。子どもの参加の観点からも、さらなるボランティアリーダーの育成を検討します。

取組み	児童館の施設と体制の整備	所管課	児童青少年課
内容	拡充	小学生の放課後の居場所として、また中高生の自主的な活動拠点としてなど、あらゆる年代の子どもが集える、子どもの居場所としての施設整備・体制整備を進めます。施設環境を整え、身近な児童館として利用しやすい施設開放のあり方を検討します。	
取組み	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進	所管課	児童青少年課
内容	拡充	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	
取組み	地域の教育資源を活かした不登校児童・生徒への学びの場の充実	所管課	教育指導支援課
内容	拡充	子どもたちが主体的に、いきいきと学ぶ場として、小・中学校の適応指導教室の学習内容や体験活動などの充実を図ります。スクールソーシャルワーカーを核とした、ひきこもり傾向の未然防止を進めます。	

**重点的
取組み**

「放課後子ども総合プラン」の推進 ★

所管課

児童青少年課

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもたちの放課後の「居場所」はどうあるべきかを提示するものです。

国立市では子どもの「居場所」のあるべき姿を最優先に考え「国立市放課後子ども総合プラン」において、以下の7項目について策定しました。

子どもを取り巻く環境を理解し、子どもたちの「放課後」が豊かなものとなるために、学校で学んだ様々なことから切り離すのではなく、切り替えて、子どもがのびのび楽しく自由に遊び、学び、体験し、地域の人と交流することが重要と考えています。そして「放課後」の場が、自分らしさを発揮できる「居場所」となるよう、計画的な整備等を進めていきます。

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

内容

放課後児童クラブは、市内7か所の学童保育所において実施しています。子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象児童がこれまでの「小学校3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたことに伴い、平成31年度までに達成されるべき目標事業量（放課後児童クラブ対象児童数の推計）を以下のように見込んでおります。

図表 4.40 放課後児童クラブの目標事業量

単位：人

項目	H25年度 利用可能量	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計		786	793	797	793	771
②確保提供量	485	485	485	485	485	485
②-①		-301	-308	-312	-308	-286

放課後児童クラブの入所対象者の拡大により、現状の学童保育所等では十分な保育スペースの確保が困難となります。このため、今後は、国が示す「放課後子ども総合プラン」にある、余裕教室の活用や、放課後等における学校施設の一時的な利用の推進を図るため、教育委員会及び学校をはじめとする関係機関と協議や連携により、確保に努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後子ども教室は、平成21年度から市内8校すべての小学校において、校庭・教室・体育館などを活用して実施しています。7つある放課後児童クラブのうち、学校敷地内並びに隣接地に設置の学童保育所4か所を一体型とし、児童館に併設の学童保育所3か所を連携型とします。

連携型では放課後子ども教室への子どもの参加が少ない傾向にあるため、参加の促進に関しては、今後、安全確保を含めて検討していきます。

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

放課後子ども教室は、平成21年度から市内8校すべての小学校において、校庭・教室・体育館などを活用して実施しています。しかしながら、各校とも実施日が週2日であったり、雨天時は中止となるなどの課題があり、現状では保護者側からは確実な「放課後の居場所」とは言えません。今後、各小学校の理解と協力を得ながら、より安心・安全で確実な居場所の提供を検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

一体的等による実施に向けては、以下の5点について考慮してプログラム作成を検討します。

- ① 有意義な「放課後の居場所」として
- ② 長期休業期間等について
- ③ 高学年向けプログラムについて
- ④ 児童館内に併設された学童保育所の子どもの参加と安全確保について
- ⑤ 学校運営委員会について

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

余裕教室等の活用については、総合的な調査・分析を目的として設置した学童保育所施設整備検討部会や教育委員会など関係機関とともに、放課後からの一時的な利用も含め協議を進めます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議等を活用し、総合的な放課後対策について検討します。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み等

平成24年度から平日午後6時から午後7時までと、長期休業期間（夏休み等）の午前8時から8時30分までの延長保育を実施しています。

※国立市では「放課後児童クラブ」とは「学童保育所」、「放課後子ども教室」とは「ほうかごキッズ」を指します。

取組み	放課後子ども教室の充実	所管課	児童青少年課
内容	拡充	小学校の施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら、大人の見守りのある安心で安全な子どもの居場所を提供します。子どもがいきいきと放課後の時間を過ごせるよう、市内市立小学校全校で実施している「ほうかごキッズ」の実施日数やプログラムについて見直し、「放課後の居場所」としての機能を高めます。	
取組み	学童保育所運営の充実	所管課	児童青少年課
内容	拡充	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるプログラムづくりに努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づく4～6年生の受入れのために、事業内容の見直しを進めます。	
取組み	学童保育所施設の整備	所管課	児童青少年課
内容	拡充	小学校就学児童すべての安心・安全な放課後の居場所を確保することを目的とした「放課後子ども総合プラン」に基づき、4～6年生の学童保育所受入れを見据えた施設と体制の整備を検討します。	
取組み	学童保育所の延長保育の実施	所管課	児童青少年課
内容	拡充	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護がしやすい環境づくりを整える必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、保護者の就労形態は多様化し、また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等についても議論していきます。	

**重点的
取組み**

矢川公共用地(都有地)に子育て支援関連施設整備を検討する事業

所管課
国立駅周辺整備課
児童青少年課
子育て支援課

現在、東京都により、国立市内にある都営矢川北アパートの建て替え事業が行われています。この事業に伴い、都営矢川北アパート内に空地（「矢川公共用地（都有地）」と呼びます）が生じます。国立市は、この「矢川公共用地（都有地）」を東京都から借り、複合公共施設用地として活用できるよう、要望しています。

「矢川公共用地（都有地）活用計画」の検討にあたっては、平成24年に、周辺地域の課題からこの用地の活用方法を検討した「矢川駅周辺地域ビジョン」をまとめています。このビジョンは、この地域の課題を、①矢川駅周辺地域の高齢化・少子化、②都営矢川北アパート・矢川児童館・矢川保育園施設の老朽化、③矢川メルカード商店街の活性化、④地域コミュニティの希薄化、⑤子育て機能のさらなる充実、⑥児童の安全確保、の六点に整理しています。

それを踏まえて、こうした課題を解決するための具体的な公共施設のあり方の検討を行い、広く市民の声を聞きながら、平成26年度に、「矢川公共用地（都有地）活用計画素案」を策定しました。この素案をもとに、子ども機能を中心に、にぎわい機能、高齢者機能を有する、多世代が活用できる複合公共施設の整備の検討を行っていく必要があります。

●矢川複合施設「(仮称) 矢川プラス」の整備検討

「矢川公共用地（都有地）」を、国立市の複合公共施設用地として活用できるよう、東京都に要望するとともに、施設内容の検討、施設整備を進めていきます。

施設の基本的な考え方は、平成26年度にまとめられた「矢川公共用地（都有地）活用計画素案」に基づくものです。

「素案」は、施設の名称を「(仮称) 矢川プラス」と置き、施設のコンセプトを「場づくりは仲間づくり、仲間づくりは元気づくり。だれもがふらりと立ち寄りたくなる元気の場。子育て中の親子をはじめ、だれもが自分ペースで居場所を見つけ、子育て中の仲間や子育ての先輩と出会い、ふれあうことでコミュニティや支援の輪が広がっていく。コミュニティの輪が子どもの成長を育み、高齢者が元気になる。そんな場づくりを目指す」とまとめています。

具体的には、保育園、児童館、子ども家庭支援センター、発達支援室を位置づけた「子ども」施設、多目的スペース、ホールを位置づけた「にぎわい」「高齢」施設です。

施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

「(仮称) 矢川プラス」のイメージ

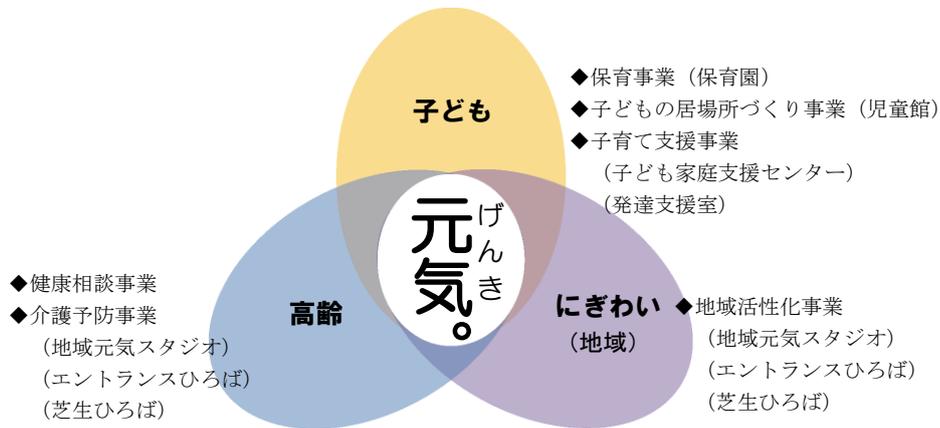
※プラスの由来=place フランス語の「ひろば」、Plus 英語の「加える」
矢川プラス子ども、矢川プラス芝生、矢川プラス健康など

ひらかれる あつまれる つながれる
(仮) 矢川プラス ふらりと立ち寄りたくなる場



場づくりは仲間づくり、仲間づくりは元気づくり。だれもがふらりと立ち寄りたくなる元気の場。子育て中の親子をはじめ、だれもが自分ペースで居場所を見つけ、子育て中の仲間や子育ての先輩と出会い、ふれあうことでコミュニティや支援の輪が広がっていく。コミュニティの輪が子どもの成長を育み、高齢者が元気になる。そんな場づくりを目指す。

■コンセプト



■南武線側からのイメージ



資料：矢川公共用地（都有地）の活用計画素案

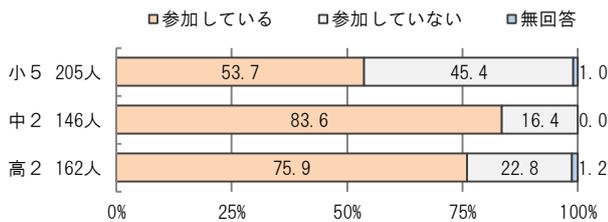


(2) 子どもたちの学びや体験機会の充実

- 自然や環境、文化的資源、地域の人材を活用した豊かな体験を通して、子どもの成長と発達の増進を図るため、児童館を中心とした市内の施設や関係部署の事業を充実させます。
- 日常生活において経験できない特別な体験を通して、自分の慣れ親しんだ文化・歴史・言語・環境を相対化することにより、日本や地域を再認識するとともに、他国や多様な文化の理解につなげます。

★ 国立市アンケートより

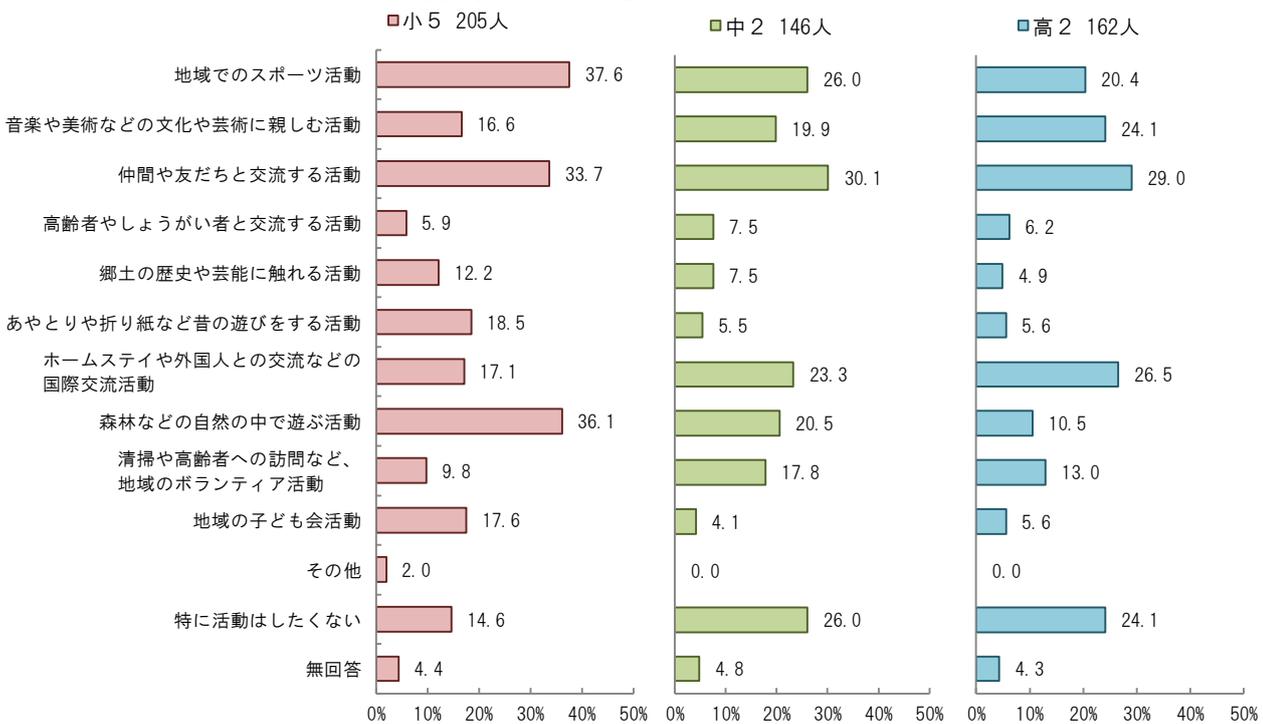
図表 4.41 地域活動や部活動に参加している



地域活動や部活動に参加している割合は、中2が最も高く、小5では5割程度となっています（図表 4.41）。

子どもたちが参加したいと思う地域活動等は、小5では「地域でのスポーツ活動」「森林などの自然の中で遊ぶ活動」「仲間や友だちと交流する活動」が多く、中2では「仲間や友だちと交流する活動」「地域でのスポーツ活動」「ホームステイや外国人との交流などの国際交流活動」が多く、高2では「仲間や友だちと交流する活動」「ホームステイや外国人との交流などの国際交流活動」「音楽や美術などの文化や芸術に親しむ活動」が多くなっています（図表 4.42）。

図表 4.42 どのような地域活動等に参加したいか（複数回答）





取組み

重点的
取組み

様々な子どもの体験・交流事業の推進

所管課

児童青少年課
産業振興課
環境政策課

内容

1. 子どもの野外体験活動の充実を推進

「青少年キャンプ」や「プレーパーク」といった野外での体験機会の充実を図り、子どもたちの自主性や社会性を育てていきます。

2. 子どもと地域の交流の推進

学童保育所と放課後子ども教室の一体型プログラムの運営を進めるなかで、青空児童館（出張児童館）活動を促進し、体験型のプログラムを充実していきます。そのなかで子どもと地域の方々との交流を促していきます。

3. 農業体験の充実

稲作体験学習会などの活動をはじめ、「城山さとのいえ」を中心拠点として農業体験イベントを市内農業者の協力のもとに実施し、子どもたちに広く農のある暮らしの体験を提供し、農に触れる機会や癒しの場を創出します。

4. 遊びと体験学習の場の充実

既存施設を活用しながら、自然体験活動の充実、生態系学習を通じた環境問題や自然保護意識の高揚を図り、安全で快適な遊びの空間づくりの推進を検討します。

5. 親子で遊べる公園のPRの推進

親子で遊べる遊具等が設置されている公園等を紹介した公園ガイドマップを作成します。

取組み	地域の自然環境を活かした環境教育の推進	所管課	教育指導支援課 環境政策課
内容	継続	日常の中で自然を意識し、環境保全の必要性を実感することができる場づくりを進めます。学校教育においては、各教科や総合的な学習の時間等を中心に、身近な環境から地球規模の環境学習を計画的に実施します。	
取組み	ビオトープの設置推進	所管課	環境政策課
内容	継続	大人と子どもが一緒になって、動植物が生息できる場所（ビオトープ）を保全するとともに、新たなビオトープの設置を推進します。	
取組み	桜守事業の推進	所管課	環境政策課
内容	継続	平成12年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を市民ボランティアと行政との協働により実施しています。平成14年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒に実施しており、今後も多くの市民や子どもたちと継続的に実施していきます。	
取組み	世代間交流事業の推進	所管課	公民館
内容	継続	地域で活動している団体の協力を得て、伝統や文化を継承する事業を実施し、祖父母世代や親世代と、子どもたちとの世代間交流の充実を図ります。	

取組み	親子で共有の時間をもつ事業の推進	所管課	公民館
内容	継続	親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくことを目的とし、年間を通じて、未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、様々なプログラムを実施していきます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体と事業連携を図っていきます。	
取組み	地区育成会への支援	所管課	児童青少年課
内容	継続	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材のもつ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしていきます。	

**重点的
取組み**

	グローバル人材育成事業の推進	所管課	児童青少年課
内容	<p>国立市では、市民からの寄付をもとに昭和61年から15年間、「国立市青少年海外派遣事業」を実施しました。この事業では100名以上の中高生を米国に派遣し、日本文化の紹介や青少年交流を行っていましたが、運用益の減少や国際情勢の変化などの理由により事業を中止し、代わりとして留学生との多文化交流キャンプや国連大学、大使館見学等を実施してきました。</p> <p>平成25年には市民から新たな寄付を受け、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的とした「国立市RHグローバル人材育成基金」が設立されました。</p> <p>これを受けて、基金の活用に関して検討会において「グローバルカフェ事業」「海外短期派遣事業」「チャレンジ応援プロジェクト事業（運用方法検討中）」の実施が提言され、平成26年度より事業を開始しています。</p> <p>今後、さらなる事業の推進を図り、将来、世界で通用するとともに日本の良さを自覚し、地域や学校において活発な活動ができる人材育成を進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グローバルカフェ事業の拡大 平成28年度からより多くの子どもたちが参加できるよう開催頻度を増やし、参加者の国際的視野を広げ、異文化への理解を促進するとともに、自分自身を見つめる・知る・伝える機会としていきます。 2. 海外短期派遣事業の充実 平成27年度より事前学習、現地派遣、事後学習の一貫したプログラムの「海外短期派遣事業」を実施しています。この事業に参加することで、自己を知り、相手を知り、共に取り組み、社会に参画するという学びを体験します。また、世界の一員であるというグローバル・シティズンシップの向上のため、さらなるプログラムの充実を図ります。 3. 新たなグローバル人材育成事業の推進 基金活用に関する検討会で提案された事業以外に、大使館訪問や市内留学生との交流を図る各種事業を検討します。 4. 地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進 各事業に参加することで得た知識や経験を、地域や学校などの子ども参画等の場面で活用・発揮し、次世代のリーダーとなる人材育成を推進します。 		

施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

取組み	青少年国内交流事業の推進		所管課	児童青少年課
内容	新規	市民からの寄付を基に設立した「国立市青少年育英基金」を活用し、市内在住在学の小学6年生を国内に派遣し、その地域の歴史や風土に接し、また派遣先の青少年との交流を通して平和、人権等の相互理解や豊かなこころの形成を図ることを目的とした国内交流事業を推進します。		
取組み	学校における平和講話事業の推進		所管課	市長室
内容	継続	市内の小中学校において、市内在住の被爆者や戦争体験者による戦争体験に関する講和を実施します。		
取組み	ICT化が進む社会への対応力の育成		所管課	教育指導支援課
内容	拡充	様々な体験機会を通じて、発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進します。学校教育においては、タブレット型端末の導入を進め、児童・生徒の情報活用能力の育成、日常の教科指導におけるICTの活用、校務の情報化の充実を図ります。		



施策9



(3) 学校教育・社会教育などを通じた豊かなこころの形成

- 国立市教育委員会は、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくりの推進」、「生涯学習の振興」の4つの基本方針に重きを置いた施策を推進します。
- 文教都市国立にふさわしい教育施策の推進を図るため、総合教育会議において「国立市教育大綱」を定めました。
- 子どもたちが学校教育の場で成長段階に応じたスムーズな移行ができるよう、関係部署で情報共有を図りながら、個々に応じたサポート体制を構築します。

国立市教育大綱

国立市長 佐藤一夫

少子高齢・人口減少社会への対応や持続可能な社会の実現など、来たる将来社会の課題の克服のために教育の果たす役割はますます重要なものとなっている。

国立市は、これまでも文教都市として、その名に恥じぬよう教育施策の向上と充実に努力を積み重ねてきており、現在においても、国立市教育委員会と国立市立小・中学校11校は強固な連携のもと、多様な教育課題の解決に当たっている。また、学校教育への保護者の信頼も厚く、地域社会の協力体制も構築されつつある。

そのような状況の中で、学校は地域の中核施設であるとともに、地域の一員であるという意識を持ちながら教育活動を推進し、諸課題に取り組むことを期待する。特に、懸案である就学前と就学後の切れ目ない支援については、子どもと保護者の立場に立ち、関係各課の積極的な連携を進めたい。

上記のことを踏まえつつ、市行政の責任者である市長として国立市教育委員会と連携、協力のもと、特に次の点において文教都市国立の教育施策の推進を図りたく、教育大綱として定めるものである。

- 1 365日安心安全なまちづくり、子育て・子育てに責任を持つために、福祉と教育の連携を強化する。特に発達障害児(者)への継続的支援、保育園、幼稚園から小学校への円滑な接続、放課後子ども総合プランの実現、不登校・ひきこもり・ニート等の青少年自立支援等において福祉、学校教育、社会教育との連携を強化する。
- 2 学力向上、体力向上の取り組みを推進させ、子どもたちの確かな学力と健やかな体力を養い、自ら考え、生きる力を育む。
- 3 世界を舞台に活躍するグローバル人材を育成するため、子どもたちの語学力、コミュニケーション能力の育成を中核に、主体性、チャレンジ精神の育成などのグローバル化に対応した事業・教育を推進する。
- 4 インクルーシブ社会の構築に向け、その基礎づくりとして、特別支援教育の更なる推進を図るとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒ができる限り同じ場で共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築を目指す。
- 5 子どもたちの人権尊重精神を養い、いじめをなくし、子どもや障害者、女性、高齢者等様々な人々の人権について理解させ、自他の生命を大切にする教育を推進する。
- 6 平和の尊さを知り、日本及び世界の恒久平和を希求し、平和に貢献する心を育むため、平和関連事業と連携し、平和教育を実践する。
- 7 地球や身の回りの自然環境の大切さを知り、地球・自然環境の保全に関心をつちかうため、豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通じて、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する態度を養う環境教育を推進する。
- 8 教育施設のストックマネジメントを行い、学校、給食センターをはじめとする教育施設の再整備を図り、老朽化する学校教育環境を改善する。
特に学校の再整備においては、地域社会の一員である学校が、地域の教育拠点にとどまらず、地域の核として、防災、コミュニティ等の拠点機能も果たすことを視野に据える。
- 9 先人たちが築いた国立の歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子どもたちが、郷土について理解を深め、誇りを持ち、国立の歴史や伝統文化を後世に引き継いでいけるような施策を展開する。
- 10 生涯学習、芸術・文化、スポーツの振興の分野においては、市民が元気に学び、生きがいをつくり、体を動かし、健康づくりをおこなうことにより、人口減少、少子高齢社会においても、活力ある生き生きとした国立市の地域社会を形成することができるよう施策を展開する。

以上



取組み

重点的
取組み

幼・保・小・中学校の交流と連携の推進

所管課

教育指導支援課

内容

近年、小学校1年生において、集団行動を取るのが難しい、落ち着いて授業を聞くことができない等の要因で、学級での授業が成り立ちにくい状態が続く、いわゆる「小1プロブレム」という課題が出現しています。

幼児期の教育から小学校教育への円滑なスタートが切れるようにするには、幼稚園・保育園などの幼児期の教育を担う施設と小学校が連携を図ることが必要です。また、小学校から中学校への滑らかな接続のためにも「幼・保・小・中の交流と連携」は重要となります。

「小1プロブレム」は、少子化や核家族化、地域の間関係の希薄化等によって、子どもたちの人との関わりが不足していることなどが要因といわれ、人と関わる力や基本的な生活習慣が身に付いていないケースも見られるといえます。このような事態の未然防止のためにも、幼・保・小の教員の相互理解などの連携が求められます。今後は、定期的な連携を足掛かりとした日常的な連携に発展させる必要があります。

- (1)平成28年度以降の市内公立小学校へ就学予定の児童を対象に教育委員会から保護者へ、「はじめまして、うちの子紹介シート」を配布し、子どもたちがよりスムーズに就学し、楽しい学校生活が送れるようにすることを目指します。
- (2)「はじめまして、うちの子紹介シート」研修会に市内全公立小学校、幼稚園、保育園から教職員が参加する機会を捉え、テーマに沿った協議や情報交換を行うことを通じて、連携の推進を図ります。
- (3)異年齢交流や職業観の育成のため、現在、総合的な学習の時間等で取り組んでいる小学生による保育園訪問、中学生による保育園・幼稚園での職場体験などの充実を図ります。

取組み	学ぶ意味を大切にする教育の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続 学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、学ぶ意味を大切にする適正な教育活動の実施を進めます。グローバル化する社会の様々な課題に対して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育みます。		
取組み	豊かなところを育む学校図書館の充実	所管課	教育指導支援課
内容	継続 読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育みます。また、探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育みます。学校司書等との触れ合いを大切に、こころの居場所づくりに努めます。		
取組み	図書館における児童サービスの充実	所管課	くにたち中央図書館 教育指導支援課
内容	継続 選書会議による丁寧な選書を行い、お話し会、ブックマラソン事業などの、子どもを対象とした各種行事やサービスを充実させることにより「読書の楽しみ」を広げるとともに、自ら学ぶ習慣が身に着く取組みを実施します。		

取組み	しょうがい児・者との交流の推進【再掲】		所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	拡 充	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（平成28年4月施行）の普及啓発を進めるなかで、交流を推進していきます。		
取組み	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業【再掲】		所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	新 規	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児(中学生を対象とする予定)が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業(仮称「ぶれジョブ」)として、実施していきます。		
取組み	青年のための生涯学習事業の拡充【再掲】		所管課	公民館
内容	継 続	幅広い青年層を対象にした多様な体験・交流の機会や、生活と労働等に関する学習機会を通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。		
取組み	子ども向け生涯学習事業の充実		所管課	生涯学習課
内容	拡 充	芸術、文化、歴史、自然、スポーツの分野における子ども対象の生涯学習事業の充実を図ります。		
取組み	芸術・文化に触れ体験する生涯学習事業の推進		所管課	生涯学習課
内容	継 続	創造力・想像力豊かな子どもを育てるため、引き続き、芸術小ホールなどで子どもが芸術・文化に触れる機会を創出します。		
取組み	各種スポーツ事業の充実		所管課	生涯学習課
内容	継 続	スポーツ推進委員と連携して子どもが各種スポーツを体験する事業を行い、興味をもつことにより、継続的にスポーツに親しむきっかけづくりを行います。		
取組み	地域の歴史や伝統行事に触れる生涯学習事業の推進		所管課	生涯学習課
内容	継 続	子どもたちが郷土史やまちの歴史に親しみ、地域の伝統行事や昔の暮らしを体験できる事業を実施します。		
取組み	中学生への納税理解の促進		所管課	課税課
内容	継 続	全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催「中学生の『税についての作文』」及び、全国間税会総連合会主催・(一財)大蔵財務協会後援「中学生の『税の標語』」の応募作品から、市立中学校の生徒の作品に対し、市長賞(賞状・額・図書券)を授与することにより、次代を担う中学校の生徒に税への関心と理解を促します。		
取組み	学校における食物アレルギーへの対応		所管課	教育総務課 教育指導支援課 給食センター
内容	新 規	平成27年度中に新たに作成するアレルギー対応マニュアルに沿い、教育委員会、学校、給食センターで密に連携し、アレルギーへの対応の充実を図っていきます。		

施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

第5章

子育て支援

 子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します



2 子育て支援

子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり
- 2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり



施策目標 1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり



現状と課題

- 少子化・核家族化、都市化といった社会動向により家庭を取り巻く環境が大きく変化し、不安や悩みを抱えながら孤立した子育てをしている人が少なくありません。また、近所とのつながりや関係性も薄れ、地域で子育てを見守るということが非常に難しい時代になっています。
- 国立市アンケートでも子どもの「しつけに関すること」等で子育て中の不安や悩みを抱えている人や、「地域の支えが重要」と考える人の割合が高くなっています。妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行っていくために、総合的な相談窓口の重要性が高まっています。
- 18～49歳市民の有配偶者に、今後子どもをもつ場合の条件をたずねたところ、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境であること」、「教育にお金がかからないこと」、「健康上の問題がないこと」と続いています。子どものいる家庭の経済状況も社会的に課題となっていることから、子どもを希望する人が安心して産み育てることができるために、経済的な負担を軽減していく支援が必要です。



(1) 安心して産み育てることへの支援

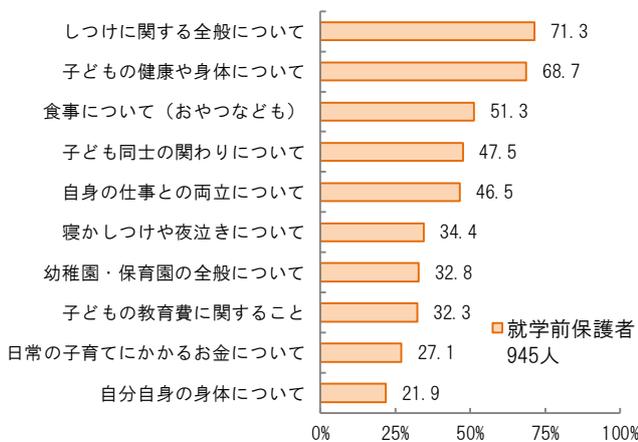
- 子育てに関する制度への疑問や不安の解消を図るため、子育てに関する相談窓口を設置し、子育て家庭への情報提供の一元化と相談体制の強化に努めます。
- 妊娠から出産、乳幼児の子育て期における助成・健診・訪問・相談などの各事業や、その他講座事業等の母子保健に関わる取組みを充実させます。
- 病気や介護などの様々な理由でサポートを要する子育て中の保護者等のニーズに対応できるように、地域で支えあう制度の整備を進めます。

★ 国立市アンケートより

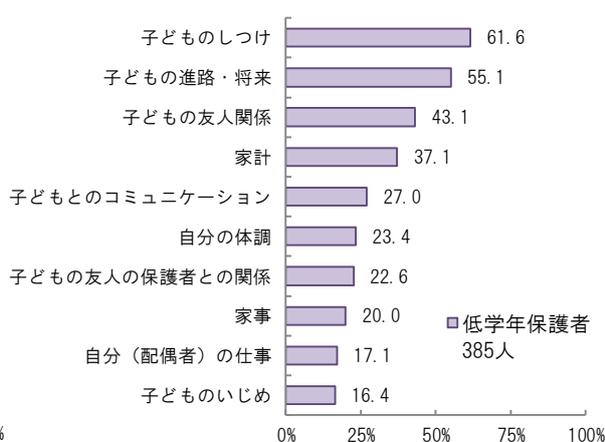
国立市アンケートでは、子育ての不安や悩みとして、就学前保護者、低学年保護者ともに「しつけに関する事」が最も多くなっています。就学前保護者では、次いで「子どもの健康や身体について」「食事について」が多くなっています。また、「子どもの教育費に関する事」「家計」といった経済的不安に加え、「自分自身の身体について」「自分の体調」といった親の健康不安も2割程度あります（図表 5.1、5.2）。

また、理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由に「ほしいけれどもできないから」が 18.3%あり、こうした家庭への支援も必要です（図表 5.3）。

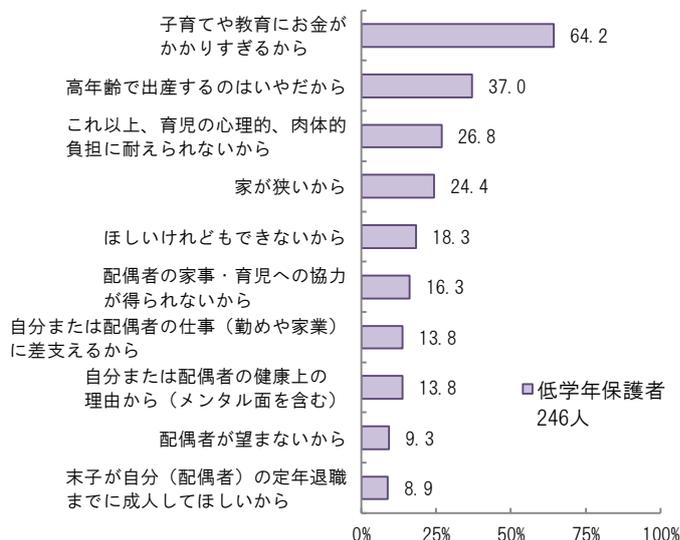
図表 5.1 子育て中に困った（困っている）こと等
（5つまで回答・上位 10 項目）



図表 5.2 子育てで不安に思うこと等
（複数回答・上位 10 項目）



図表 5.3 理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由（複数回答・上位 10 項目）



取組み

重点的
取組み

子ども・子育て総合相談窓口の創設 ★

所管課

子育て支援課

内容

○子ども・子育て総合相談窓口の創設

～妊娠からおおむね18歳までの子ども及びその家族に対しての包括的支援の入り口として～

1. 妊娠・出産時の支援の推進

総合相談窓口では、市民が安心して妊娠から出産を迎えられるように、妊娠・出産に関わる具体的な支援の情報提供を行っていきます。不安な気持ちや悩みを抱えている妊婦が安心して出産できるように、気持ちに寄り添いながら相談を受け、他部署と連携しながら支援をしていきます。

また、出生届・児童手当申請時に様々な子育て支援サービスの案内と利用方法などについて情報提供を行います。

2. 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供

子育て期の様々な状況（ひとり親、生活困窮、ひきこもりなど）を抱える家庭の問題に寄り添いながら相談を行い、必要に応じ庁内外の専門の部署につなげるなど関係機関と連携を強化して支援します。

取組み	妊婦健康診査費用助成の推進	所管課	健康増進課
内容 継続	母子健康手帳交付時に産科の14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。また、35歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施します。		
取組み	出産・子育て応援事業の推進	所管課	健康増進課
内容 新規	すべての子育て家庭に対して、妊娠期から専門職（保健師・助産師・看護師）が面接を行い、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を予防します。		
取組み	特定不妊治療費助成事業の推進	所管課	健康増進課
内容 新規	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微鏡受精）を受ける方に対して、経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度に加え、治療費の一部を助成します。		
取組み	母子訪問事業の推進	所管課	健康増進課
内容 継続	妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、保健師等が「妊産婦訪問指導」「新生児訪問指導」「未熟児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」「乳幼児訪問指導」として家庭訪問を実施します。		
取組み	母子保健相談事業の推進	所管課	健康増進課
内容 継続	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児相談」を毎月開催します。専門職（保健師・助産師・栄養士）が生活習慣の確立や育児方法、離乳食などの相談や助言、情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健康相談」を実施します。また、電話にて随時相談を受け付けます。		

施策目標 1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり

取組み	母子保健連絡会の充実		所管課	健康増進課
内容	継続	母子保健に関する継続的なケアの充実や向上、連携を目的に、関係機関（保育園・幼稚園・学校・医療機関・庁内関係部署等）が集まり、情報交換及び講習会を実施します。		
取組み	親と子の健康教育事業の推進		所管課	健康増進課
内容	継続	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級にて専門職（歯科医師・保健師・助産師・栄養士）が妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。		
取組み	両親学級の開催		所管課	健康増進課
内容	拡充	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て方など育児に関する知識の普及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の健康づくりへの意識を高める働きかけを行います。		
取組み	こんにちは赤ちゃん事業の実施 ★		所管課	健康増進課
内容	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。		
取組み	子育て教室の開催		所管課	健康増進課
内容	拡充	毎月1回離乳食教室（初期対象）と離乳食フェア（中期から完了期対象）を実施します。また、おおむね12か月～1歳4か月児の保護者を対象に「1歳がわかる教室」を開催していましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、保育園・幼稚園で展開していきます。		
取組み	栄養改善事業の推進		所管課	健康増進課
内容	継続	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防のため、両親学級（4日間コース）の3日目に管理栄養士による講話を実施しています。各家庭の汁物の塩分測定を実施し、また、事前に提出していただいた1日分の食事記録を管理栄養士が個別に分析し、その分析結果を見ながら妊婦の方に理解を深めてもらうよう努めます。		
取組み	妊婦・乳幼児健康診査の推進 ★		所管課	健康増進課
内容	継続	<p>疾病やしょうがいの早期発見、児童虐待予防や子育て支援を目的に、「3～4か月児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「2歳児歯科健康診査」「3歳児健康診査」を実施し、適切な指導を行います。対象者には個別通知で周知を行い、未受診の方については子ども家庭支援センターと連携し、受診を促します。</p> <p>各健康診査後のフォロー健診として、「経過観察健診（1回/月）」、小児神経専門医による「発達健診（1回/月）」を実施しています。妊婦健康診査は、母子健康手帳交付時に14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。</p>		
取組み	歯科健康教育事業の推進		所管課	健康増進課
内容	継続	妊婦を対象に歯科検診を実施します。また、乳幼児を対象に、1歳6か月・2歳・3歳児歯科健診、乳幼児歯科相談（月2回）、歯科予防処置（フッ素塗布）を実施します。		

取組み	予防接種事業の推進		所管課	健康増進課
内容	拡充	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。		
取組み	育児パンフレットによる支援の充実		所管課	健康増進課
内容	継続	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行います。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスのパンフレットを配付します。		
取組み	救急医療情報提供の推進		所管課	健康増進課
内容	拡充	休日・休日夜間における医科救急患者に対する診療と休日の救急歯科患者に対する応急診療の円滑な運用へ向け、市民への情報提供の充実と普及拡大及び周知に努めます。		
取組み	子どもの育ちを支えるグループ支援【再掲】		所管課	健康増進課
内容	継続	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」（1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象）及び「ばすてる」（就園前の子どもと保護者対象）を実施し、遊びを通じた健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。		
取組み	子どもショートステイ事業の実施 ★		所管課	子育て支援課
内容	継続	保護者が、病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。		
取組み	ファミリー・サポート・センター事業の実施 ★		所管課	子育て支援課
内容	継続	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支えあう地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。		
取組み	一時保育の充実 ★		所管課	子育て支援課
内容	継続	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。		
取組み	育児支援サポーター派遣事業の実施【再掲】		所管課	子育て支援課
内容	拡充	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。		
取組み	助産施設入所委託事業の推進		所管課	子育て支援課
内容	継続	出産費用に困窮する妊婦を助産施設に入所させ、安心して出産に臨めるよう環境を整え、母子の健康の維持に努めます。		



(2) 子育て家庭の経済的な負担の軽減

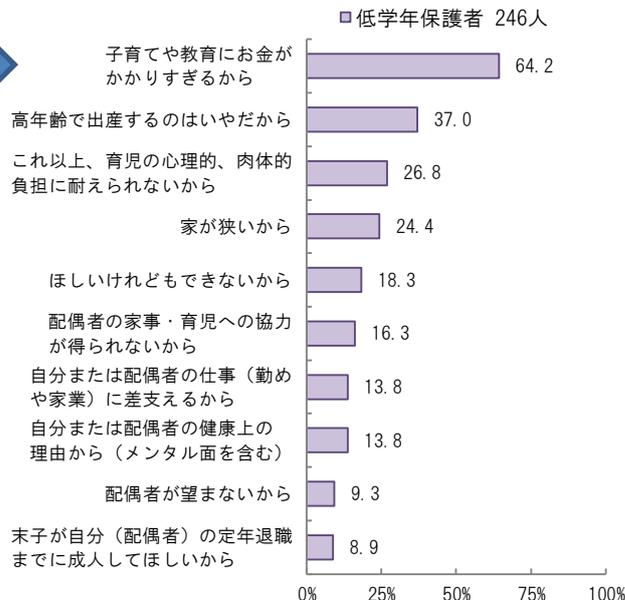
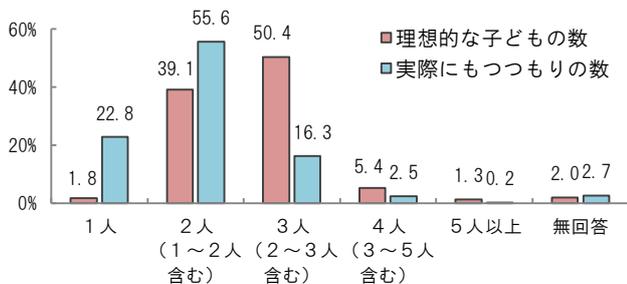
- 子育て家庭の養育に係る負担を軽減するため、各種助成・手当の支給を継続します。
- 生活困窮世帯や生活保護世帯、ひとり親世帯で経済的支援を要する家庭に対し、子どもの教育や就園・就学、医療に関する助成等を行い、機会の均等を図ります。

国立市アンケートより

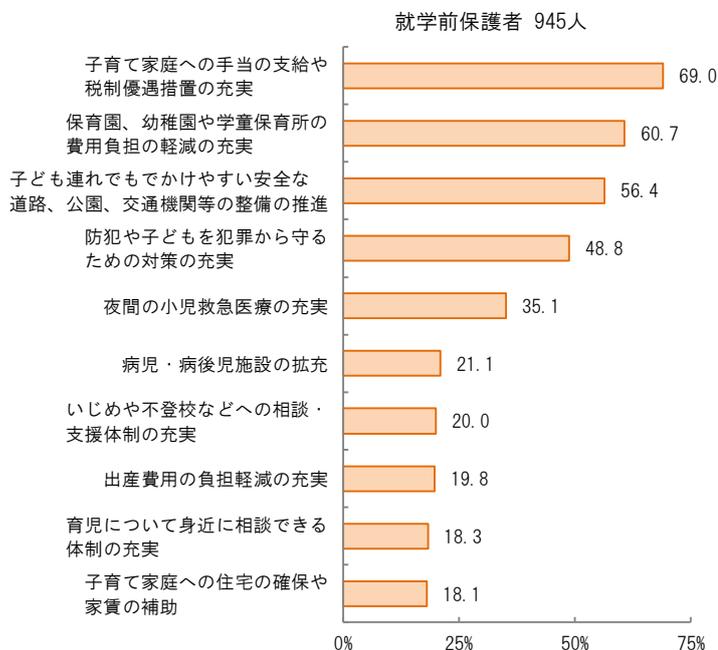
国立市アンケートでは、低学年保護者の理想的な子どもの数は「3人」が最も多くなっていますが、実際にもつつもりの数は「2人」が最も多くなっています（図表 5.4）。

実際にもつつもりの数より理想のほうが多い理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、60%を超えています。次いで「高年齢で出産するのはいやだから」「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と続いています（図表 5.5）。

図表 5.4 理想的な子どもの数と実際にもつつもりの数 図表 5.5 理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由【再掲】
低学年保護者 448人 (複数回答・上位10項目)



図表 5.6 特に実施してほしい子育て支援策【再掲】（5つまで回答・上位10項目）



就学前保護者では、特に実施してほしい支援策として、「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実」が69.0%で最も多く、次いで「保育園、幼稚園や学童保育所の費用負担の軽減の充実」が60.7%となっています（図表 5.6）。



取組み

重点的
取組み

生活困窮世帯への学習支援事業の推進

所管課

子育て支援課
福祉総務課

内容

1. ひとり親家庭の子どもへの支援

精神面や経済面で不安定な状況が見られるひとり親家庭の子どもが、学習・進学意欲を高めていけるよう、学習支援による基礎的な学力の定着と、社会とつながりを持ち、自分の居場所を実感できるような支援を行います。

2. 生活困窮世帯の子どもへの支援

高等学校卒業、大学進学、就職などの将来の自立に向けた包括的な支援を主眼として、小中学生を中心に学習習慣の定着や学習意欲の向上の支援、経済的な問題で学習塾に通えない子どもへの学習の場の提供などの支援を行います。また子どもだけでなく、小中学生の子どもがいる世帯の保護者に対しても、学習習慣の重要性などを喚起できるよう支援を行います。

取組み	受験生チャレンジ支援貸付事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続 塾代及び受験料の捻出が困難な低所得世帯の中学3年生・高校3年生等受験生の子どもがいる保護者等を対象に、都が資金を貸し付け、市が相談受付をすることにより、低所得世帯の子どもを支援します。		
取組み	生活保護世帯のための被保護者自立促進事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続 生活保護を受けている世帯等の子どもを対象に、次世代育成支援として、学習塾受講料等の支給をします。		
取組み	生活保護世帯のための健全育成事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続 生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動衣購入費や修学旅行参加支度金を支給します。		
取組み	児童手当の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続 生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の保護者など児童を養育している方に児童手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。		
取組み	児童育成手当支給事業の継続【再掲】	所管課	子育て支援課
内容	継続 父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいをする児童の家庭等、あるいはしょうがいをする児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。		
取組み	乳幼児・就学児への医療費助成の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続 乳幼児・就学児の健やかな成長と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成の充実・推進に努めます。		

施策目標 1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり

取組み	ひとり親家庭医療費助成事業の充実【再掲】	所管課	子育て支援課
内容	継続	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	
取組み	妊婦健康診査費用助成の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	母子健康手帳交付時に産科の14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。また、35歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施します。	
取組み	予防接種事業の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	拡充	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。	
取組み	認証保育所制度への助成	所管課	児童青少年課
内容	拡充	認可保育園に今後移行する予定の認証保育所に対して保育料を軽減するための運営費補助を行います。	
取組み	しょうがい児保育の充実【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	拡充	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体制を整備します。	
取組み	幼稚園等保護者補助金の拡充	所管課	児童青少年課
内容	拡充	幼稚園の保護者に対して教育費用の負担を軽減するため補助を行います。	
取組み	私立幼稚園運営助成金の充実	所管課	児童青少年課
内容	拡充	幼稚園運営費による負担を軽減し、よりよい教育を行うことができるように、園に対して補助を行います。	
取組み	保護者の教育費の負担軽減	所管課	教育総務課
内容	継続	移動教室費用補助等、児童生徒の保護者の教育費負担軽減を継続します。	
取組み	就学援助事業の実施	所管課	教育総務課
内容	継続	要保護及び準要保護の児童生徒への援助費の支給を継続します。	
取組み	幼児2人同乗用自転車リサイクルインフォメーション事業の実施	所管課	子育て支援課
内容	新規	一般の家庭で不用となった幼児2人同乗用自転車(電動アシスト機能を有するものを含む。)の再利用を、希望する市民に対して市があっせんすることにより、資源の循環を図り、子育て世代の経済的負担を軽減します。	



施策目標 2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、子育て期において話し相手や相談相手がいない「孤育て」となるケースが指摘されています。育児不安や悩みを抱える子育て家庭に向け、子育て全般に関する情報や仲間づくりにつながる情報の発信をしていく必要があります。
- 子どもが人を思いやることができ、豊かなところをもって成長していくためには、保護者自身も子育ての楽しさや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てによって成長していると実感できることが大切です。そのためには、親ができるだけ子どもと触れ合う時間をつくり、親同士の情報交換や交流ができる機会も重要です。
- 母親も父親も、各種教室や講座、親子イベントへの参加を通じて、子育ての知識や子育ての楽しさを学ぶことが、子どもと親の成長につながります。また、地域の様々な人と子育て家庭をつなぐ「架け橋」となるような、集いの場が求められています。

施策 12



(1) 子育て支援サービスの充実

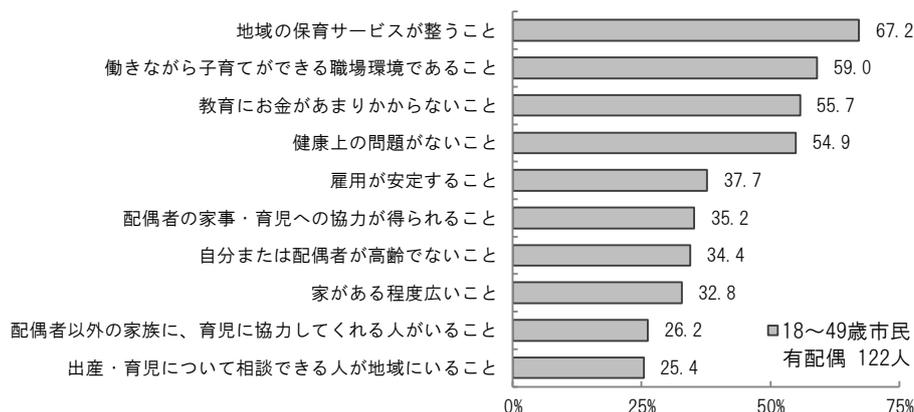
- 子育て家庭が必要な情報に効率的にアクセスでき、適切な行政サービスを受けることができるよう、各情報ツールを充実させながら情報提供事業の拡充を図ります。
- 子育て家庭が子育ての楽しさを実感できるよう、地域とのつながりの中で親子のきずなを深め、子育ての情報や思いを共有できる場づくりを進めます。

★ 国立市アンケートより

国立市アンケートでは、18～49歳市民の有配偶者が今後子どもをもつ場合の条件は、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多くなっています。次いで「働きながら子育てができる職場環境であること」「教育にお金がかからないこと」「健康上の問題がないこと」と続いています（図表 5.7）。

子育てグループのヒアリングでは、気軽に行ける遊び場や、駅前にゆっくり過ごせる場所などの希望があがっています。また、子育てグループで情報交換したり、相談したりしている状況がみられます（図表 5.8）。

図表 5.7 今後子どもをもつ場合の条件（複数回答・上位 10 項目）



施策目標 2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり

図表 5.8 子育てグループヒアリング内容

地域の子育て環境や施設のことで希望・要望はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に行けて子どもが寝そべて遊べるスペースがほしい。 ・駅前に赤ちゃんと落ち着いてゆっくり過ごせる場所がほしい。 ・市内に水遊びができる公園が複数ほしい。
気軽に相談できる場所がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットのサイト等で、すぐに相談の答えが返ってくるようなシステムがあったらいい。 ・外出が難しいとき、電話や訪問で誰かに疑問や悩みを相談できるような制度があったらいい。 ・ママ友に相談する。子育てグループの活動でいろいろな話ができる。



取組み

重点的取組み

子育てに関する情報提供事業の充実

所管課

児童青少年課
子育て支援課

内容

1. スマホアプリの導入

平成 27 年 4 月より施行された「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業として、スマートフォンアプリケーションを導入します。妊娠期から就学前の市内の子育て家庭約 2,600 世帯を含む 7,000 世帯（18 歳未満の子どもがいる家庭）を対象に、市内の子育て関連情報を効率的に提供し、子育て家庭が適切に行政サービスを受けられ、子育てがより円滑になるようサポートします。

2. 子育て情報誌の発行及び充実

子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育てに役立つ種々の情報を掲載した子育て情報誌の発行を推進します。

3. 「子育て施設・遊び場マップ」の作成

平成 27 年度に市内在住の子育て中の母親が編集委員となり、親目線で外出時に役立つ情報を載せた「くにたち子育てお散歩BOOK」を作成しました。

今後はさらに、子育てグループ等の協力を得ながら、新たに役立つ情報などを更新した「子育て施設・遊び場マップ」を作成します。作成したマップは子育て施設だけでなく、医療機関やコンビニなど広域での配布を検討し、また、スマホアプリを活用し新たな情報の収集と提供方法も検討します。

取組み

子育て相談事業の充実

所管課

子育て支援課

内容
継続

18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。

取組み

子育て相談担当者研修事業の充実

所管課

子育て支援課

内容
継続

相談内容が複雑・多岐にわたることや、疾病等の困難を併せもつ保護者からの相談も増えていることから、常に相談員の資質の向上を図るとともに、スーパーバイズを行います。

取組み

親と子の健康教育事業の推進【再掲】

所管課

健康増進課

内容
継続

保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級にて専門職（歯科医師・保健師・助産師・栄養士）が妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。

取組み	育児パンフレットによる支援の充実【再掲】		所管課	健康増進課
内容	継続	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行います。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスのパンフレットを配付します。		
取組み	先輩ママパパによる子育て支援の推進		所管課	子育て支援課
内容	拡充	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。		
取組み	子育てひろば事業の充実(地域子育て支援拠点事業) ★		所管課	子育て支援課 児童青少年課
内容	拡充	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業(子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場)の充実を図ります。		
取組み	親子グループへの育成支援		所管課	子育て支援課
内容	継続	乳児健診時の呼びかけで生まれた、親子グループ(月齢グループ)の活動に対する育成・支援を行います。		
取組み	地域子育てサークルの育成事業の推進		所管課	子育て支援課
内容	継続	市内で個々に活動している子育てサークルを把握し、子育て中の保護者たちのため、運営の相談、情報交換・交流の機会の提供など、サークルのネットワーク化を図り、育成を推進します。		
取組み	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進【再掲】		所管課	児童青少年課
内容	拡充	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。		
取組み	読み聞かせによる親子のきずなの形成と豊かなこころと創造力の育成		所管課	くにたち中央図書館
内容	継続	保健センターでの3~4か月健診時に保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせと、絵本を贈るブックスタート事業を行っています。読み聞かせは、子どものこころ・創造力を育むとともに言語能力を高め、人間関係を豊かにするため、本事業により親子で触れ合う喜びと子育ての楽しさを知ることによって親子のきずなを強くします。また、本事業の他にも、中央図書館、分室やその他の子育て施設で乳幼児家庭を対象とした読み聞かせを推進します。		

施策 13 視点5 視点6 視点8

(2) 親としての学び・成長への支援

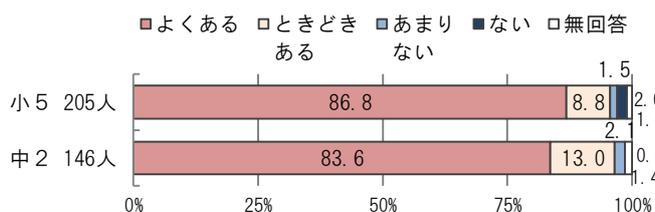
○保護者が子どもの成長・発達に関する適切な情報のもとに安心して子育てができ、親子の愛着形成と親としての成長をサポートするための事業を展開していきます。

★ 国立市アンケートより

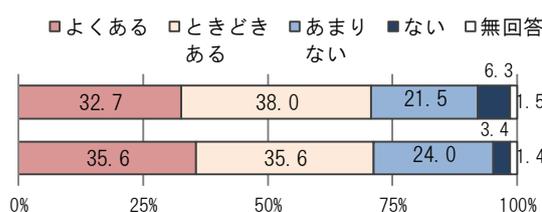
国立市アンケートでは、家庭での子どもとの触れ合いについて、「家族とおしゃべりすること」が「よくある」割合は、小5、中2ともに8割を超え、「家族で社会の出来事について話すこと」が「よくある」割合は3割強となっています。「家族で買い物や食事に出かけること」が「よくある」割合は小5では約6割、中2では約5割となっています（図表 5.9～5.11）。

高2では、親（保護者）と進路や勉強、将来の職業について「よく話をする」割合は約3割、「部活動や友人について」は約4割となっています。一方、「社会、経済、企業の動きについて」「将来の生活や生き方について」「自分の趣味や適性について」では「あまり話さない」割合が3割を超えています（図表 5.12）。

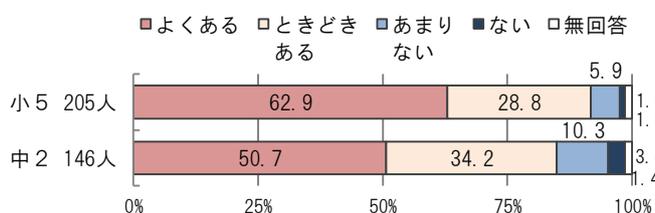
図表 5.9 家族でおしゃべりすること



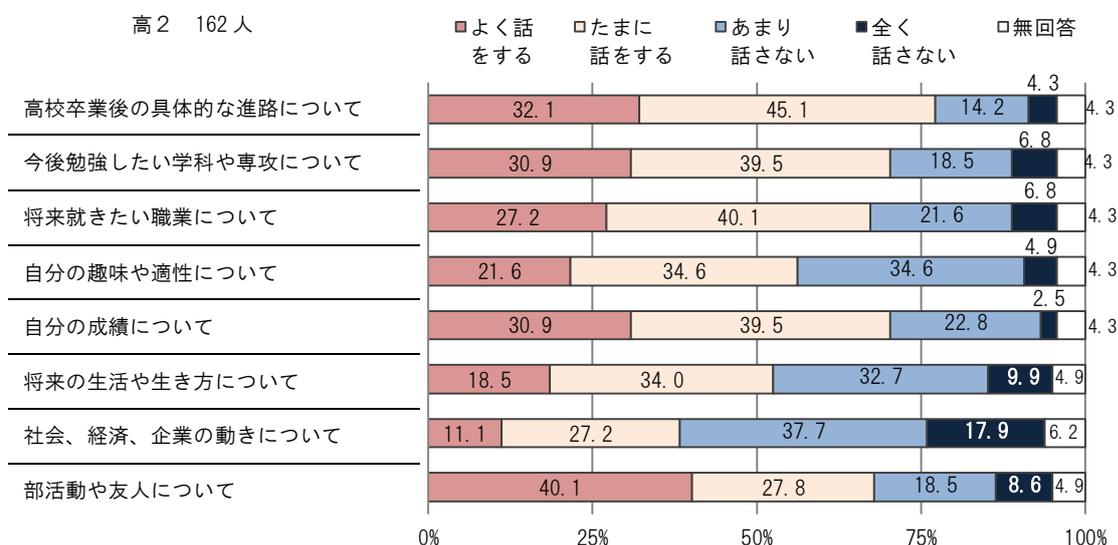
図表 5.10 家族で社会の出来事について話すこと



図表 5.11 家族で買い物や食事に出かけること

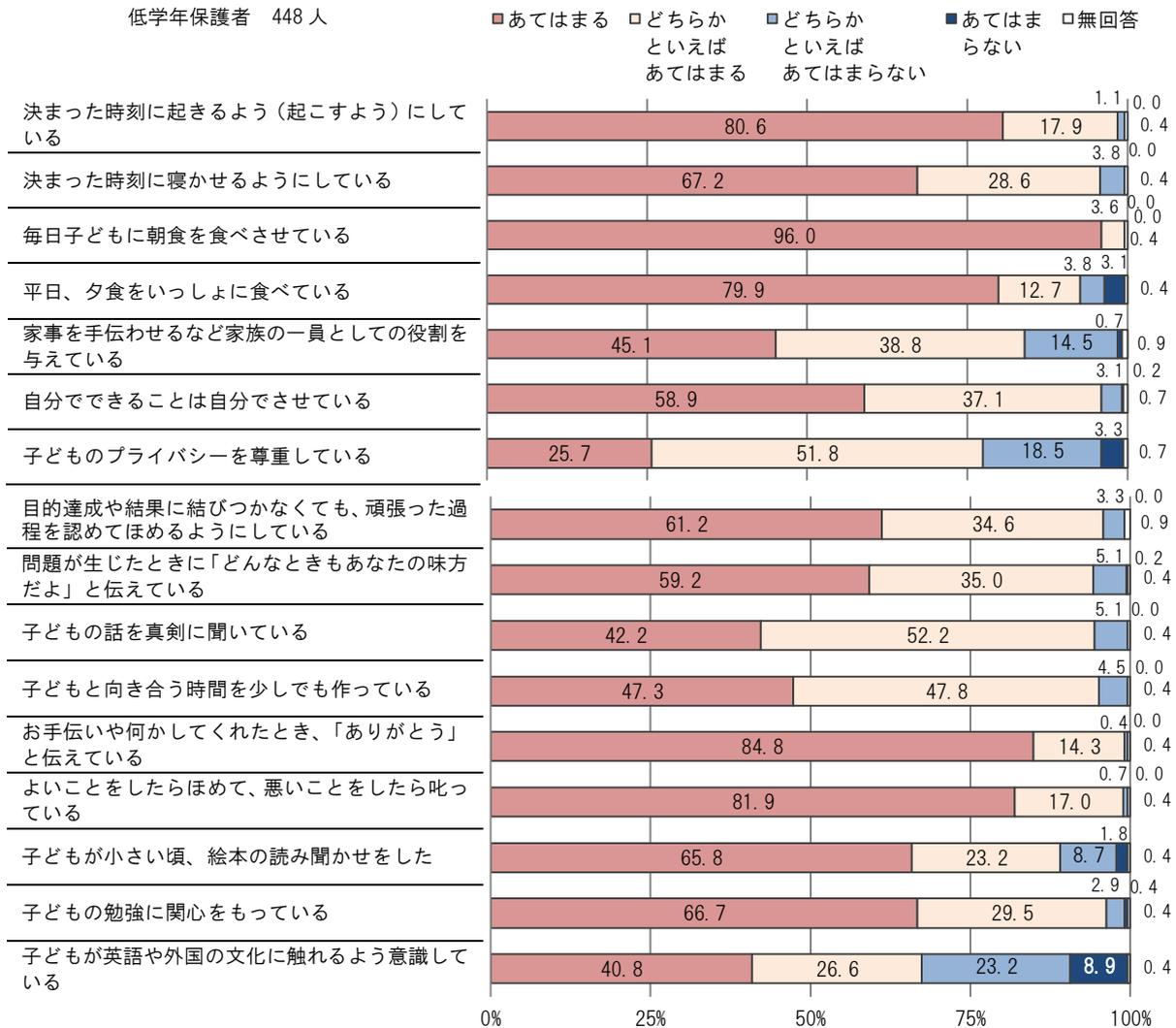


図表 5.12 親（保護者）と話す頻度



低学年保護者の、家庭における子どもに対することについて、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合わせるとおおむね9割を超えています。一方で、「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」を合わせると、「子どもが英語や外国の文化に触れるよう意識している」が32.1%、「子どものプライバシーを尊重している」が21.8%、「家事を手伝わせるなど家族の一員としての役割を与えている」が15.2%、「子どもが小さい頃、絵本の読み聞かせをした」が10.5%となっています（図表5.13）。

図表 5.13 家庭における子どもに対すること



取組み

取組み	子育て各種講座の充実	所管課	子育て支援課
内容	拡充 妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすいよう内容等の工夫を図ります。		
取組み	親の子育て力を高める事業の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続 子育てについて不安や悩みを抱えた保護者が、お互いの気持ちや考えを伝え合うことで、自分の気持ちに気づいたり、共感することで「孤育て」の予防と「親力」を高める働きかけを行います。		

施策目標 2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり

取組み	思春期を迎える子どもをもつ保護者向け講座の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続	思春期の子どものごころと体の変化を理解し、子どもとのコミュニケーション方法など、思春期を迎える前に知っておくと参考になる子育てのコツやヒントが学べる講座を実施します。また、思春期の子どもをもつ母親の勉強会などの開催を検討します。	
取組み	親子の多様な学びへの支援	所管課	児童青少年課
内容	継続	家庭の教育力向上や家庭におけるしつけや子どもに対する保護者の関わり方などを学ぶ機会や情報の提供を目的に、PTAや地区育成会が主催する「家庭教育学習会」への補助金交付を行い、事業を支援します。	
取組み	両親学級の開催【再掲】	所管課	健康増進課
内容	拡充	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て方など育児に関する知識の普及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の健康づくりへの意識を高める働きかけを行います。	
取組み	こんにちは赤ちゃん事業の実施 ★【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	
取組み	子育て教室の開催【再掲】	所管課	健康増進課
内容	拡充	毎月1回離乳食教室（初期対象）と離乳食フェア（中期から完了期対象）を実施します。また、おおむね12か月～1歳4か月児の保護者を対象に「1歳がわかる教室」を開催していましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、保育園・幼稚園で展開していきます。	
取組み	母子保健相談事業の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児相談」を毎月開催します。専門職（保健師・助産師・栄養士）が生活習慣の確立や育児方法、離乳食などの相談や助言、情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健康相談」を実施します。また、電話にて随時相談を受け付けます。	
取組み	わくわく塾くにたちの利用促進	所管課	生涯学習課
内容	継続	市職員による出前講座「わくわく塾くにたち」を、未就学児の保護者や、小中学生の子どもとその保護者が気軽に利用できるメニューを提供できるよう努めます。	
取組み	家庭の教育力向上のための支援の充実	所管課	生涯学習課
内容	新規	第20期国立市社会教育委員の会から答申「家庭教育支援の充実について」が提出されたことを受け、家庭教育支援の充実につながる事業を検討し、実施します。	
取組み	親子で共有の時間をもつ事業の推進【再掲】	所管課	公民館
内容	継続	親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくことを目的とし、年間を通じて、未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、様々なプログラムを実施していきます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体と事業連携を図っていきます。	

第6章

地域支援



子育てと子育てを地域ぐるみで支援します



3 地域支援

子育てと子育てを地域ぐるみで支援します

- 1 こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり
- 2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

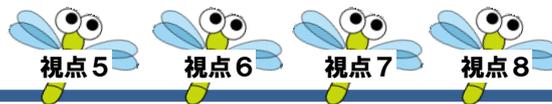


施策目標 1 こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり

現状と課題

- 共働き世帯の増加に伴い、性別に関わらず家事・育児を担う意識が徐々に高まっています。しかし、働き方に関する環境などが社会経済構造の変化に必ずしも適応しておらず、子育て家庭にとっては依然、仕事と生活の両立がしやすいとは言えないのが現実です。社会全体でワーク・ライフ・バランスの改善を目指す意識の醸成と、行政や地域によるサポートが必要です。
- 子どもを育てながら、こころにゆとりをもち、安心して仕事ができる環境をつくることで、子どもの健やかな成長につながります。多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設の整備や預かりサービスの充実が急務です。
- 男女が共に協力し合って子育てをする家庭が増えてきているとはいえ、育児休暇を取得する男性は依然少ない状況です。また、育児と介護を同時にしなければならない「ダブルケア」問題も、今後深刻化が予想されます。仕事・育児・家事・介護の両立を徐々に実現できる職場環境に整えていくよう、企業等に働きかけていくことも必要です。

施策 14



(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 性による役割分担にとらわれない子育てを実現できるよう、広く男女平等に関する学習・啓発活動を推進します。
- 子育て家庭が仕事と育児・家事・介護等との両立を図り、心身ともに健康で安心して子育てができるよう、育児支援体制の充実を図ります。

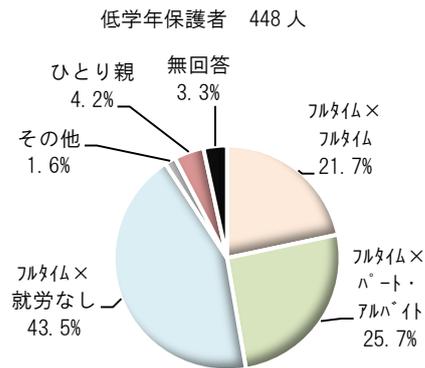
施策目標 1 こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり

★ 国立市アンケートより

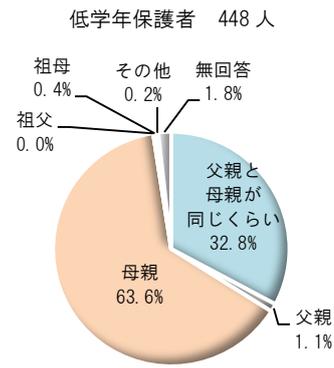
国立市アンケートでは、低学年保護者の就労状況は、フルタイムの共働きが21.7%、フルタイムとパート・アルバイトの共働きが25.7%で合わせて5割近くとなっていますが（図表 6.1）、主に子育てしている人は「母親」が63.6%、「父親と母親が同じくらい」が32.8%となっています（図表 6.2）。

また、家庭での役割は「育児・教育」については「父親も母親も同様に行う」が6割を超えています。また、「家事」については25.9%にとどまり、「基本的に母親の役割であり、父親はそれを手伝える程度」が4割を超え、「母親の役割である」を合わせると5割を超えています（図表 6.3）。

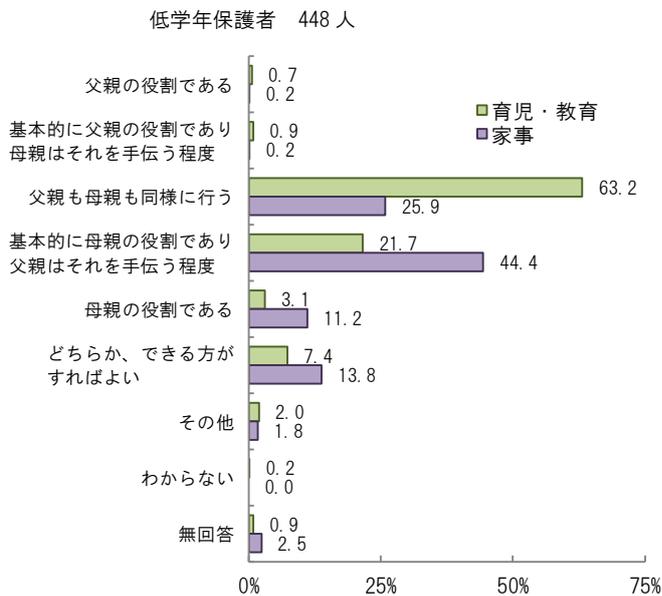
図表 6.1 両親の就労状況



図表 6.2 主に子育てしている人



図表 6.3 家庭での役割



取組み

重点的
取組み

「国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に則した事業の推進

所管課 市長室

内容

男女平等や男女共同参画社会の実現に向けては、教育や学習の機会確保と市民の男女平等意識の醸成が必要不可欠です。しかし、単に市民や市職員に対する啓発事業を行うだけの取組みでは不十分であり、より効率的かつ実効性のある方法を選択し、必要に応じて新たな手段を開発するなどして、確実に男女平等推進施策を展開していく必要があります。

1. 男女共同参画の意識づくり

義務教育などにおいて、将来の社会を担う子どもたちがその成長過程で、男女平等意識を自然と身に付け、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばしていくため、教育内容の充実や教職員の男女平等意識の醸成を図ります。

2. 固定的性別役割分担の解消

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人が職場・家庭・地域等の社会を問わず活躍できる環境づくりが不可欠です。

このため、地域や家庭において、男女双方の考え方や意見が対等に反映されることが重要です。家庭で男性が家事・育児・介護などへ積極的に関われる土壌づくりを、社会全体で進める取組みを推進します。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事は生計を支えるとともに、社会に貢献するやりがいや充実感をもたらします。しかし、現実には長期的な経済の低迷や雇用形態の変化により長時間労働が拡大し、人によっては、疲労により健康を害したり、仕事と家事・育児・介護との両立による悩みや問題を抱えています。

多様な働き方を支えるための育児支援・介護サービスの充実により、ワーク・ライフ・バランスの改善を図ります。

取組み	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	所管課	産業振興課
内容	継続 庁内連絡会（就労支援連絡会）を活用して他部署と連携するとともに、商工会や商店会を通じて労働法規等の情報提供を行います。また、子育て世代向けの就労支援セミナーを開催します。		
取組み	男性のワーク・ライフ・バランスを考える学習機会の充実	所管課	公民館
内容	継続 男性のワーク・ライフ・バランスを考えることを目的に、仕事以外の育児・介護・生活全般を見直すための学習会や講座を実施します。		
取組み	男性の育児・家事参加の支援	所管課	公民館
内容	拡充 父子（祖父子）を対象に「男性の料理教室」を実施し、父親の育児・家事参加意識の醸成と子どもとのきづなを深める機会づくりを進めます。		

施策目標 1 こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり

取組み	子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援		所管課	公民館
内容	継続	女性のライフデザインを考える保育付の講座や、年間を通した自主的な学習活動に保育を提供し、子育て中の女性の社会・地域参加を継続して支援します。		
取組み	少子高齢化社会における「ダブルケア」への取組みの検討		所管課	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課
内容	新規	少子化と高齢化社会が同時進行するなかで、これまでの仕事と子育ての両立だけではなく、仕事に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯(ダブルケア)の増加が予測され、これまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた新たな対策が必要になります。現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育て・介護を合わせた包括支援策の検討を進めます。		
取組み	一時保育の充実【再掲】 ★		所管課	子育て支援課
内容	継続	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。		
取組み	ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】 ★		所管課	子育て支援課
内容	継続	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望する方(利用会員)が、互いの協力に基づいて子育てを支えあう地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。		
取組み	保育所入所枠の拡大		所管課	児童青少年課
内容	拡充	保育の量的拡大・確保を図り、待機児問題を解消するため、保育所を新規に整備するとともに、定員の弾力化や定員の見直しを行っていきます。		
取組み	病児・病後児保育の充実 ★		所管課	児童青少年課
内容	拡充	病気等の理由で乳幼児を保育園で預かることができないときに、一時的に病児・病後児保育施設で預かることで保護者の就労を支援します。また、利便性の確保から2ヶ所目の設置を検討していきます。		
取組み	子育て各種講座の充実【再掲】		所管課	子育て支援課
内容	拡充	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすいよう内容等の工夫を図ります。		
取組み	家庭的保育事業(家庭福祉員)の推進		所管課	児童青少年課
内容	拡充	0歳児から2歳児の子どもに対し、小規模できめ細やかな家庭的保育を提供します。		
取組み	「放課後子ども総合プラン」の推進【再掲】 ★		所管課	児童青少年課
内容	新規	すべての小学校就学児童が、放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を通して自主性や社会性を身に付けられるよう、学童保育所と放課後子ども教室を一体的に整備していきます。		

取組み	学童保育所運営の充実【再掲】		所管課	児童青少年課
内容	拡充	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるプログラムづくりに努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づく4～6年生の受入れのために、事業内容の見直しを進めます。		
取組み	学童保育所の延長保育の実施【再掲】		所管課	児童青少年課
内容	拡充	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等がしやすい環境づくりを整える必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、保護者の就労形態は多様化し、また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等についても議論していきます。		
取組み	子育てしやすい職場環境づくり		所管課	職員課
内容	新規	子育て中の市職員が、仕事と両立しやすい職場環境をつくるため、コミュニケーションを図って配慮を心がけ、悩みを相談できる窓口を設置します。また、公私のバランスが図れるよう休暇の取得推進や、超過勤務の縮減に努めます。		



(2) 多様な教育・保育の充実

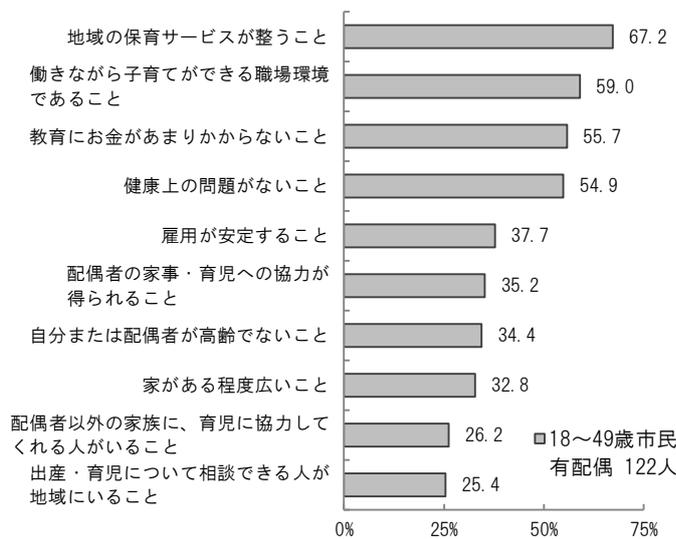
○多様な保育ニーズへの対応と待機児童の解消に向け、保育の量的拡大を図り、質の高い保育環境の整備と、各種保育事業の充実を図り、制度の周知に努めます。

★ 国立市アンケートより

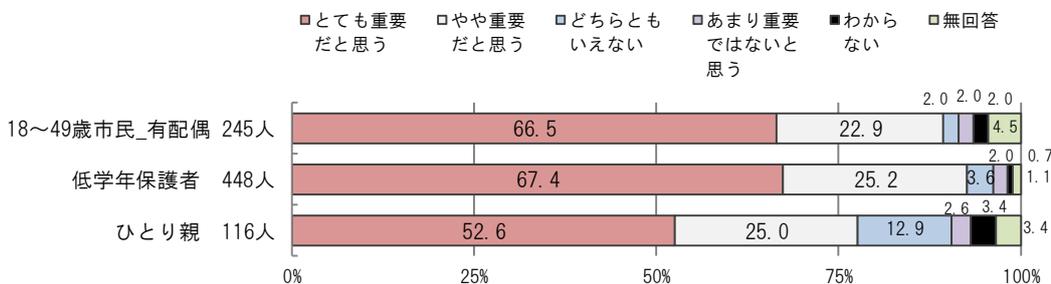
国立市アンケートでは、18～49歳市民の有配偶者が今後子どもをもつ場合の条件は、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多く、「働きながら子育てができる職場環境であること」「教育にお金がかからないこと」「健康上の問題がないこと」と続いています（図表 6.4）。

子育てをする人にとって地域の支えの重要性については、重要だと思う人が大半を占めており、多様な支えが重要だと考えられています（図表 6.5、6.6）。

図表 6.4 今後子どもをもつ場合の条件（複数回答・上位10項目）【再掲】



図表 6.5 子育てをする人にとって地域の支えは重要か



図表 6.6 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと（5つまで複数回答、18～49歳市民は複数回答）

単位：%

項目	回答者数（人）	子育てに関する情報提供できる人や場があること	子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの場があること	子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	子育てに関する情報を提供できる人や場があること	子育てを支援する人や場があること	不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	子どもにスポーツを教える人や場があること	子どもに勉強を教える人や場があること	地域の伝統文化を子どもに伝える人や場があること	学校以外で人とのつながりや社会のルールを学べる場があること	子どもに職業体験や人生経験を伝える人や場があること	地域で動植物にふれあう機会があること	小中学校の校外学習や行事をサポートする人がいること	見守りをする人がいること	子どもの防犯のための声かけや登下校の行事やお祭りなどがあること	子どもと大人が一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること
18～49歳市民（有配偶）	245	60.4	54.7	58.0	43.3	65.3	49.0	35.5	31.8	37.1	33.9	55.9	35.1	21.6	67.8	46.1		
就学前保護者	945	65.4	50.3	45.5	33.7	52.1	54.2	22.9	12.2	13.2	35.8	13.4	9.6	54.2	31.7			
低学年保護者	448	59.2	54.0	52.5	38.2	61.4	63.2	53.1	46.4	44.9	46.0	62.3	40.2	40.0	76.6	54.2		
ひとり親	116	31.9	26.7	37.1	24.1	49.1	33.6	35.3	42.2	19.0	26.7	44.0	22.4	20.7	57.8	33.6		

取組み

重点的
取組み

保育サービスの整備・提供体制の充実

所管課

児童青少年課

内容

1. 認可保育所の新設、認定子ども園の認可、地域型保育所の整備をします。
2. 国立市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年度までに保育施設の整備を行い待機児童の解消を図ります。
3. 幼稚園教諭や保育士等による合同研修、配慮を必要とする子どもに関わる職員の資質向上を図ります。
4. 教育・保育に関わる職員の処遇改善を図ります。

取組み	休日保育の検討	所管課	児童青少年課
内容	新規	年末などに保育を実施することで多様な保育ニーズに応え、保護者の就労を支援します。	
取組み	一時保育の充実【再掲】 ★	所管課	子育て支援課
内容	継続	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	
取組み	ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】 ★	所管課	子育て支援課
内容	継続	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支えあう地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	

施策目標 1 こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり

取組み	放課後子ども教室の充実【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	拡充	<p>小学校の施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら、大人の見守りのある安全で安心な子どもの居場所を提供します。子どもがいきいきと放課後の時間を過ごせるよう、市内市立小学校全校で実施している「ほうかごキッズ」の実施日数やプログラムについて見直し、「放課後の居場所」としての機能を高めます。</p>	
取組み	研修の体系化と各種研修の推進	所管課	職員課
内容	継続	<p>保育、教育関係者が幅広い分野で体験や知識の交換、学習を通じて交流を深め、専門性を高めるとともにお互いの資質向上になるよう、各種研修や体験学習の機会の充実に努めます。</p>	

施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

現状と課題

- 心身ともに成長が著しい思春期の子どもたちが、インターネットを介したトラブルや事件、犯罪に巻き込まれるケースが全国的に問題となっています。喫煙・飲酒・薬物といった知識も含めて、子どもたちが正しい知識を得る機会を設けるとともに、相談体制を整備することが求められています。また、子どもたちが登下校時に事故に巻き込まれないよう、日頃からの交通安全教育と地域の見守りを強化することが必要です。
- 小さな子どもをもつ保護者が、外出時も安全で不安なく過ごせるまちの環境は、住みやすいまちの意識につながります。乳幼児を育てる親目線のまちづくりと環境整備を進めていく必要があります。
- 地域のつながりが希薄化する中、子どもたちが自立性や社会性を育むためには、地域の人々との交流の機会をもつことの重要性が増しています。地域には多様なノウハウや知識をもった人材も多く、子ども支援をしたいと考えている方も少なくありません。活力あるまちづくりのためにも、子育て・子育て支援に関わる人材の育成と確保が期待されています。

施策16 視点1 視点2 視点4 視点6 視点8

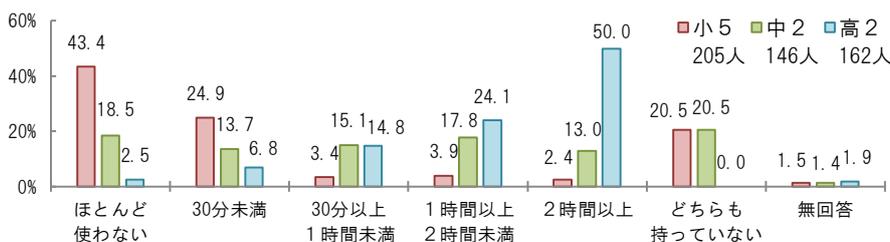
(1) 子どもと家庭の安心・安全の強化

- 子どもたちが地域の中で安全に過ごせるよう、見守りの輪を広げ、事故やトラブルに巻き込まれることのないよう、子ども自身が危険を回避するための学習機会を創出します。

★ 国立市アンケートより

国立市アンケートでは、平日に携帯電話やスマートフォンを2時間以上使う割合は、小5が2.4%、中2が13.0%、高2が50.0%となっており(図表6.7)、休日ではさらに多い状況です。

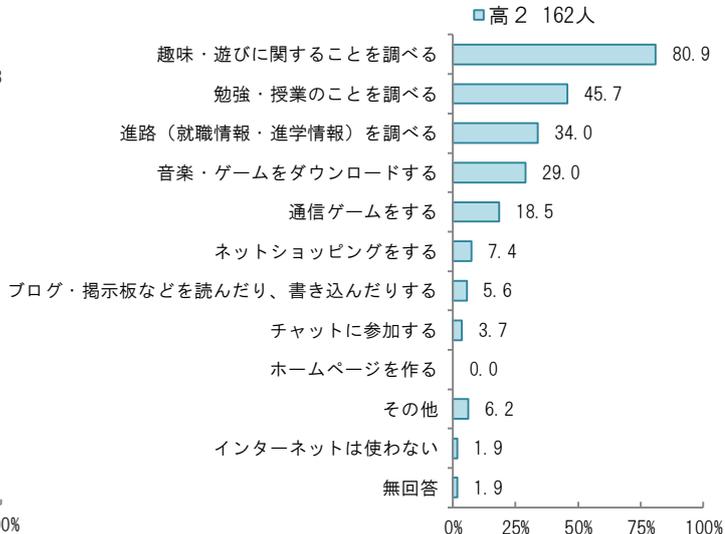
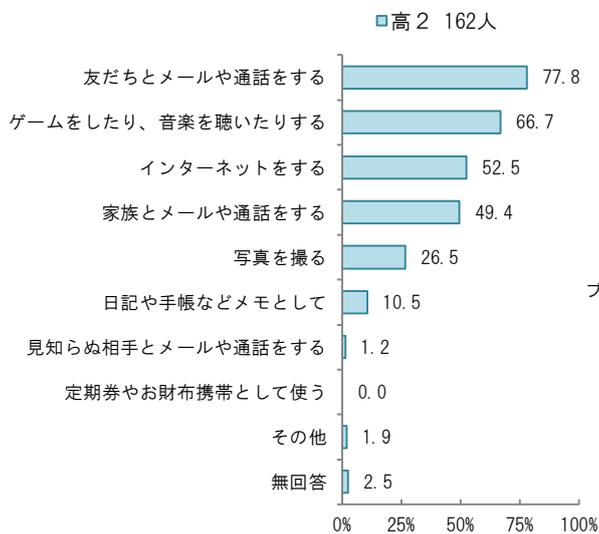
図表 6.7 携帯電話やスマートフォンを使う時間(平日)



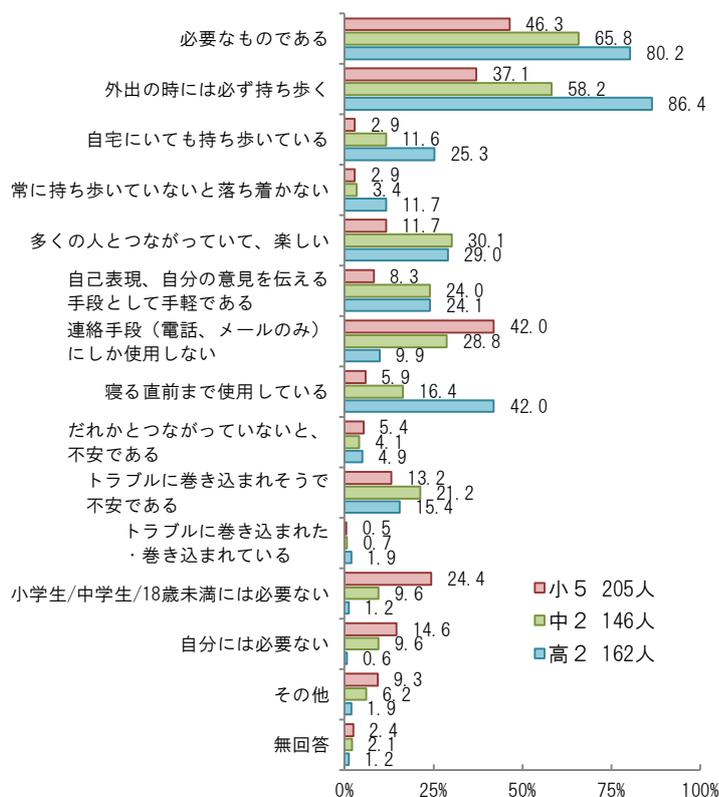
施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

高2の携帯電話やスマートフォンの使用目的は、「友だちとメールや通話をする」が最も多く、次いで「ゲームをしたり、音楽を聴いたりする」「インターネットをする」と続いています（図表6.8）。また、インターネットの使用目的は、「趣味・遊びに関することを調べる」が8割を超えて最も多く、次いで「勉強・授業のことを調べる」「進路（就職情報・進学情報）を調べる」と続いています（図表6.9）。

図表 6.8 携帯電話やスマートフォンの使用目的（3つまで複数回答） 図表 6.9 インターネットの使用目的（3つまで複数回答）



図表 6.10 携帯電話やスマートフォンに対する考え方

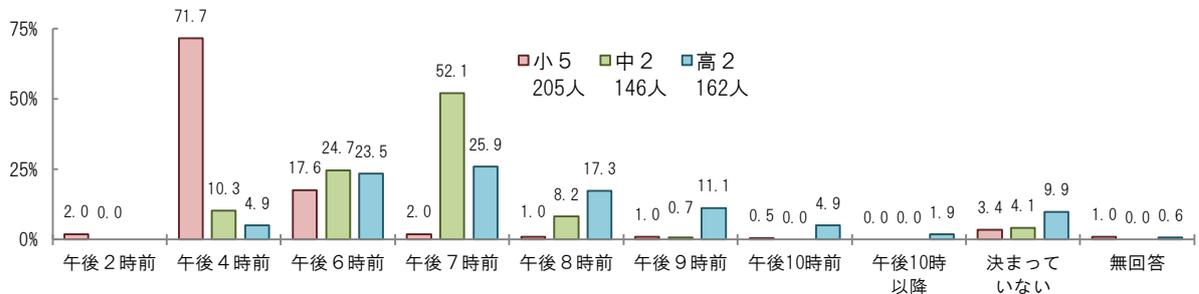


携帯電話やスマートフォンについて、「必要なものである」と考える割合は、小5が46.3%、中2が65.8%、高2が80.2%となっています。また、高2では「寝る直前まで使用している」が42.0%となっています。一方、「トラブルに巻き込まれそうで不安である」割合は、小5が13.2%、中2が21.2%、高2が15.4%となっており、実際に「トラブルに巻き込まれた・巻き込まれている」割合もわずかながらみられます（図表6.10）。

平日の帰宅時刻は、午後6時以降が小5では4.5%、中2では61.0%、高2では61.1%となっています（図表6.11）。

地域で子育てを支えるために重要だと思うことは、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」の割合が高くなっています。（図表6.12）

図表 6.11 平日の帰宅時刻



図表 6.12 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと【再掲】（5つまで複数回答、18～49歳市民は複数回答） 単位：%

項目	回答者数(人)	子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること	子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること	小中学校の校外学習や行事をサポートする人がいること	地域で動植物にふれあう機会があること	学校以外で人とのつながりや社会のルールを学べる場があること	子どもに職業体験や人生経験を伝える人や場があること	地域の伝統文化を子どもに伝える人や場があること	子どもに勉強を教える人や場があること	子どもにスポーツを教える人や場があること	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	不意の外出や親の帰りが遅くなったときに子どもを預かる人や場があること	子育て家庭の家事を支援する人や場があること	子育てに関する情報を提供する人や場があること	子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの場があること	子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること
18～49歳市民(有配偶)	245	60.4	54.7	58.0	43.3	65.3	49.0	35.5	31.8	37.1	33.9	55.9	35.1	21.6	67.8	46.1
就学前保護者	945	65.4	50.3	45.5	33.7	52.1	54.2	22.9	12.2	13.2	35.8	13.4	9.6	54.2	31.7	
低学年保護者	448	59.2	54.0	52.5	38.2	61.4	63.2	53.1	46.4	44.9	46.0	62.3	40.2	40.0	76.6	54.2
ひとり親	116	31.9	26.7	37.1	24.1	49.1	33.6	35.3	42.2	19.0	26.7	44.0	22.4	20.7	57.8	33.6

取組み

重点的取組み

あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進

所管課

防災安全課
児童青少年課 他

内容

- 「(仮称)安心・安全まちづくり条例」の制定に先駆けて、犯罪・暴力・事故・いじめ・メディア・薬物・飲酒・喫煙などから児童を守るための庁内関係部署による連絡会設置を検討します。
- 子どもや高齢者の安全確保の観点を含めた「(仮称)安心・安全まちづくり条例」の制定を目指します。
- 他の自治体の事例を参考にし、新たな地域住民による子どもや高齢者の見守り手法の検討を行います。

施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

取組み	防犯に配慮したまちづくりの推進		所管課	防災安全課
内容	継続	防犯協会、警察との連携による防犯パトロール及び啓発活動を実施します。また、児童の見守り等の防犯活動団体への防犯用品の貸与を推進します。		
取組み	高齢者見守りネットワーク等との連携による子どもの見守りの推進		所管課	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課
内容	新規	高齢者見守りネットワークの協力団体などが各家庭を集配などで訪問の際に、高齢者同様に子どもや家庭の異変を感じたり、市内巡回の際に不審者を目撃したり、危険箇所を発見した場合など連携を図り、地域全体でさりげない見守りシステムを検討します。		
取組み	子どもの登下校時の見守りの強化		所管課	教育総務課 児童青少年課
内容	拡充	市内公立学校関係者によるパトロール、朝の登校指導を実施するとともに、自治会や防犯協会など、市民と連携して、取組みの拡充を図ります。また、下校時に、子どもの見守りを願うメッセージを流すとともに、ボランティア保険に加入し、地域の見守りを促していきます。さらに、緊急時に子どもが逃げ込める民家や店舗を確保し、その周知に努めます。		
取組み	危険を予測し回避する交通安全教育の推進		所管課	教育指導支援課
内容	継続	子ども自身の危険を予測し回避する能力の向上と、発達段階に応じた地域社会の安全に貢献するために、各校で年間の指導計画を作成し交通安全教育を推進します。特に、家庭教育との関連を図り、日常生活での交通安全意識を高めます。		
取組み	通学路、通園路の安全確保		所管課	環境政策課
内容	継続	住宅地の歩道のない道路や狭い道路、特に通学路の交差点部分に、緑化による低い生垣を設けてもらうPR活動を行うことにより交差点部分の視界が広がり、子どもたちもドライバーもお互いの存在を早く確認できるため、交通事故の減少に役立ち、また、緑化の推進や景観の創出に役立つことから、市民の協力を得ながら緑化による安全確保を推進します。		
取組み	交通安全推進事業の促進		所管課	交通課
内容	新規	交通安全対策の総合的な計画を策定し、交通安全の推進を図ることで、高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者の交通事故を減らします。また、計画に基づき、市民の交通安全活動参加の促進や歩行者にとって歩きやすい道路環境整備の推進、さらに、小学校や中学校を対象とした交通安全教育の継続とともに、一般を対象とした交通安全の啓発活動を実施します。		
取組み	薬物・タバコの害に対する正しい知識の普及		所管課	健康増進課
内容	継続	都薬物乱用防止推進国立地区協議会を通じ、都主催の中学生を対象とした薬物乱用防止「標語・ポスター」の募集、選考、表彰や、小中学生を対象に薬物乱用防止のための授業に組み込む等、普及啓発活動を行っていきます。		
取組み	安心・安全で豊かな消費生活を営むための消費者教育		所管課	教育指導支援課
内容	新規	学校教育においては、社会科、家庭科、生活科、特別活動などの教科・領域の学習で実施されており、今後、実生活との結びつきを一層図っていきます。		

施策 17



(2) 外出が楽しくなる安心・安全なまちづくり

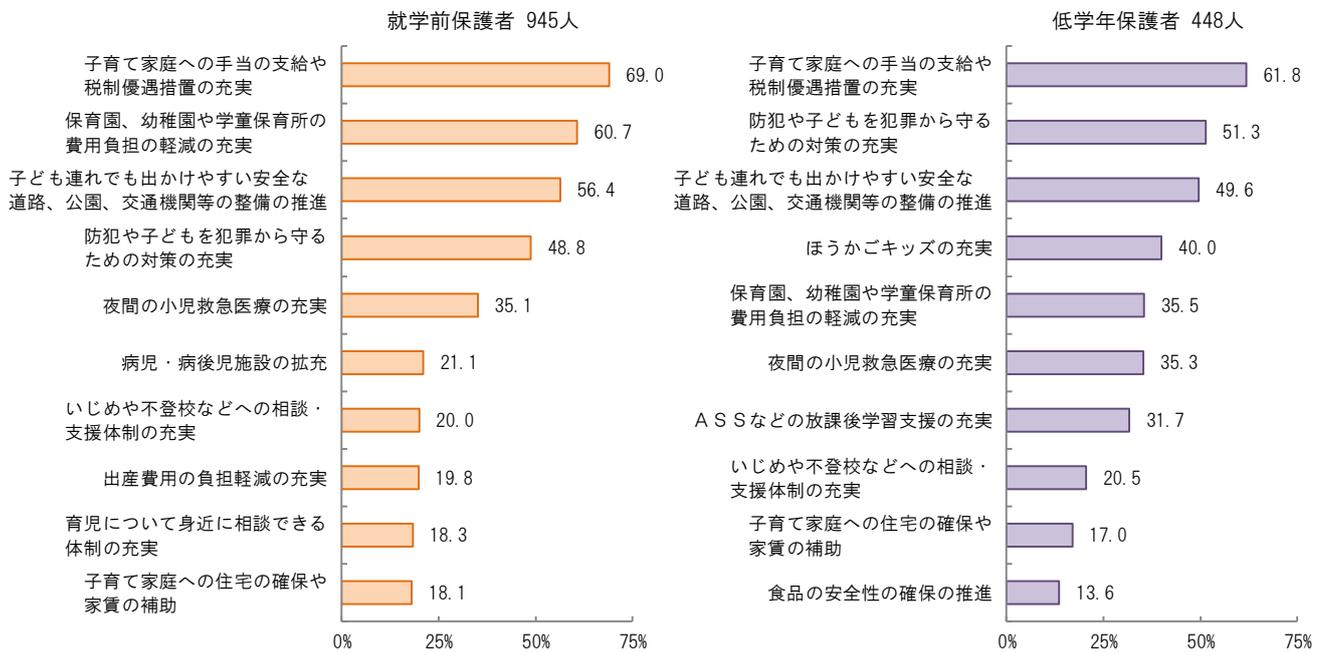
- 子ども連れでの外出でも、まちの中で安全で快適に過ごすことができるよう、環境の整備を進めます。
- 国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討し、国立駅周辺のにぎわいの創出や交流人口の増加を図ります。

★ 国立市アンケートより

就学前保護者では、特に実施してほしい支援策として、「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実」「保育園、幼稚園や学童保育所の費用負担の軽減の充実」に続いて、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」があがっています。

低学年保護者でも「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実」「防犯や子どもを犯罪から守るための対策の充実」に続いて、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」があがっています（図表 6.13）。

図表 6.13 特に実施してほしい子育て支援策（複数回答・上位 10 項目）（就学前保護者は 5 つまで回答【再掲】）





取組み

重点的
取組み

国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業

所管課

国立駅周辺整備課
児童青少年課
子育て支援課

内容

南口公共施設等用地に関しては、「国立駅周辺まちづくり基本計画」などの上位計画をもとに、どのような機能をもった公共施設を位置づけるのかを検討してきました。その議論の中で、子どもを取り巻く社会的な背景を踏まえ、子育て支援機能を位置づけることが検討されました。その結果まとめられた「国立駅南口複合公共施設整備基本計画（素案）」では、子育て支援機能に関する、国立市内、国立駅周辺の課題として、子どもの遊び場の不足、在宅乳幼児等とその親への支援の不足を充足する必要があることが位置づけられています。

現在は、平成27年3月に「国立駅南口複合公共施設整備基本計画（素案）」を公表し、市民説明会・意見交換会、パブリックコメント等を実施してきたところです。「素案」を踏まえ、今後「計画」として、正式に事業を位置づけていく必要があります。その検討の中で、どのような事業手法が最も適しているのかを整理し、事業実施をしていく必要があります。

○施策内容

整備の検討を行っている国立駅南口複合公共施設の中に子育て支援機能として、「子育てひろば」等を整備する計画の検討、施設整備の検討を行う事業です。

「素案」は、施設全体のコンセプトを「もっとくにたちが好きになる場所」とし、整備方針を「人を“もっと集める”ための『賑わい創出』」「市民が『子育て』『文化』を“もっと広げる”ための居場所づくり」「市民を“もっと支える”ための『文化・交流』機能の導入」としてまとめています。

子育て支援施設の具体的な機能としては、「親子で自由に遊べる子育てひろば機能（集める、支える）」「親子の交流の場、子育て相談や情報提供を行う機能（広げる、支える）」「読み聞かせ等を実施する絵本の部屋の導入（広げる、支える）」「国立駅周辺を利用する買い物客等が子どもを一時的に預けられる機能（集める、支える）」「市内外からの子育て世代・若者の誘導・賑わいの創出（集める）」と整理しています。

これら機能を有する施設整備が、第一に、良好な子育て・子育て環境を整え、将来を担う子育て世代の支援機能を高めること、第二に、交通のアクセスが良い国立駅前に施設を整備することで、市内のみならず、市外からも人を呼び込み、国立駅周辺のにぎわい創出や、交流人口の増加に寄与することが目的です。

取組み	公園等遊べる施設の整備	所管課	環境政策課
内容	継続	公園が子どものたまり場的機能をもてるよう、また幼児から高齢者までが利用できるような施設の充実を図ります。また、水辺や緑などの自然に関わることができるルートや城山公園の散策路などの整備を図ります。	
取組み	赤ちゃん・ふらっと事業の推進	所管課	子育て支援課
内容	拡充	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」に基づき、市の施設に「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに、都が交付する適合証を表示して、市民にその所在を広く周知します。また、市内の民間事業所への設置を推進します。	

取組み	コミュニティバス運行事業の見直し検討		所管課	交通課
内容	継続	平成15年3月から北ルート、北西中ルートにコミュニティバス「くにっこ」の運行を実施していますが、近年、「くにっこ」の利用者は増加傾向にあります。さらなるサービス向上のため地域公共交通会議において増便・運行時間の延長や、福祉的な交通や試行運行の見直しなどの検討を行います。		
取組み	大型自転車駐輪スペース整備事業の検討		所管課	交通課
内容	新規	これまで幼児2人同乗用自転車（3人乗り自転車）等に関しては、中央線高架下自転車駐輪場のみ駐輪スペースを確保しておりましたが、3人乗り自転車等の普及に伴い、平成29年度には、国立駅南第一自転車駐輪場でもご利用が可能となり、他の自転車駐輪場においても大型自転車が駐輪できるスペースの整備の検討を行います。		
取組み	幼児2人同乗用自転車リサイクルインフォメーション事業の実施【再掲】		所管課	子育て支援課
内容	新規	一般の家庭で不用となった幼児2人同乗用自転車(電動アシスト機能を有するものを含む。)の再利用を、希望する市民に対して市があっせんすることにより、資源の循環を図り、子育て世代の経済的負担を軽減します。		
取組み	子どもや子育て家庭による地域の集会施設の利用促進		所管課	生活コミュニティ課
内容	拡充	市民プラザや市内の集会施設等において、子育てサークルによる利用や、地域の子ども会等のイベントでの利用を積極的に促し、活動の場が地域の身近な施設で広がるよう支援します。		
取組み	市庁舎における子育てバリアフリー環境の充実		所管課	職員課 総務課
内容	新規	男女を問わず子ども連れの市民が来庁しやすい市役所にするため、幼児の遊び場や「赤ちゃん・ふらっと」を設置するなどして施設環境の整備を図るとともに、親切で丁寧な対応に心がけることで、庁舎内の子育てバリアフリーを推進します。		



(3) 地域の力を活用した子育て・子育て支援

○様々なノウハウや経験をもっている地域の方々の協力を得て、子どもたちが学習・体験の幅を広げ、多様な関係性の中で豊かな社会性を育む支援をします。

○活気のあるまちの実現に向け、子どもたちが地域の中でいきいき活動できる事業の充実を図ります。

★ 国立市アンケートより

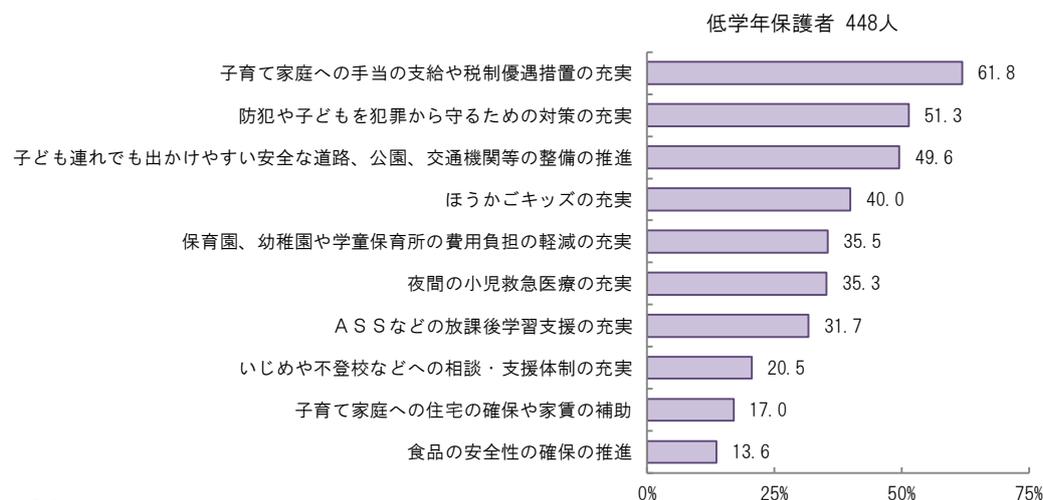
国立市アンケートでは、地域で子育てを支えるために様々なことが重要だと考えられており、子どもの年齢によって順位に差はありますが、防犯や見守りのほか、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること」「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」「学校以外で人とのつながりや社会のルールを学べる場があること」などが多くあげられています（図表 6.14）。

低学年保護者では、特に実施してほしい支援策として、「ほうかごキッズの充実」「A S Sなどの放課後学習支援の充実」も 30%を超えています（図表 6.15）。

図表 6.14 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと【再掲】（5つまで複数回答、18～49歳市民は複数回答） 単位：%

項目	回答者数(人)	子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの場があること	子育てに関する情報を提供する人や場があること	子育て家庭の家事を支援する人や場があること	不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	子どもにもスポーツを教える人や場があること	子どもにも勉強を教える人や場があること	地域の伝統文化を子どもに伝える人や場があること	子どもにも職業体験や人生経験を伝える人や場があること	学校以外で人とのつながりや社会のルールを学べる場があること	地域で動植物にふれあう機会があること	小中学校の校外学習や行事をサポートする人がいること	見守りをする人がいること	子どもと大人が一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること
18～49歳市民(有配偶)	245	60.4	54.7	58.0	43.3	65.3	49.0	35.5	31.8	37.1	33.9	55.9	35.1	21.6	67.8	46.1
就学前保護者	945	65.4	50.3	45.5	33.7	52.1	54.2	22.9	12.2	13.2	35.8	13.4	9.6	54.2	31.7	
低学年保護者	448	59.2	54.0	52.5	38.2	61.4	63.2	53.1	46.4	44.9	46.0	62.3	40.2	40.0	76.6	54.2
ひとり親	116	31.9	26.7	37.1	24.1	49.1	33.6	35.3	42.2	19.0	26.7	44.0	22.4	20.7	57.8	33.6

図表 6.15 特に実施してほしい子育て支援策【再掲】（複数回答・上位10項目）




取組み

**重点的
取組み**
地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進

所管課

教育指導支援課

内容

放課後学習支援教室の推進

- (1) 平成 28 年度より放課後学習支援教室を市内全公立小学校8校で実施し、学校と連携し地域の力を活用して、子どもの「やる気」をサポートします。
- (2) 各学校の状況（児童の学力、学習意欲、参加人数など）に応じて柔軟な指導形態や指導内容を目指します。
- (3) 放課後の子どもたちの過ごし方の一つとしての学習活動の拠点となるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室との新たな連携を模索します。

取組み	市内の高校や大学との地域連携による子育て支援	所管課	地域連携関係部署
内容	新規	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。	
取組み	児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会による取組み	所管課	福祉総務課 子育て支援課 教育指導支援課
内容	継続	児童委員、児童相談所職員、学校職員及び子ども家庭支援センター等児童福祉関係職員等が集い、地域の児童問題について講演会などを開催し、情報交換及び協議を行い、相互の理解を深めるとともに、関係機関の連携を強化し、児童福祉の向上を図ります。	
取組み	地域における子どもの居場所づくり事業の拡充	所管課	児童青少年課
内容	拡充	地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付け、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付していきます。	
取組み	地区育成会への支援【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	継続	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材のもつ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしていきます。	
取組み	地域との連携協力による部活動の充実	所管課	教育指導支援課
内容	継続	部活動の一層の充実を図るため、課外活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導の支援を行います。地域との協力により部活動の活性化を図る体制づくりを検証します。	
取組み	家庭・地域と連携したごみ減量・資源化啓発学習の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続	家庭・地域と連携し、日常生活の中で、子どもたちがごみ減量や資源化を実感する場づくりを進めます。学校においては、社会科、家庭科を中心に、ごみ問題やリサイクルについての学習を進めます。	

施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

取組み	地域と協力したスポーツ活動の促進	所管課	生涯学習課
内容 拡 充	体育協会、くにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツを行うクラブ・団体と協力して、市内のスポーツ環境を充実させます。		
取組み	イベントを活用したにぎわいによる子育て・子育て家庭の交流と支援	所管課	産業振興課
内容 新 規	くにたちさくらフェスティバル、LINKくにたち、くにたち秋の市民まつりは、毎年、多くの団体が参加、出店しています。舞台やパレード、各種の出店といった多くのにぎわいにより、多くの子どもや子育て家庭が地域でふれあい、つながる場所を創出します。		
取組み	先輩ママパパによる子育て支援の推進【再掲】	所管課	子育て支援課
内容 拡 充	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。		
取組み	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業【再掲】	所管課	しょうがいしゃ支援課
内容 新 規	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児(中学生を対象とする予定)が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業(仮称「ふれジョブ」)として、実施していきます。		
取組み	桜守事業の推進【再掲】	所管課	環境政策課
内容 継 続	平成12年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を市民ボランティアと行政との協働により実施しています。平成14年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒に実施しており、今後も多くの市民や子どもたちと継続的に実施していきます。		
取組み	地域で育む・深める国際理解の推進【再掲】	所管課	生活コミュニティ課
内容 継 続	国連大学・国連UNHCR協会訪問など地域国際交流団体の支援を受け、小学生から高校生への国際理解の一層の推進を図ります。		
取組み	世代間交流事業の推進【再掲】	所管課	公民館
内容 継 続	地域で活動している団体の協力を得て、伝統や文化を継承する事業を実施し、祖父母世代や親世代と、子どもたちとの世代間交流の充実を図ります。		
取組み	多文化共生事業の推進【再掲】	所管課	公民館
内容 拡 充	国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支え合い、助け合う関係を築き、広く多文化共生社会につながる講座を実施していきます。また、地域のボランティアの協力を得て、子育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充実を図ります。		
取組み	図書館ボランティアの育成	所管課	くにたち中央図書館
内容 拡 充	絵本の読み聞かせやYA(ヤングアダルト)コーナーを担当するボランティアを育成し、子どもが読書に親しんだり自ら参画する機会を広げます。		
取組み	市職員による地域活動の参加・社会貢献の推進	所管課	職員課
内容 新 規	安心かつ安全に子どもを育てられる環境づくりのため、地域住民の自主的な防犯活動などの地域活動への市職員の積極的な参加を支援します。		

